

第4次恵那市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5(2023)～令和9(2027)年度
【案】

令和5年1月
恵 那 市
社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 地域福祉について.....	2
(1) 地域福祉とは.....	2
(2) 「地域共生社会」とは.....	2
(3) 自助・互助・共助・公助の考え方.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけと法的根拠.....	5
4 本計画策定のポイント.....	7
(1) 市町村地域福祉計画策定のガイドライン.....	7
(2) 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」.....	8
(3) 「重層的支援体制整備事業」の創設.....	9
(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係.....	10
5 本計画の特徴.....	11
6 地域福祉計画推進圏域の設定.....	12
7 関連計画との位置づけ.....	12
8 計画の期間.....	13
9 計画の策定体制.....	14
(1) 恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画策定委員会.....	14
(2) 市民意識調査.....	14
(3) 地域福祉懇談会.....	14
(4) パブリックコメント.....	14
第2章 恵那市の現状.....	15
1 恵那市を取り巻く状況.....	16
(1) 人口・世帯の動向.....	16
(2) 次世代の動向.....	17
(3) 高齢者の動向.....	19
(4) 障がい者の動向.....	20
(5) その他支援を必要とする人の動向.....	21
(6) 地域活動などの動向.....	22
(7) 地区ごとの状況.....	23
(8) 自殺に関する状況.....	24
2 市民意識調査の概要.....	25
(1) 調査の目的.....	25
(2) 調査結果.....	25
3 前回計画の評価.....	34
基本目標1 見守り助け合う しくみづくり.....	34
基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり.....	36
基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり.....	37
基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり.....	38
前回計画全体の評価.....	38

第3章 基本構想	39
1 計画の基本理念と愛称	40
(1) 基本理念	40
(2) 計画の愛称	40
(3) 基本目標	41
(4) 指標の設定	42
(5) 計画の体系図	43
2 重点施策の推進	44
(1) 本計画における重点施策	44
(2) 地域福祉活動計画の推進における重点項目	45
第4章 基本計画・実施計画	47
基本目標1 見守り助け合う しゅくみづくり	48
基本方針1 住民同士の交流機会の確保	48
基本方針2 地域での見守り・助け合いのしゅくみづくり	50
基本目標2 思いやりの心を育てる ひとつづくり	51
基本方針1 「お互いさま」の心の育成	51
基本方針2 ボランティア・市民活動の充実	52
基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり	54
基本方針1 社会的な孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしゅくみづくり	54
基本方針2 福祉サービスを利用しやすいしゅくみづくり	56
基本方針3 安心して暮らしやすいまちづくり	58
基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり	60
基本方針1 地域を支える基盤づくり	60
第5章 恵那市自殺対策計画（自殺予防に関する取り組み）	61
1 計画策定の趣旨	62
2 「自殺総合対策大綱」のポイント	63
3 目指す姿	64
4 数値目標	64
5 基本的な取り組み	65
(1) 地域におけるネットワークの強化	65
(2) 自殺対策を支える人材の育成	65
(3) 住民への啓発と周知	66
(4) 生きることへの促進要因への支援	66
6 重点的な取り組み	68
(1) 子ども・若者	68
(2) 高齢者	69
(3) 生活困窮者	71
(4) 勤務・経営	72
第6章 恵那市再犯防止推進計画	73
1 計画策定の趣旨	74
2 基本方針	74
3 具体的な取り組み	75

第7章 地区計画.....	77
大井地区	78
長島地区	80
東野地区	82
三郷地区	84
武並地区	86
笠置地区	88
中野方地区	90
飯地地区	92
岩村地区	94
山岡地区	96
明智地区	98
串原地区	100
上矢作地区	102
第8章 計画の進行管理.....	104
1 計画の進行管理.....	105
(1) 進行管理体制.....	105
(2) 進行管理の方法.....	105
資料編.....	107
(1) 用語集.....	107
(2) 恵那市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	107
(3) 第4次恵那市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	107
(4) 恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画策定委員名簿	107
(5) 恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画事務局名簿.....	107
(6) 策定スケジュール	107

第 1 章 計画の概要

1 地域福祉について

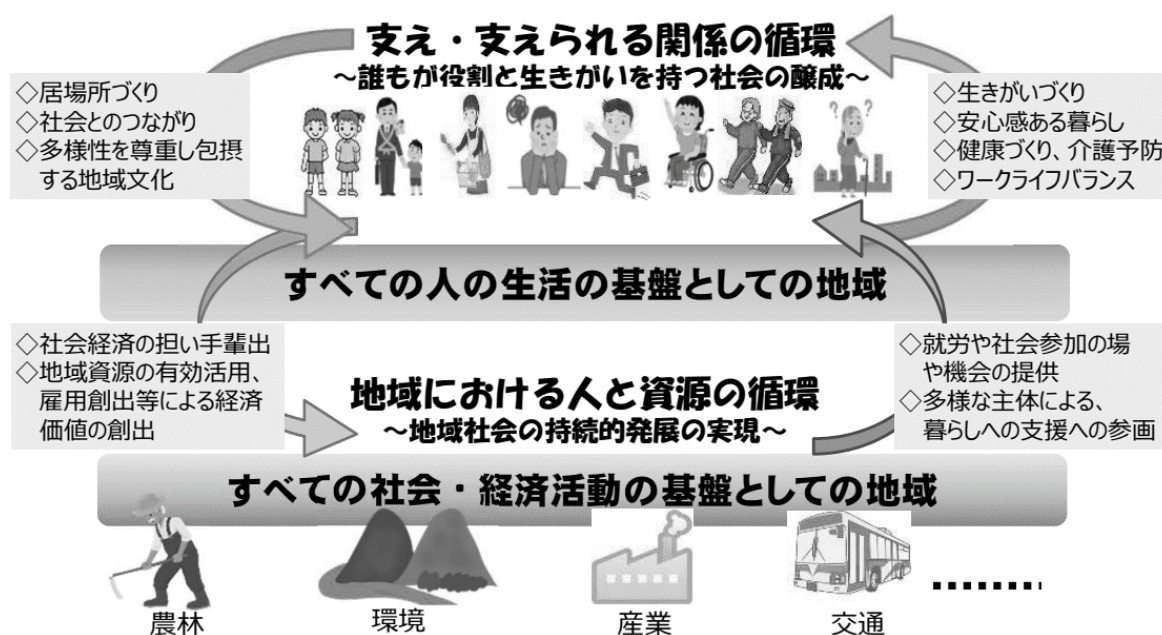
(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、住民同士が互いに助け合うことのできる関係やそのための仕組みをつくることです。

地域福祉を推進すると、普段の生活の中で感じるちょっとした不安や困りごとを、地域の協力や事業所、行政等との関係性の中で解決することができ、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

(2) 「地域共生社会」とは

地域共生社会とは、「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担を超え、住民がその人に応じた役割をもち、地域の関係団体等とつながりながら、支えあう地域社会のことです。これにより、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、ちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応していきこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが求められています。



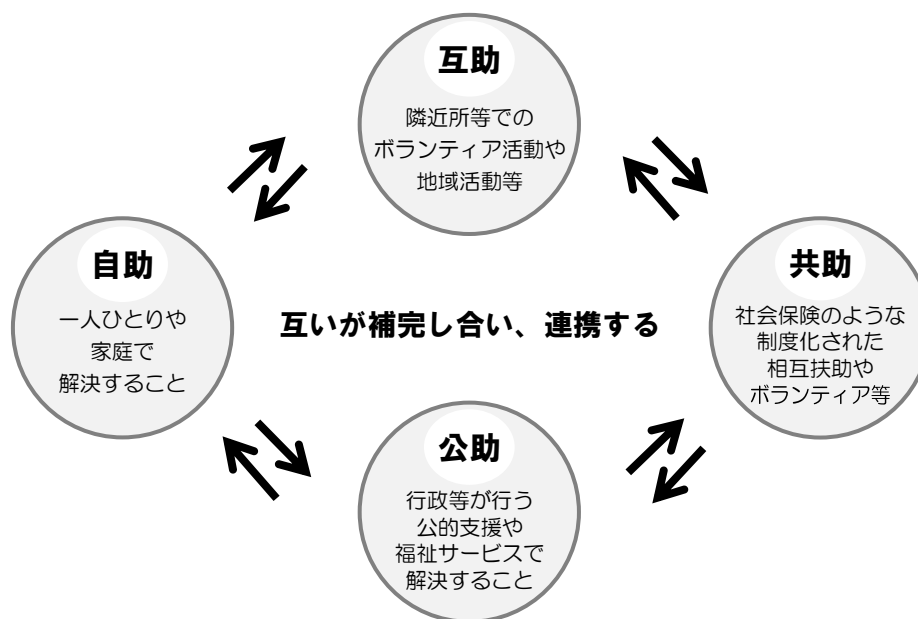
資料：厚生労働省

（３）自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

下図のように、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方を踏まえ、住民・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

■自助・互助・共助・公助の考え方



2 計画策定の趣旨

近年、全国的に少子高齢化や人口減少が進行する中で、世帯構成や生活スタイルは多様化し、地域社会における支え合い機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。

さらに、8050 問題や老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況はますます多様化、複雑化しています。

そういった中で、国は平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。

その後、平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。さらに、令和 2 年 6 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重しあいながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

国際的な流れとしては、平成 27 年に国連サミットにおいて SDGs が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現が目指されています。

恵那市（以下、「本市」という。）は、13 の地域自治区を主として、住民によるまちづくりを進めてきました。一方で、全国的にみられる多様で複雑な地域生活課題は、本市でも課題になっており、対応が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、恵那市と恵那市社会福祉協議会が一体となって、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題に対応し、さらなる地域福祉の充実を図るため、「第 4 次恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

3 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、市町村が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

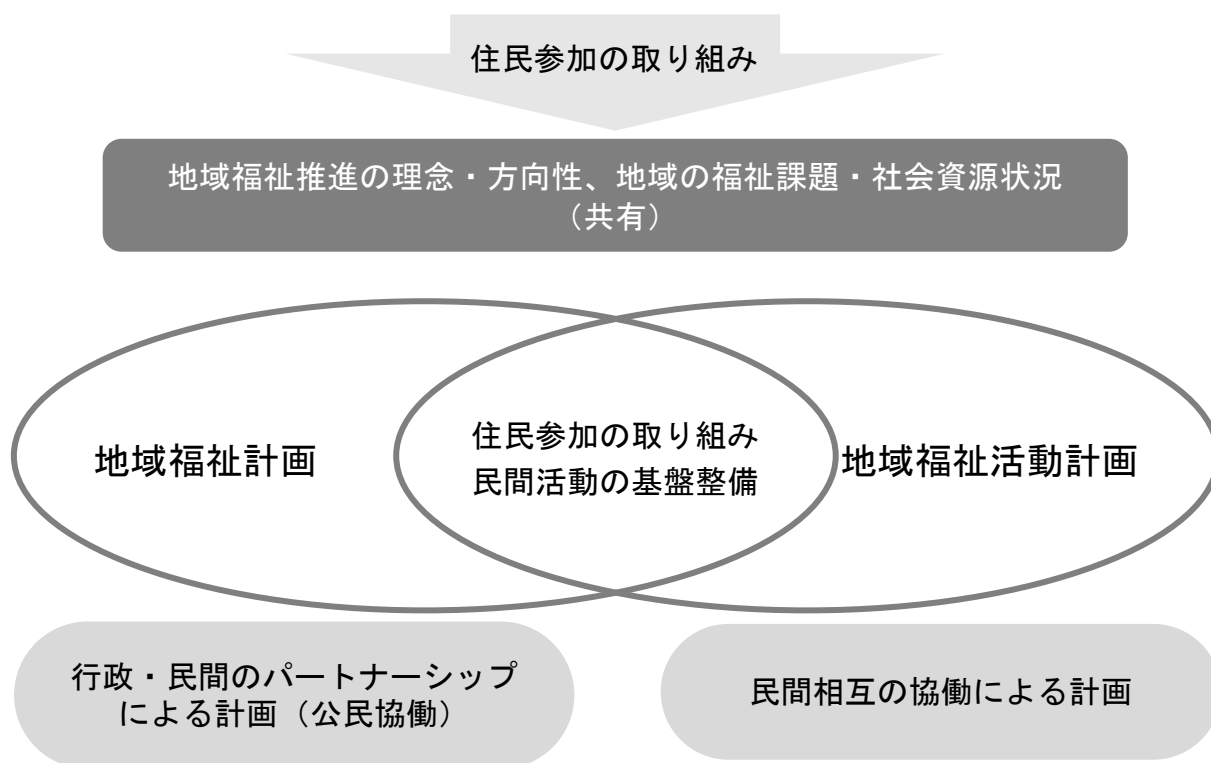
「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき地域福祉の推進にあたる「理念」や「しくみ」を示すものです。地域福祉を進めていくには、地域での住民一人ひとりの取り組みが重要であるため、住民と行政等が協働することが求められ、主体的な参画が期待されます。

「地域福祉活動計画」は、社協が主となって取り組み、住民や地域のさまざまな福祉に関わる団体、事業所等と協力して策定するものです。地域福祉推進のための具体的な取り組みを示します。

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」はそれぞれの計画の事業や取り組みには重なる部分も多く、また、地域福祉の推進にあたっては、市と社協が連携し整合を図っていくことが重要であるため、「第3次恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「前回計画」という。）で一体として策定しました。本計画においても一体的に策定することにより、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

加えて、本計画の一部を「自殺対策基本法」に基づく「恵那市自殺対策計画」、「再犯防止推進法」に基づく「恵那市再犯防止推進計画」として位置づけることとします。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



■社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 本計画策定のポイント

(1) 市町村地域福祉計画策定のガイドライン

平成 29 年 12 月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

本計画では、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ、策定・推進を図ります。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ	利用者の権利擁護
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
ウ	地域福祉を推進する人材の養成
五 包括的な支援体制の整備に関する事項	
ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
六 その他	
	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

（２）「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の附則では、公布後３年（令和２年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進められました。

令和元年１２月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されています。

■３つの支援

１ 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

<３つの軸>

- ・訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止める
- ・本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、継続的に関わる
- ・本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築く

<円滑に推進するための３つの機能>

- ・相談を受け止める機能
(属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能)
- ・多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ・継続的につながる機能（継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能）

２ 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

<既存の地域資源の活用方法の拡充>

- ・狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。

(活用方法の拡充の例)

- ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる
- ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う
- ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う

３ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

<必要となる支援・機能>

- ・場や居場所の確保支援（住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援）
- ・地域づくりのコーディネート機能
(ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能)
- ① 個別の活動や人のコーディネート
- ② 地域のプラットフォーム

（３）「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和２年６月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、市が中心となって生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

また、地方自治体では、これまで行われてきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」において、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「参加支援」や「地域づくりに向けた支援」の実施が求められています。

■重層的支援体制整備事業の種類

１ 包括的相談支援事業

生活課題を抱える地域住民や家族等からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整や、高齢者、障害者等に対する虐待の防止、早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

２ 参加支援事業

生活課題を抱えており、生活を送ることが困難である人に対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制のもと、活動機会の提供、訪問による必要な情報の提供、助言等の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業

３ 地域づくり事業

地域住民が地域で自立した日常生活を送り、地域社会に参加する機会を確保するための支援や、地域生活課題の発生の防止、解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

４ アウトリーチ支援事業

地域社会から長期的に孤立している人や継続的な支援を必要とする地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供、助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

５ 多機関協働事業

複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民に対し、複数の支援関係機関が、支援を必要とする地域住民が抱える地域生活課題を解決するため、支援関係機関相互間の有機的な連携のもと、その解決のための支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

（４）SDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として SDGs が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットから構成されています。

本市は、内閣府から SDGs 達成に向けた取り組みを先導的に進めて行く自治体「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」として選定されています。

本計画の推進にあたっては、SDGs の趣旨を踏まえて、本市の地域福祉施策を展開します。

■持続可能な開発目標(SDGs)の 17 の目標



■特に本計画と深く関連する目標

目標 1：貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標 3：すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4：質の高い教育をみんなに  すべての人に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	目標 8：働きがいも経済成長も  包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 10：人や国の不平等をなくそう  各国内及び各国間の不平等を是正する	目標 11：住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	

5 本計画の特徴

本計画は、市と社協が連携を図りながら、市の地域課題の解決に取り組むためのものです。以下の性格を持ちあわせします。

○市民のための計画

本計画は、行政や社協、事業所のみが関わる計画ではなく、市民も計画の策定から実行に至るまで主体的に関わるものです。地域福祉懇談会や策定委員会等を通じ計画策定時から市民が参画し、市民自身が地域の課題や特徴、取り組むべきことを把握・検討しています。また、計画策定後には地域福祉推進の主体として、活動に積極的に参加することが期待されます。

○生活・福祉分野をつなぐ

恵那市では、高齢者福祉、子育て支援、障がい者福祉、健康などさまざまな福祉分野の計画の策定と見直しを行っています。また、社協では、地域のさまざまな福祉課題に対する取り組みを役割分担と連携のうえで進めています。本計画については、特に個別の計画・分野ごとの取り組みでは対応が難しい課題等に対し、「地域」という視点で総合的・包括的に取り組むべき施策について示しています。また、関連計画とも整合性を図りつつ、各分野を横軸でつなぐ計画となっています。

○地域固有の福祉課題を解決する

恵那市は、市内 13 地区の地域自治区を有し、自治区運営協議会やまちづくり実行組織等が活動しています。これらの組織体において、地域が抱える課題の掘り起こしや、解決策・新たな方向性の決定等について検討し、本計画の事業を推進します。

6 地域福祉計画推進圏域の設定

本市の地域福祉の推進にあたっては、隣近所での助け合いも、市や社協が市内全域で取り組む施策も欠かせないものです。課題の大きさや複雑さなどに応じて、適切な地域の範囲でそれぞれが役割を果たすことで、取り組みの効果が最大限に発揮されます。

本市では、以下のような重層的な圏域を設定し、地域内、地域間でそれぞれが連携することで、多様化する地域の課題に対応します。

■地域の範囲の考え方

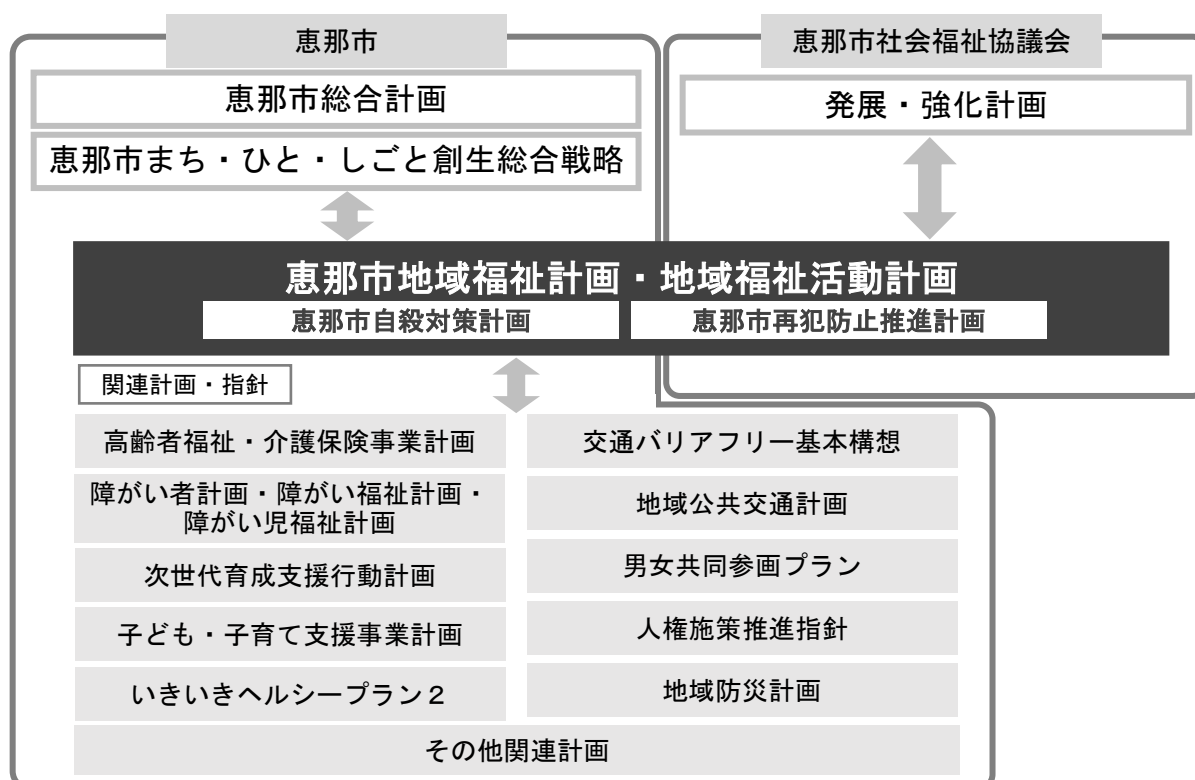
個人や世帯	隣近所	自治会	13 地区	市内全域
	日常的な見守り・交流ができる範囲	見守りなど、日頃の関係の中で行われる助け合い活動を実施する地域コミュニティの中心的な団体	支部社協、振興事務所・コミュニティセンターなど、比較的身近な場所で相談や専門サービスへのつながりができる場所	公的なサービスや、地域福祉活動を継続できるようにする側面的支援の充実（行政や社会福祉協議会の実施範囲）

7 関連計画との位置づけ

本計画では、市の「恵那市総合計画」「恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、それぞれの計画の内容を受けて策定しています。また、恵那市の福祉分野の個別計画とも「地域」という視点を重視して、整合を図ります。

また、本計画は「自殺対策基本法」に基づく「恵那市自殺対策計画」、さらに「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「恵那市再犯防止推進計画」としても位置づけることとします。

■関連計画との関係



8 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るために、必要に応じて計画の見直しをします。

最終年度には住民への意識調査等を行い評価・検証したうえで、関連計画の改正状況等も踏まえながら次期計画の策定を行います。

■関連計画との関係

	(年度)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
市	総合計画	第2次計画（後期基本計画）									
	まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略	第2期計画									
市・社協	地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次計画	第4次計画								
市	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期						
	障がい者計画	第3次			第4次						
	障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期／第2期			第7期／第3期						
	次世代育成支援 行動計画										
	子ども・子育て 支援事業計画										
社協	発展・強化計画	第4次			第5次						

9 計画の策定体制

（１）恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画策定委員会

本計画が近年の社会潮流や本市を取り巻く現状を反映した上で、今後の地域福祉施策のあり方を示した内容となるよう、地域福祉推進組織の代表者や地域活動団体の代表者等から構成される「恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画策定委員会」において、本計画案の検討を行いました。

（２）市民意識調査

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況やニーズを把握することを目的として、市内在住の 18 歳以上の一般市民 2,000 人を対象に、地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

（３）地域福祉懇談会

各地区での取り組み状況や課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的として、市内 13 地区単位で、地域住民と市職員、社協職員による地域福祉懇談会を開催しました。

（４）パブリックコメント

市民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第 2 章 恵那市の現状

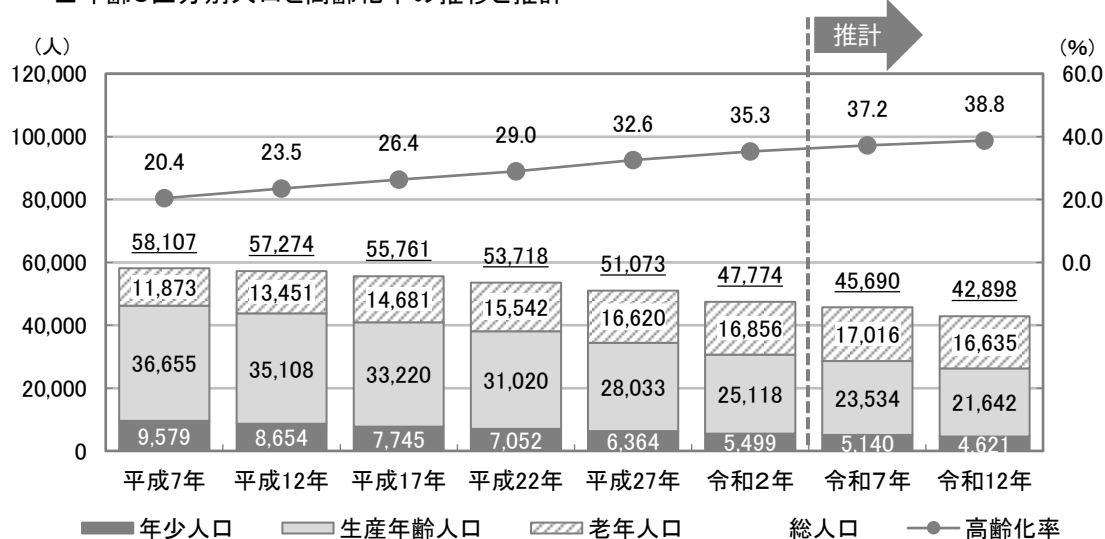
1 恵那市を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の動向

本市の総人口は、平成7年以降減少しており、今後も減少し続けることが見込まれます。年齢3区分別でみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が令和7年まで増加する傾向にあります。令和2年の高齢化率は35.3%となっています。

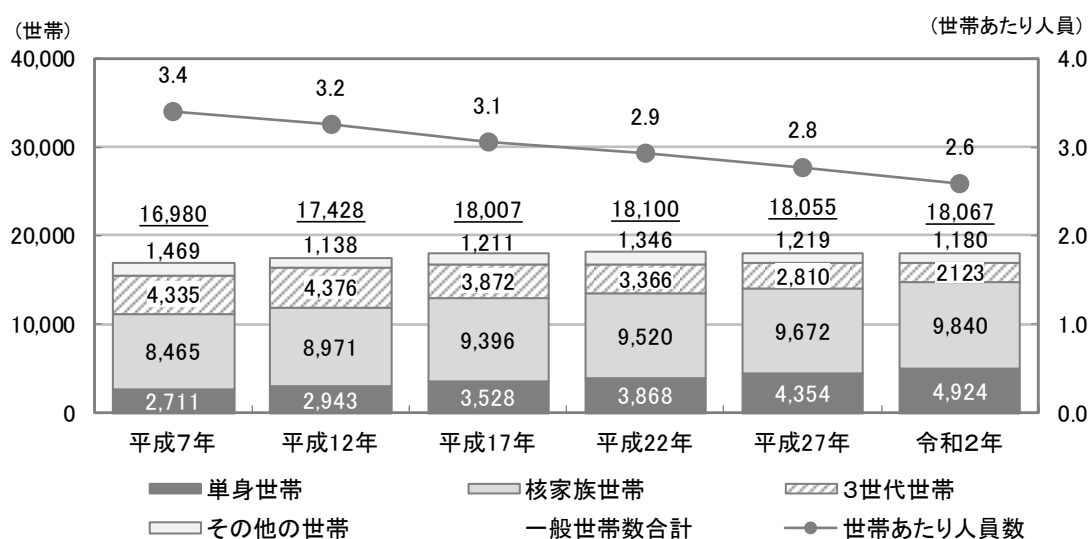
本市の一般世帯数は平成17年以降横ばいの状態ですが、単身世帯や核家族世帯は増加しており、令和2年の世帯あたり人員は2.6人と、世帯の縮小化がみられます。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移と推計



出典:実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

■一般世帯数と世帯あたり人員の推移



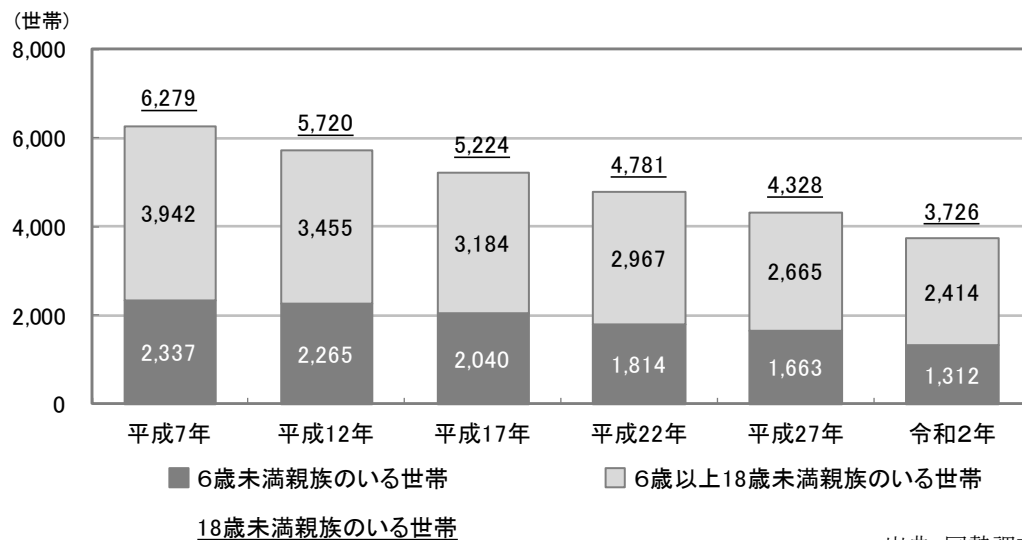
出典:国勢調査

(2) 次世代の動向

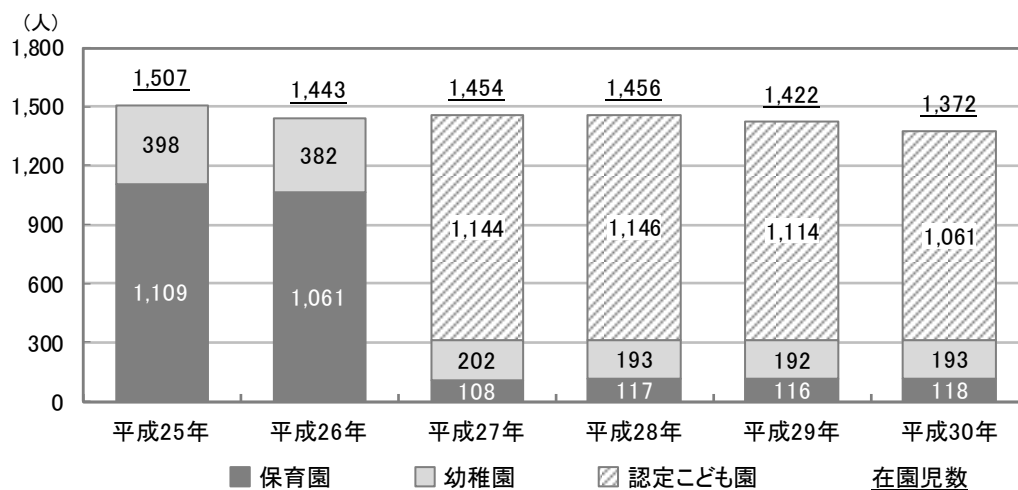
18歳未満の子どもがいる世帯数は、減少しており、令和2年には3,726世帯となっています。

本市では、平成27年度より公立の保育園が認定こども園に移行したことにより、在園児数は各園で変動しています。在園児全体は、年によって増減していますが、平成29年以降は減少しています。

■18歳未満の子どもがいる世帯の推移



■在園児数の推移



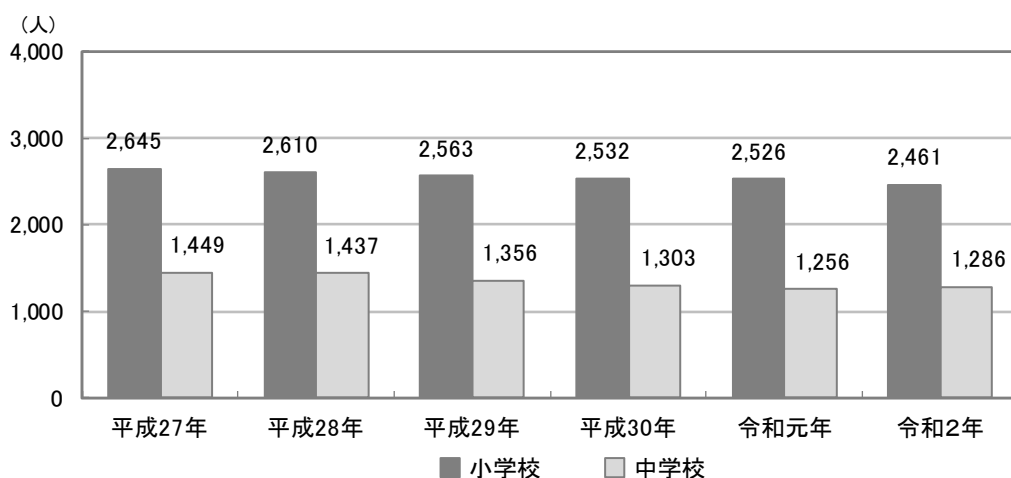
*平成27年度から公立の保育園は認定こども園に移行

出典: 恵那市統計書(保育園: 各年4月1日、こども園、幼稚園: 各年5月1日)

児童・生徒数は、小学校、中学校ともに減少傾向となっています。

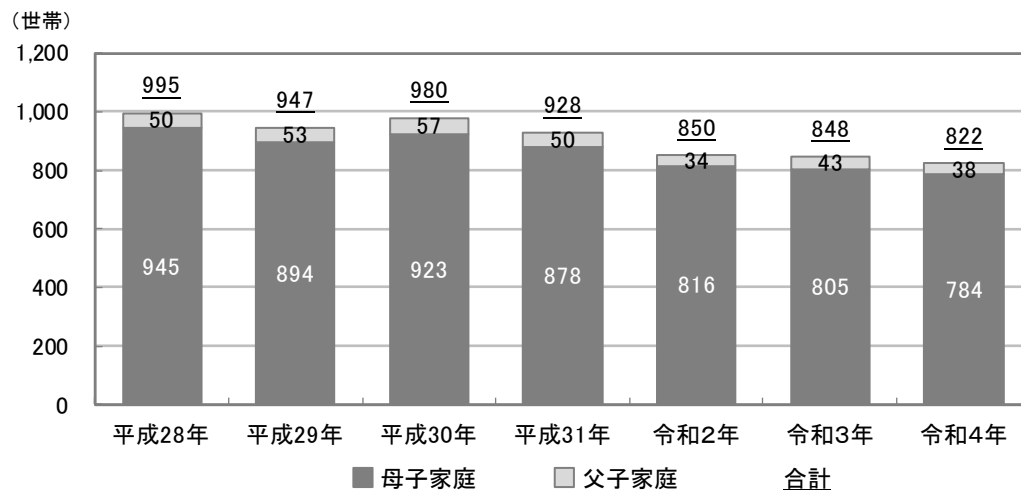
ひとり親世帯数は、平成31年以降減少しています。母子家庭がほとんどを占めています。

■児童・生徒数の推移



出典: 恵那市統計書

■ひとり親世帯数の推移(母子・父子家庭医療費受給者)

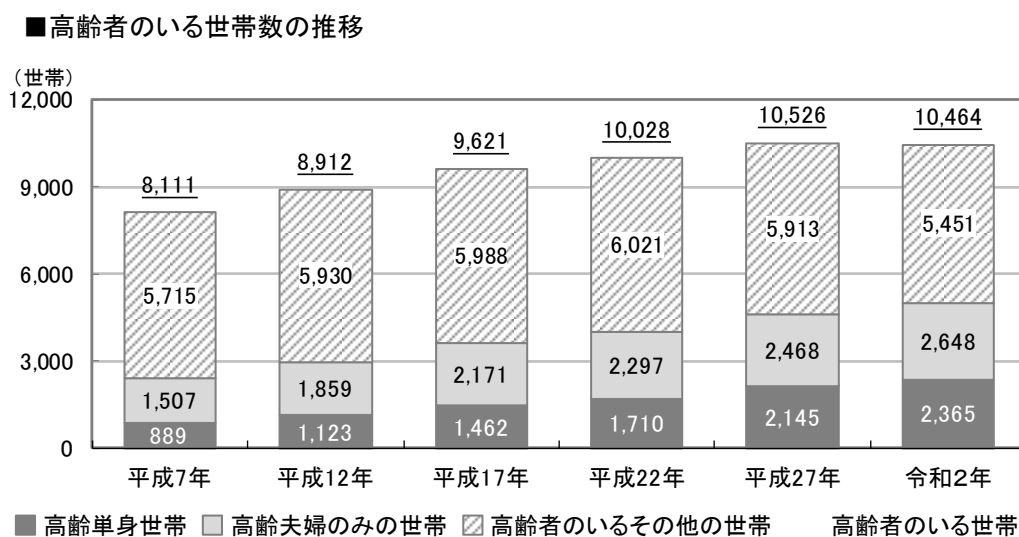
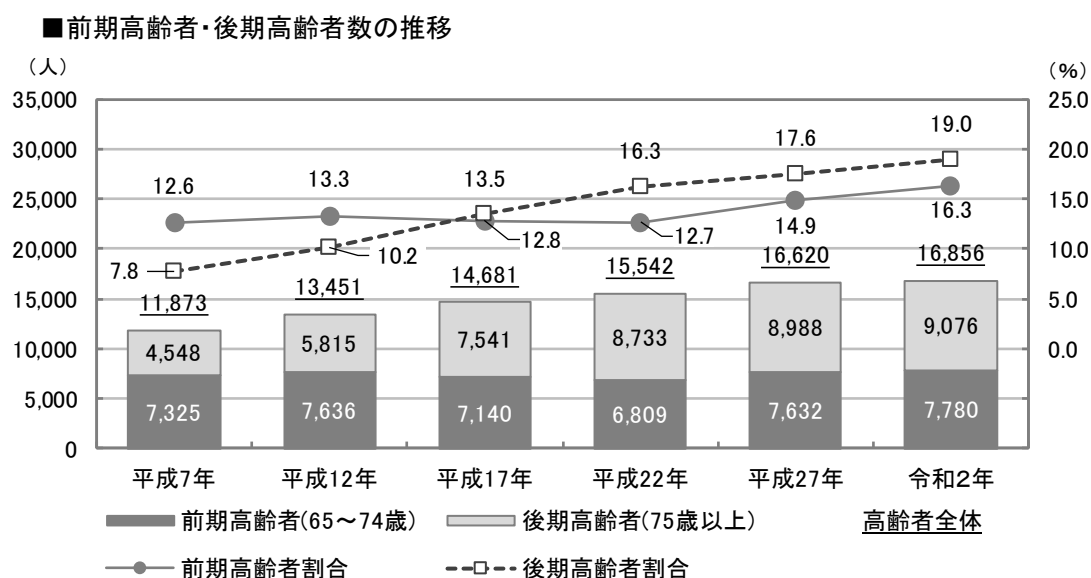


出典: 社会福祉課(各年3月31日現在)

(3) 高齢者の動向

高齢者数は、前期高齢者数が平成 17 年、平成 22 年で減少しましたが、平成 27 年以降で増加しています。一方、後期高齢者数は一貫して増加しています。

高齢者のいる世帯数は、増加傾向にありましたが、令和 2 年に減少しました。しかし、高齢単身世帯、高齢夫婦のみの世帯といった高齢者のみの世帯は一貫して増加しています。

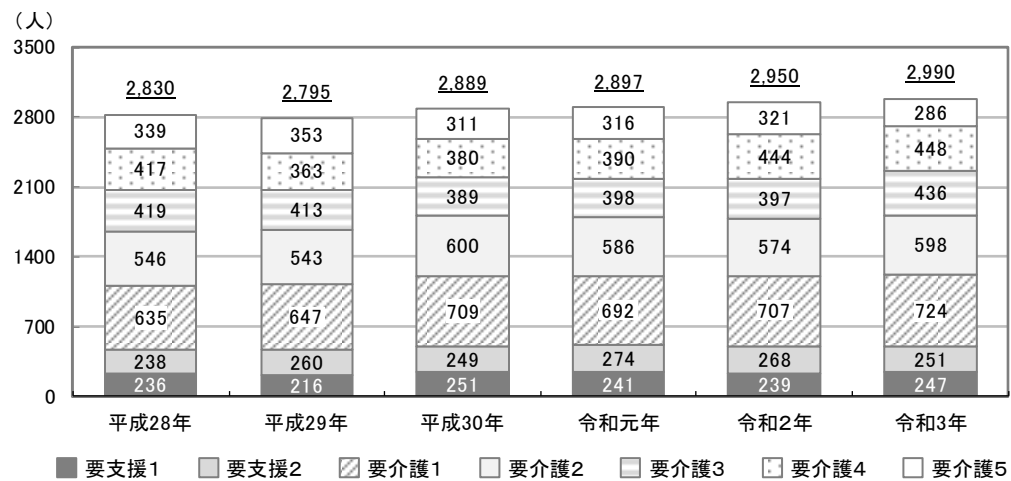


*「高齢夫婦のみの世帯」とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯である。

出典:国勢調査

要支援・要介護認定者数は、平成 29 年以降で増加しています。要支援・要介護度別にみると、要介護 1 で増減はあるものの、全体的に増加しています。なお、要介護 5 は減少傾向にあります。

■要支援・要介護認定者数の推移



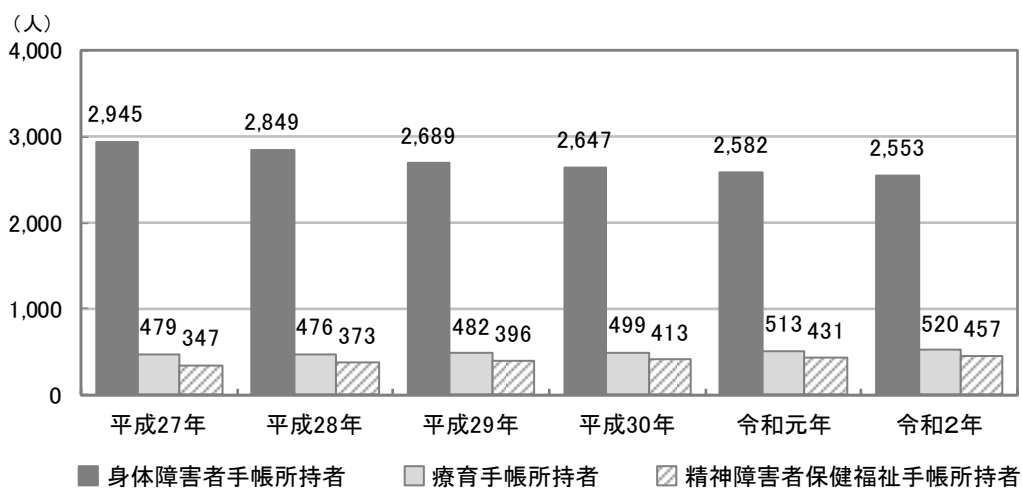
* 各年3月末現在

出典: 地域包括ケア見える化システム

(4) 障がい者の動向

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



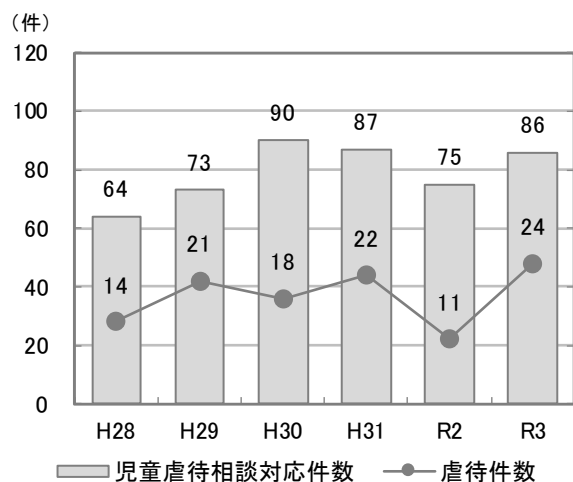
出典: 第6期恵那市障がい福祉計画 第2期恵那市障がい児福祉計画

(5) その他支援を必要とする人の動向

児童虐待件数は、児童虐待相談対応件数では増加傾向、虐待数では年により増減していますが、増加傾向となっています。

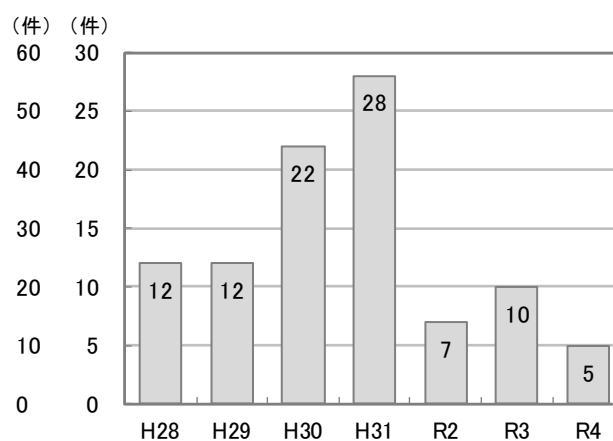
高齢者虐待数は、年により増減しています。

■児童虐待件数の推移



出典:子育て支援課(各年3月31日現在)

■高齢者虐待件数の推移

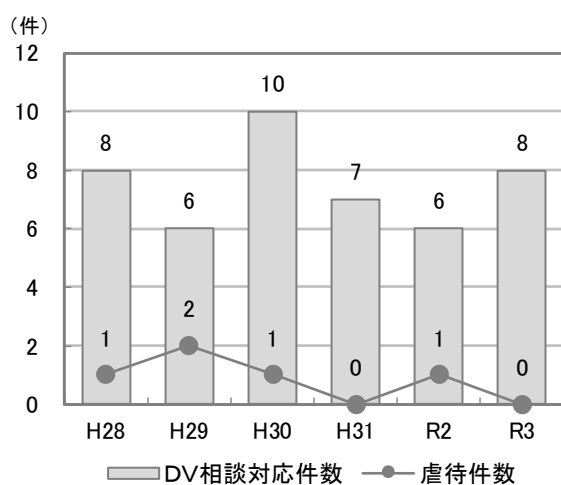


出典:地域包括支援センター(各年3月31日現在)

DV(ドメスティック・バイオレンス)対応件数は、DV相談対応件数、虐待件数ともに年により増減しています。

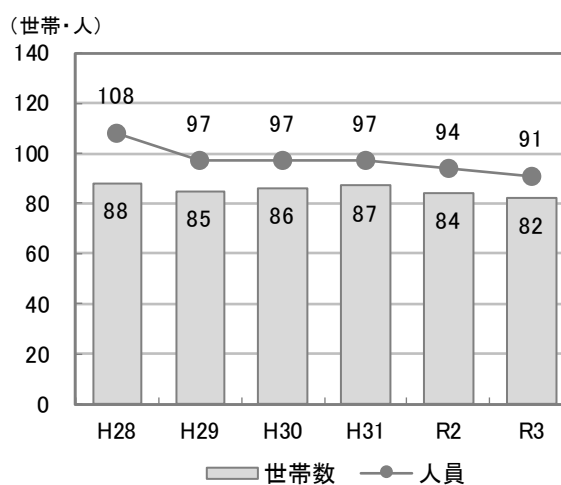
生活保護受給世帯数・人員は、世帯数は年により増減しているものの、人員は緩やかに減少しています。

■DV相談対応件数の推移



出典:子育て支援課(各年3月31日現在)

■生活保護受給世帯数・人員の推移



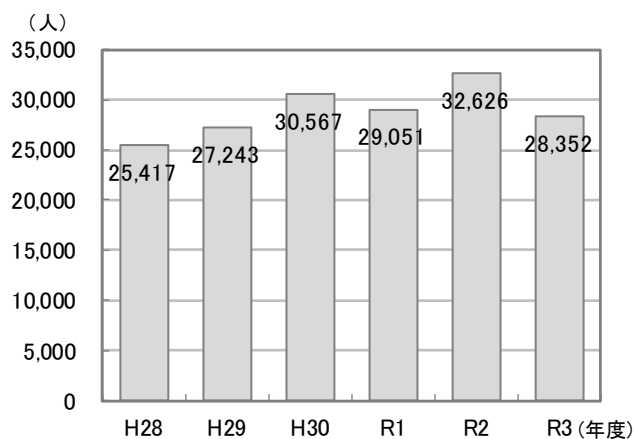
出典:社会福祉課(各年3月31日現在)

(6) 地域活動などの動向

ボランティア登録者数は、年度により増減しています。

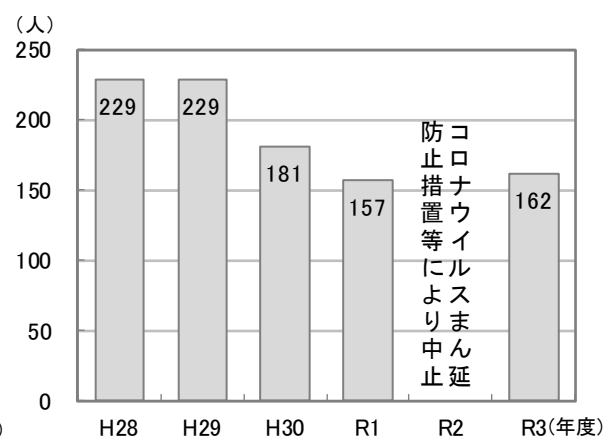
学生夏休み施設ボランティア体験参加者数は、平成30年度以降200人を下回っています。

■ボランティア登録者数の推移



出典: 恵那市社協(各年度3月31日現在)

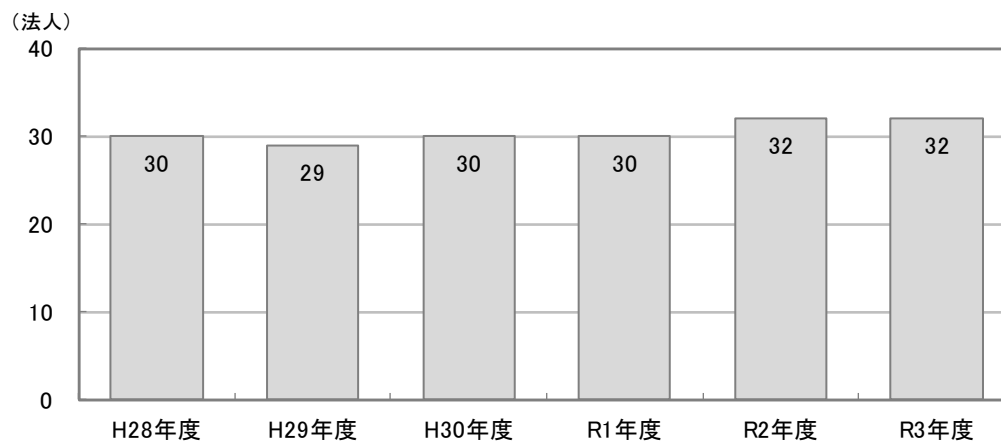
■学生夏休み施設ボランティア体験参加者数の推移



出典: 恵那市社協(各年度3月31日現在)

恵那市所轄 NPO 法人数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■恵那市所轄 NPO 法人数の推移

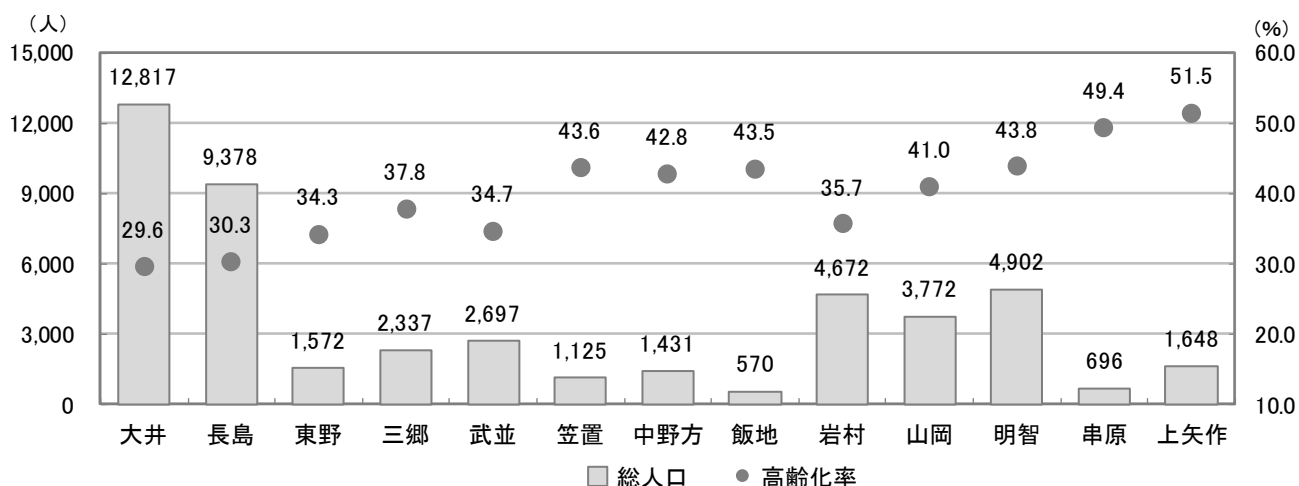


出典: 地域振興課(各年度3月31日現在)

(7) 地区ごとの状況

各地区総人口・高齢化率は、地区により大きな差がみられます。総人口は大井地区、長島地区が多くなっています。高齢化率は13地区中9地区で恵那市全体の35.5%を超えています。また、7地区で4割を超えており、特に串原地区、上矢作地区ではそれぞれ約5割と高くなっています。

■各地区の総人口・高齢化率の状況

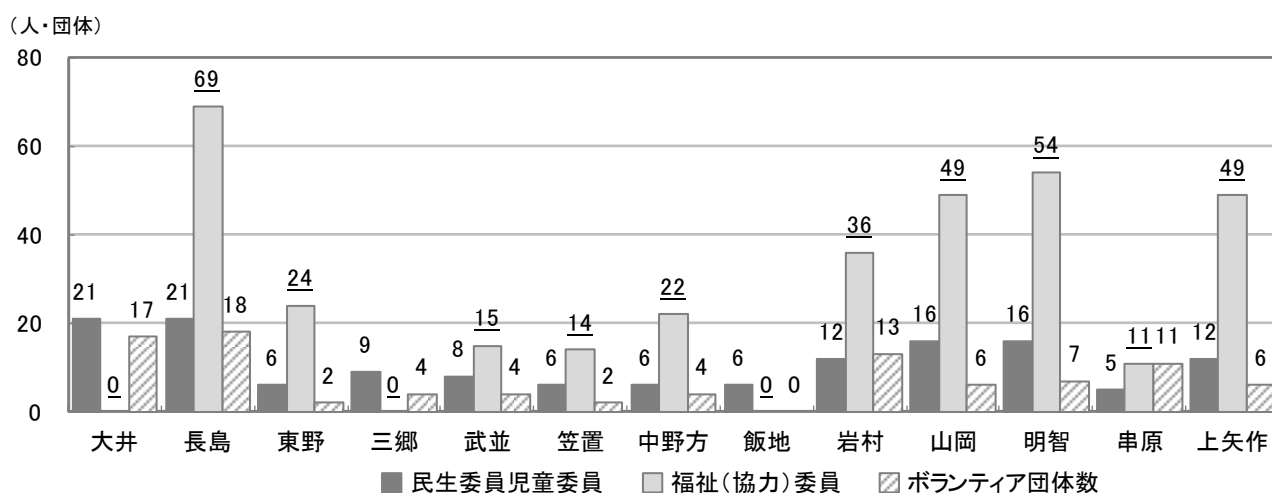


*「高齢化率」は、「総人口」から「不詳」を除き算出しています。

出典：令和3年版恵那市統計書

各地区の民生委員児童委員（以下、「民生委員」という。）、福祉（協力）委員、ボランティア団体数は、地区により差がみられます。民生委員は総人口や高齢者人口に合わせて配置されており、串原地区の5人が最少、大井地区・長島地区の21人が最大となっています。福祉（協力）委員は長島地区の69人、ボランティア団体は長島地区の18団体が最多となっています。福祉（協力）委員、ボランティア団体は地区の状況によって設置されていない地区もあります。

■各地区の民生委員、福祉（協力）委員、ボランティア団体数の状況



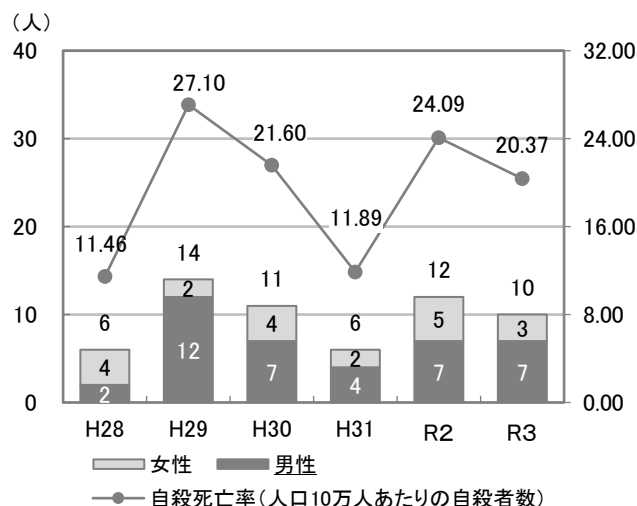
出典：恵那市社協（令和4年3月31日現在）

(8) 自殺に関する状況

自殺者数、自殺死亡率ともに年により増減しています。男女別にみると、男性が女性より多い傾向となっています。動機別でみると、健康問題、家庭問題、勤務問題が多くなっています。

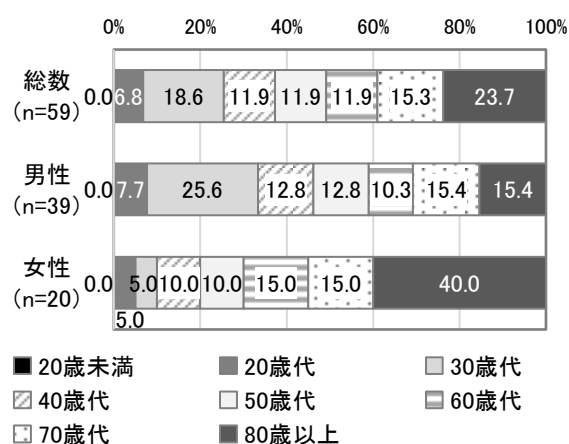
年代別・男女別自殺者割合は、男性では30歳代の働き盛り世代及び70歳代以上の高齢者世代、女性では80歳以上の高齢者世代で高くなっています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移



出典:「地域における自殺の基礎資料」

■年代別・男女別自殺者の割合 (H28～R3)



出典:「地域における自殺の基礎資料」

■動機別自殺者数の推移

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
H28	0	3	0	0	1	0	0	3
H29	5	6	1	5	0	0	1	1
H30	0	3	1	0	0	0	0	7
H31	0	5	0	2	0	0	1	7
R2	2	1	0	2	0	0	1	7
R3	1	3	0	1	0	0	0	7

※動機が複数ある場合も計上しているため、合計は自殺者数全体とは異なる。

出典:「地域における自殺の基礎資料」

2 市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

前回計画の期間満了に伴い、計画全体の評価並びに、本計画策定の基礎資料とするため、市民の皆様への地域福祉に関する意識や地域活動の現状などを把握するための調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象者	市内 18 歳以上の一般市民より無作為抽出（2,000 人）
調査の配布・回収方法	郵送配布により郵送回収、またはWEB回答
調査期間	令和3年 12 月 13 日～12 月 26 日
回収結果(R3調査)	回収数：760 件 回収率：38.0%

■経年比較

H24 調査	「恵那市民の地域福祉及び人権に関するアンケート調査報告書」（平成 25 年 3 月、恵那市） ・市内 20 歳以上市民一般市民より無作為抽出（2,000 人） ・回収数 772 件、回収率 38.6%
H28 調査	「恵那市民の地域福祉及び人権に関するアンケート調査報告書」（平成 29 年 3 月、恵那市） ・市内 20 歳以上市民一般市民より無作為抽出（2,000 人） ・回収数 1,040 件、回収率 52.0%

(2) 調査結果

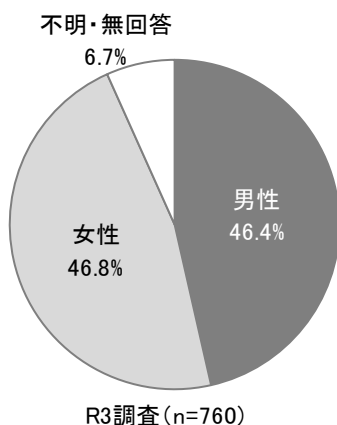
① 回答者の基本属性について

○性別は、「男性」が 46.4%、「女性」が 46.8%となっています。

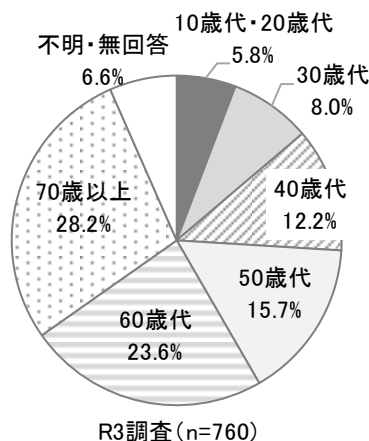
○年齢は、「70 歳以上」が 28.2%と最も高く、次いで「60 歳代」が 23.6%となっています。

○世帯は、「2 世代世帯（親と未婚の子）の家族」が 32.8%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が 24.2%となっています。

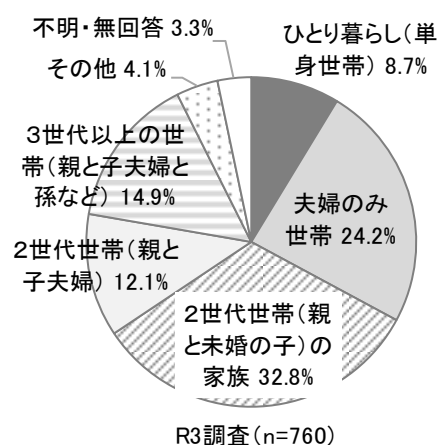
■性別



■年齢



■世帯



② 地域との関わりについて

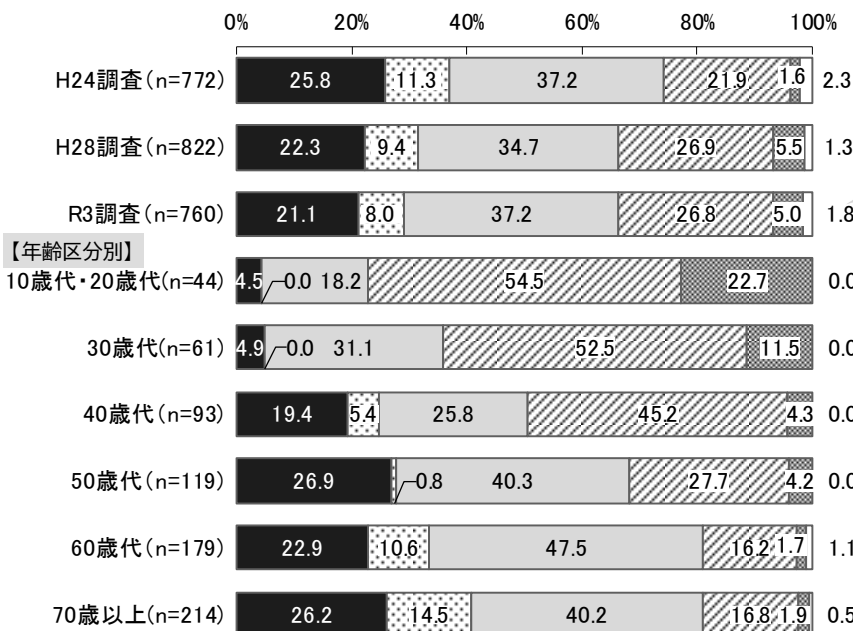
○日頃の近所とおつきあいの程度は、R3 調査で「外で会うと立ち話をする程度」が 37.2%と最も高く、次いで「あいさつをする程度」が 26.8%となっています。経年比較すると、「お互いに困ったときに助け合える程度」「互いに家に行き来して話をする程度」がいずれも減少傾向となっています。年齢区分別では、50 歳代以上で「お互いに困ったときに助け合える程度」が 25%前後と、他の年代と比べて高くなっています。なお、10 歳代・20 歳代で「ほとんどつきあいはない」が 22.7%と高くなっています。

○地域の活動に参加しているかは、「参加している」が 69.2%、「参加していない」が 29.3%となっています。

○地域活動に参加している人が感じる活動の課題は、「役職がわずらわしい」が 27.2%と最も高く、次いで「特にない」が 25.5%となっています。

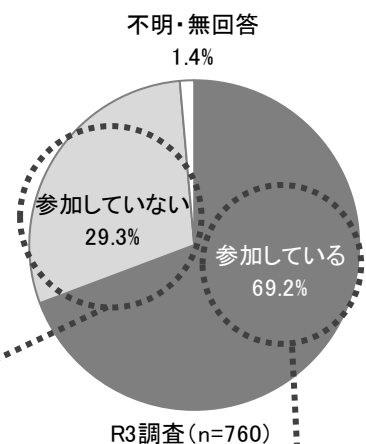
○地域活動をしていない理由は、「きっかけがないから」が 27.8%と最も高く、次いで「仕事や育児、介護等で時間がとれないから」が 22.4%となっています。

■近所とおつきあいの程度

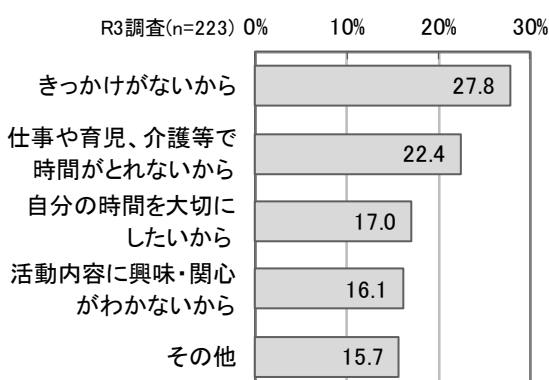


近所とおつきあいの程度は減少している

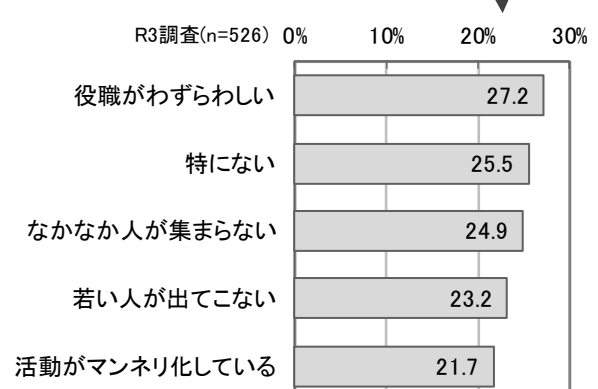
■地域活動への参加



■地域活動に参加しない理由(上位5位)



■地域活動の課題(上位5位)

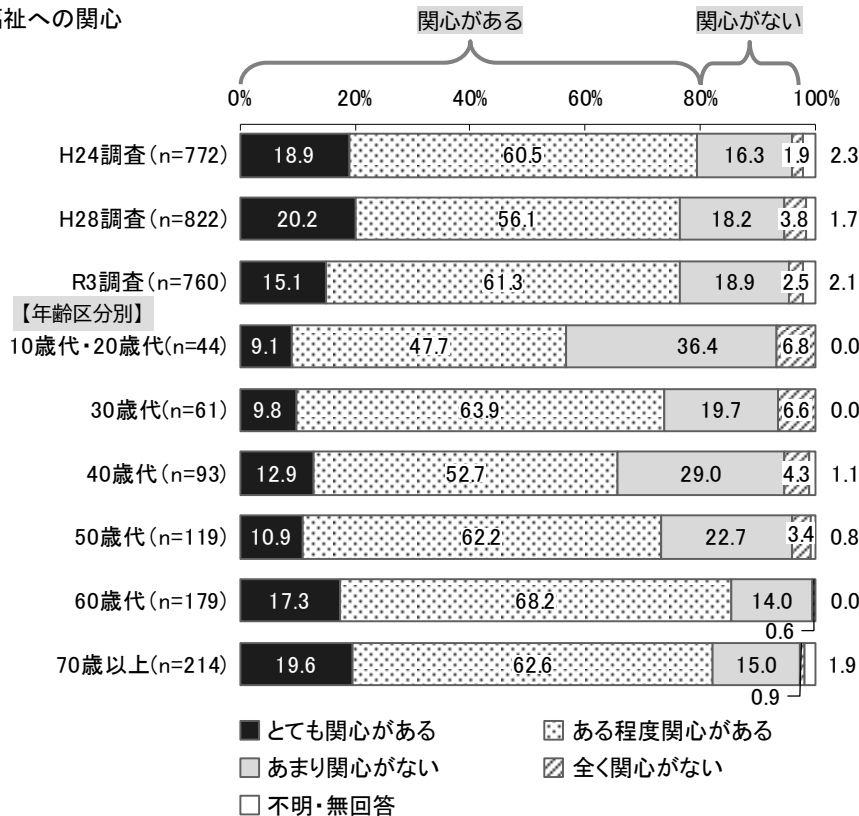


③ 地域の福祉について

○住んでいる地域の福祉への関心は、R3 調査で『関心がある』（「とても関心がある」「ある程度関心がある」）が76.4%、『関心がない』（「あまり関心がない」「全く関心がない」）が21.4%となっています。年齢区分別では、30 歳代及び50 歳代以上で『関心がある』が7割を超えています。

○住んでいる地域で助け合いをしているかは、R3 調査で「している」が36.2%、「していない」が60.4%となっています。年齢区分別では、40 歳代以上で「している」が約4割となっています。

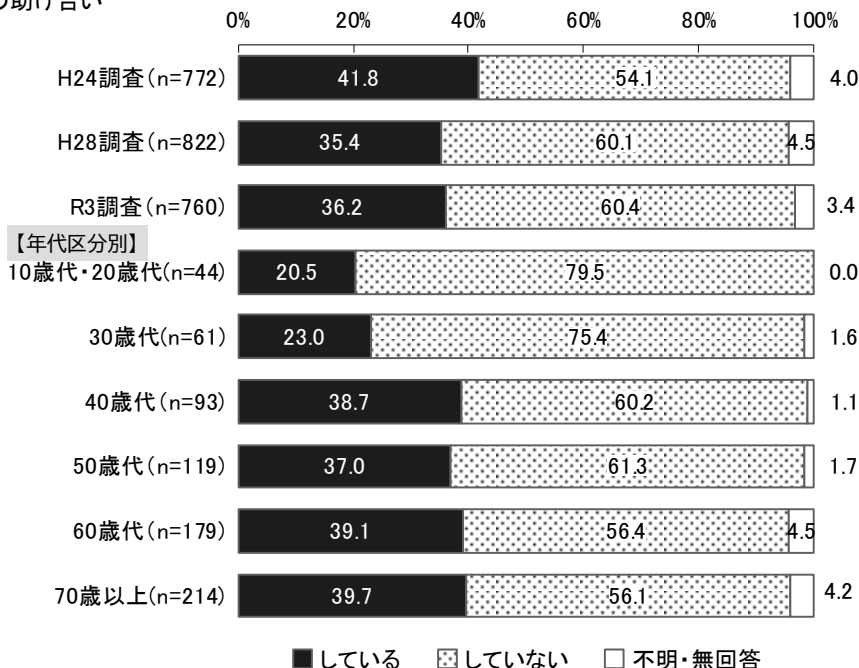
■地域福祉への関心



地域福祉への関心は減少している

30歳及び50歳以上では関心が高い

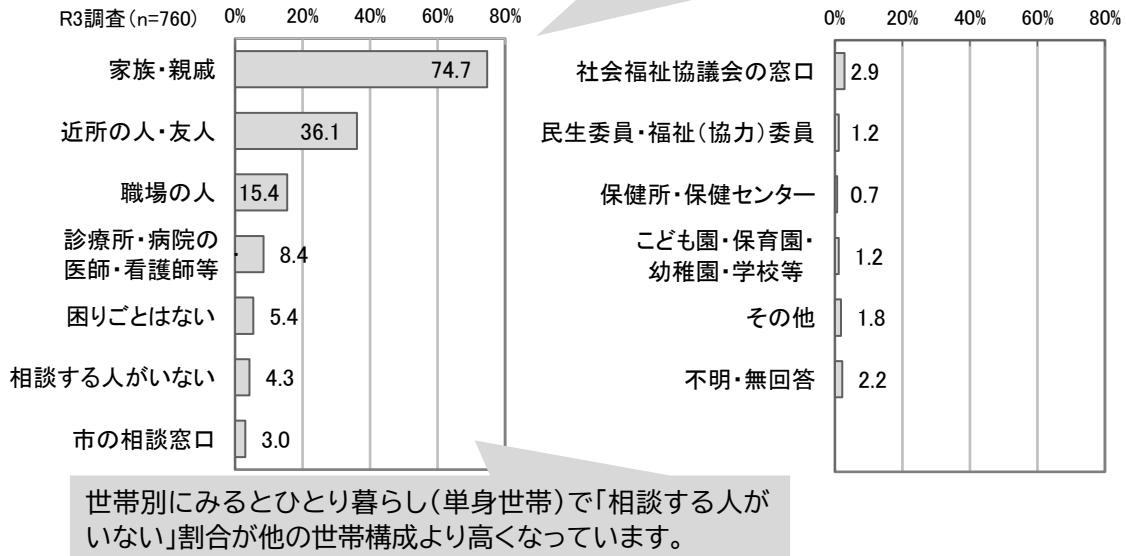
■地域の助け合い



40歳代以上で「している」が約4割

○日常生活での困りごとの相談先は、「家族・親族」が 74.7%と最も高く、次いで「近所の人・友人」が 36.1%となっています。

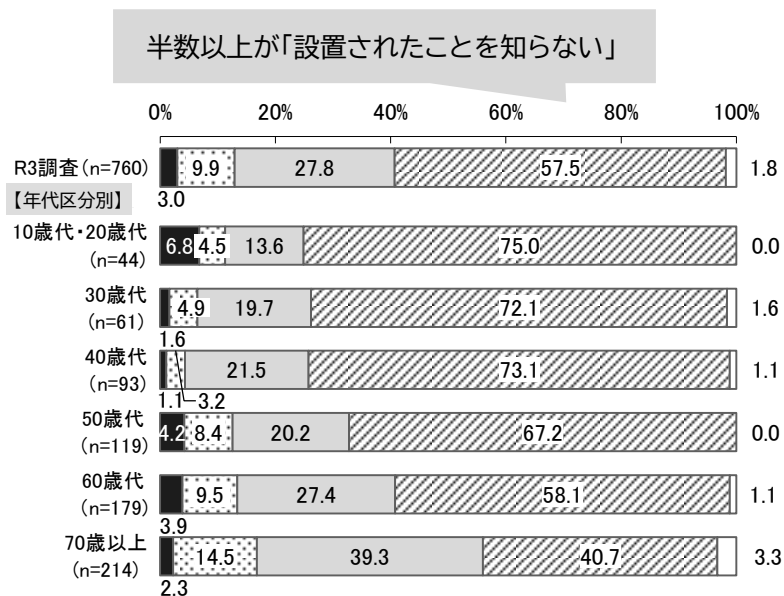
■日常生活での困りごとの相談先



○「恵那市福祉総合相談窓口」の認知度は、「設置されたことを知らない」が 57.5%と最も高く、次いで「設置されたことは知っているが、内容は知らない」が 27.8%となっています。なお、設置されたことを知っている人は、約4割となっています。年齢区分別では、10 歳代・20 歳代で「設置されたことを知っており、利用したことがある」が 6.8%と、他の年代と比べて高くなっています。40 歳代以下で「設置されたことを知らない」が7割を超えています。

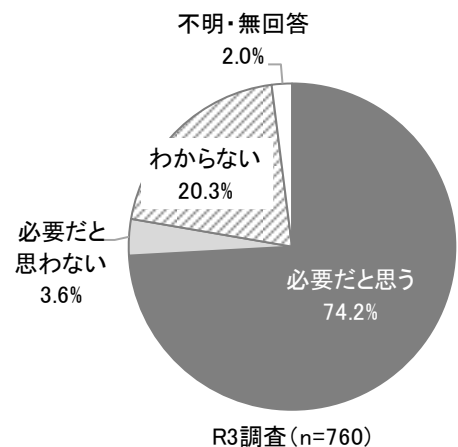
○「恵那市福祉総合相談窓口」のような行政や社協がより身近な地域に出ていく施策が必要だと思うかは、「必要だと思う」が 74.2%、「必要だと思わない」が 3.6%、「わからない」が 20.3%となっています。

■「恵那市福祉総合相談窓口」の認知度



■「恵那市福祉総合相談窓口」のような施策は必要か

「恵那市福祉総合相談窓口」について7割以上が「必要」と思っている



■ 設置されたことを知っており、利用したことがある

▨ 設置したことを知っており、内容も知っているが、利用したことはない

□ 設置されたことは知っているが、内容は知らない

▨ 設置されたことを知らない

□ 不明・無回答

④ ボランティア活動について

○この1年のボランティア活動の経験は、「ある」が32.6%、「ない」が64.6%となっています。

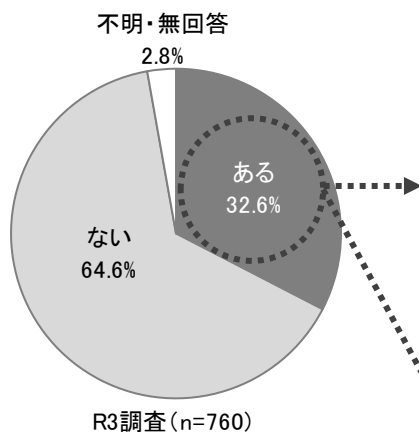
また、参加したボランティア活動の内容は「清掃美化」が72.6%と最も高くなっています。

○ボランティア活動への参加の動機は、「社会の役に立ちたい」が39.1%と最も高く、次いで「学校や地域、職場の行事として」が31.0%となっています。

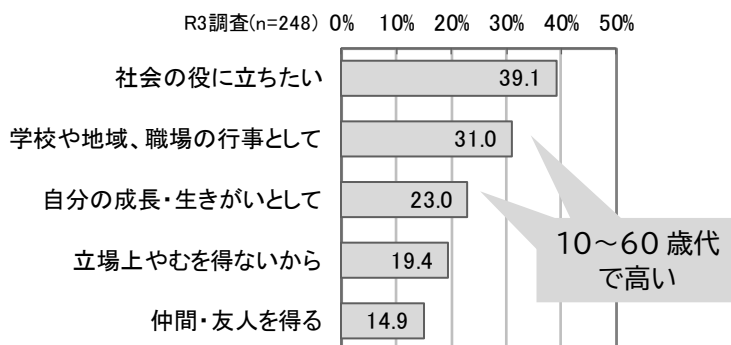
○ボランティア活動への今後の参加意向は、「はい」が33.6%、「いいえ」が13.6%、「わからない」が44.3%となっています。

○ボランティア活動に参加しない理由は、「時間がない」が38.4%と最も高く、次いで「活動のきっかけがない」が31.1%となっています。

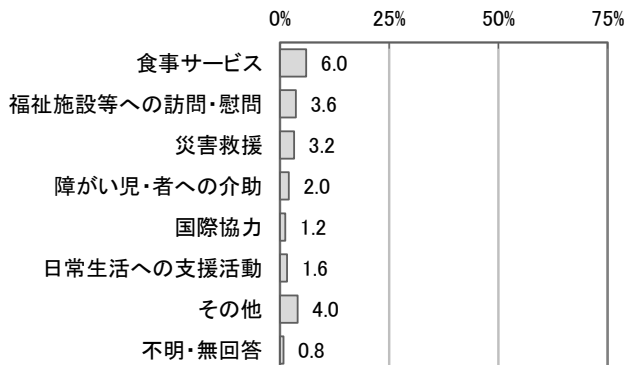
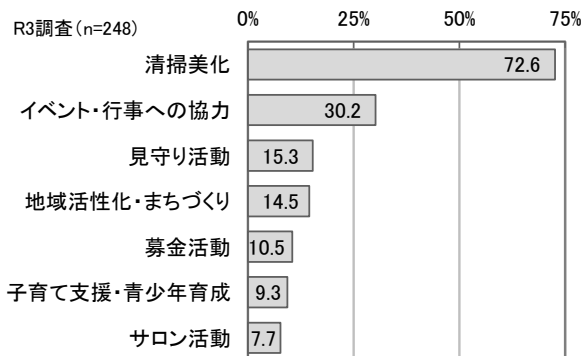
■ボランティア活動の経験



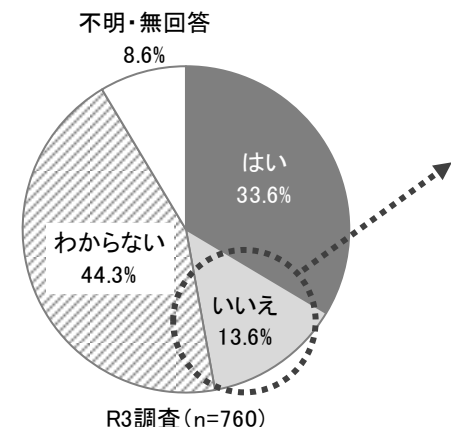
■ボランティア活動への参加の動機(上位5位)



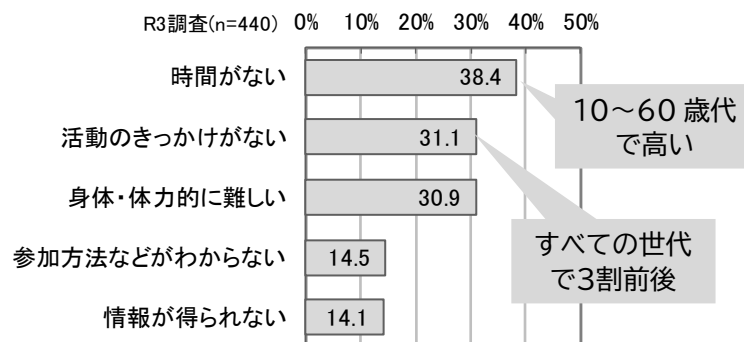
■参加したボランティア活動



■ボランティア活動への今後の参加意向の有無



■ボランティア活動に参加しない理由(上位5位)



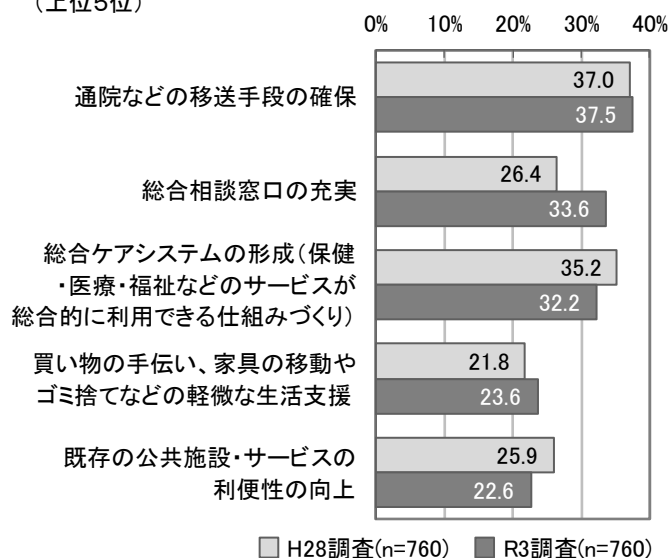
⑤ 福祉のまちづくりについて

○誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要だと思うサービスは、R3 調査で「通院などの移送手段の確保」が37.5%と最も高く、次いで「総合相談窓口の充実」が33.6%となっています。経年比較すると、「通院などの移送手段の確保」「買い物の手伝い、家具の移動やゴミ捨てなどの軽微な生活支援」が増加傾向となっています。

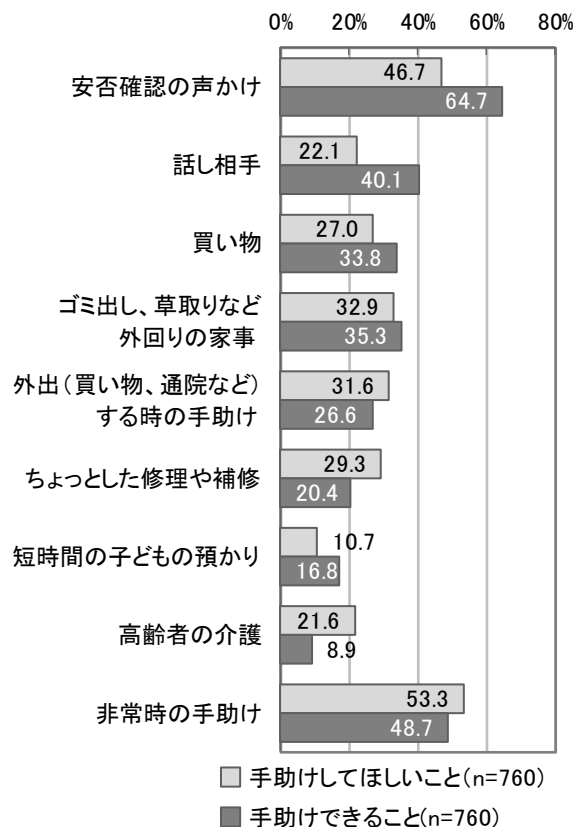
○日常生活が不自由になったときに地域の人に手助けしてほしいことは、R3 調査で「非常時の手助け」が53.3%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が46.7%となっています。一方、手助けできることは、「安否確認の声かけ」が64.7%と最も高く、次いで「非常時の手助け」が48.7%となっています。

○地域の福祉に関する課題は、R3 調査で「ひとり暮らし高齢者などの安否が確認しづらいこと」が37.2%と最も高く、次いで「家族介護で家族の負担が大きいこと」が27.8%となっています。経年比較すると、「ひとり暮らし高齢者などの安否が確認しづらいこと」「困ったことについて相談できる相手がいないこと」「身近なところに手助け・手伝いをしてくれる人がいないこと」は増加傾向となっています。

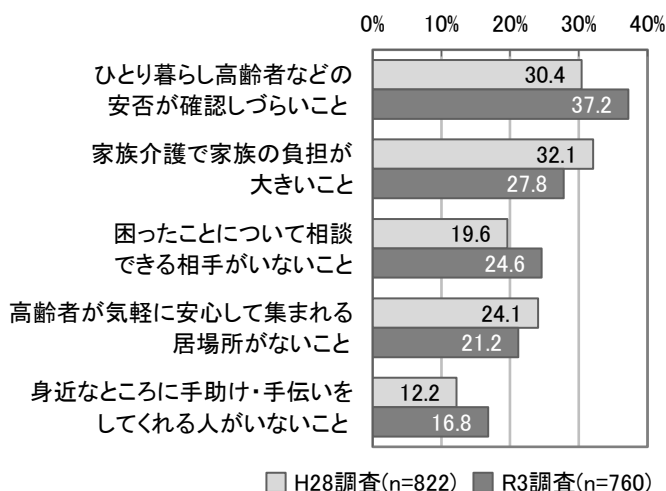
■暮らしやすいまちづくりのために必要なサービス
(上位5位)



■地域の人に手助けしてほしいこと・手助けできること



■地域の福祉に関する課題(上位5位)



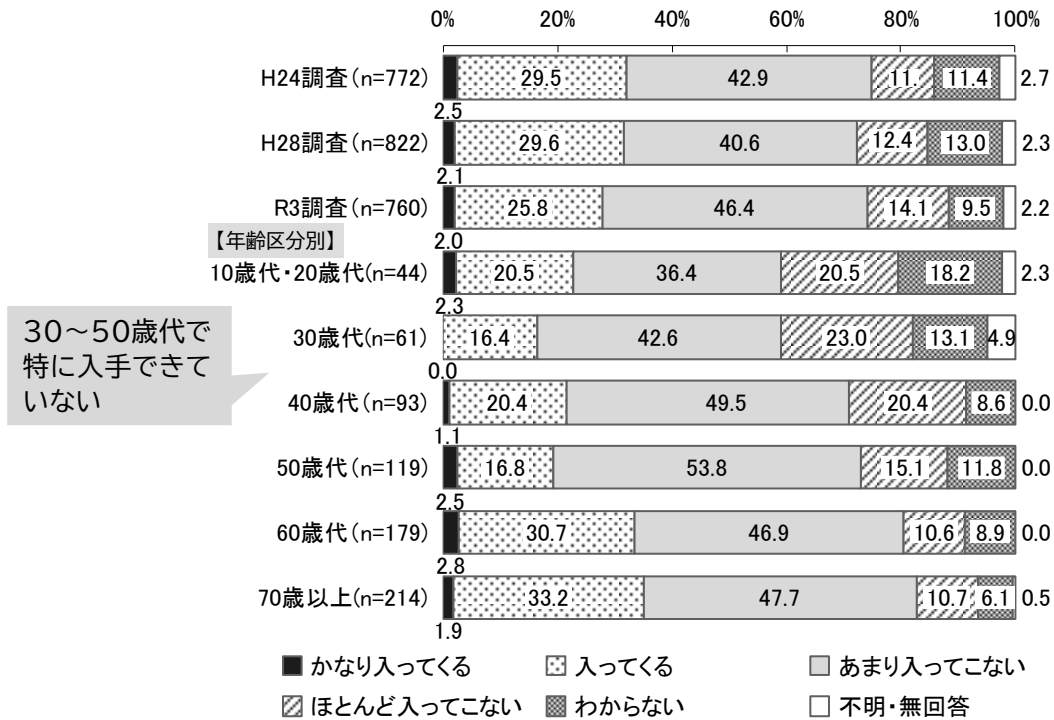
*「特にない」「その他」「不明・無回答」を除く

「安否確認の声かけ」「ゴミ出し、草取りなど外回りの家事」「外出する時の手助け」などでニーズが高く、「手助けできること」が上回っています。

⑥ 福祉情報の入手について

○福祉についての情報の入手状況について、R3 調査で『入ってくる』（「かなり入ってくる」「入ってくる」）が27.8%、『入ってこない』（「あまり入ってこない」「ほとんど入ってこない」）が60.5%、「わからない」が9.5%となっています。経年比較すると、『入ってくる』が減少傾向にあります。年齢区分別では、30 歳から 50 歳代で『入ってくる』が低くなっています。

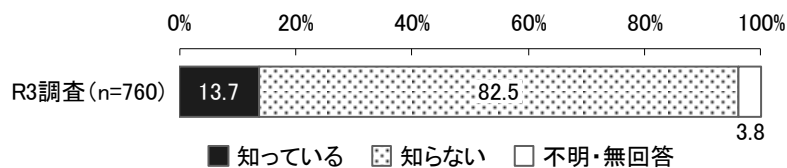
■福祉についての情報の入手状況



⑦ 再犯防止について

○再犯防止推進法の認知度は、「知っている」が13.7%、「知らない」が82.5%となっています。

■再犯防止推進法の認知度



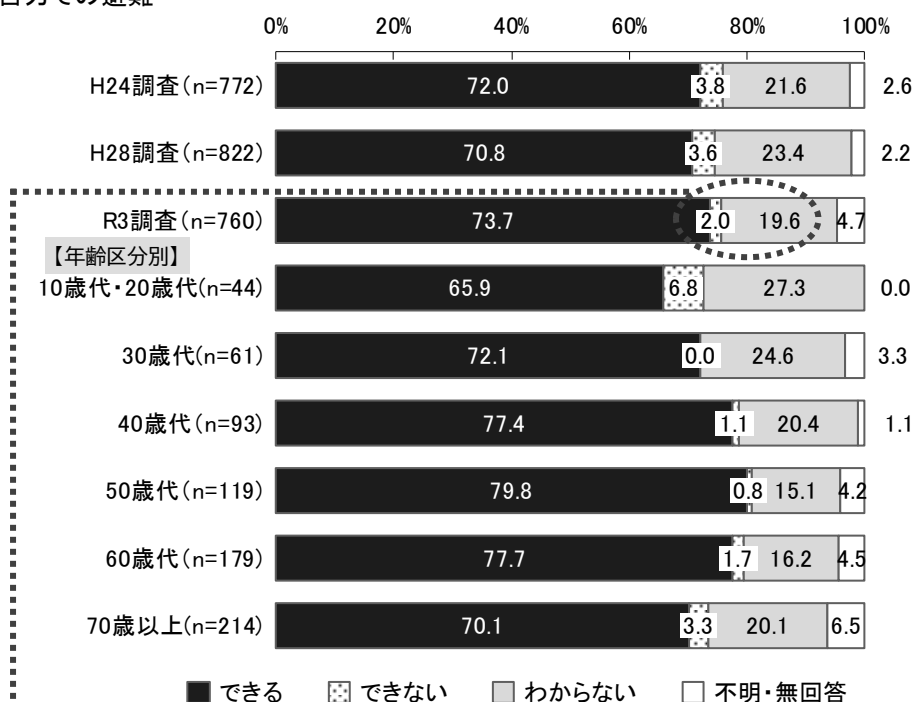
⑧ 災害時について

○災害発生時に自力で避難できるかは、R3 調査で「できる」が73.7%、「できない」が2.0%、「わからない」が19.6%となっています。年齢区分別では、10 歳代・20 歳代で「できない」が6.8%と、他の年代と比べて高くなっています。

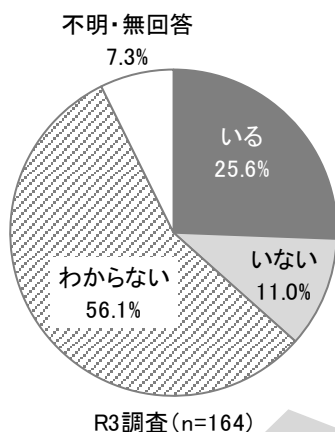
○災害時に自力での避難ができない、できるかわからない人の支援者の有無は、「いる」が25.6%、「いない」が11.0%、「わからない」が56.1%となっています。年齢区分別で、10 歳代・20 歳代及び50 歳代で「いない」「わからない」が8割強と高くなっています。

○災害に備えての普段からの対応は、「災害時の避難方法や場所の確認」が45.7%と最も高く、次いで「地域の避難訓練への参加」が41.7%となっています。経年比較すると、「特に何もしていない」がH24 調査及びH28 調査と比べてそれぞれ約9ポイント低くなっています。

■災害時の自力での避難

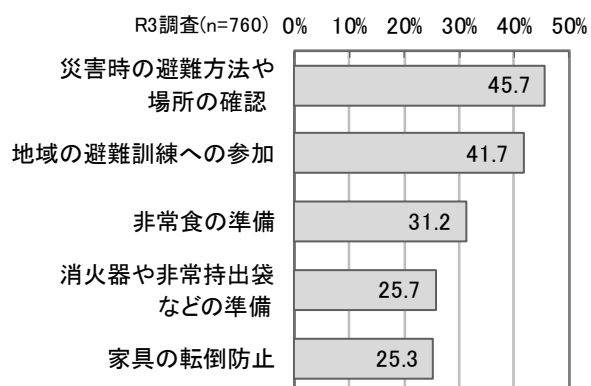


■災害時の支援者の有無

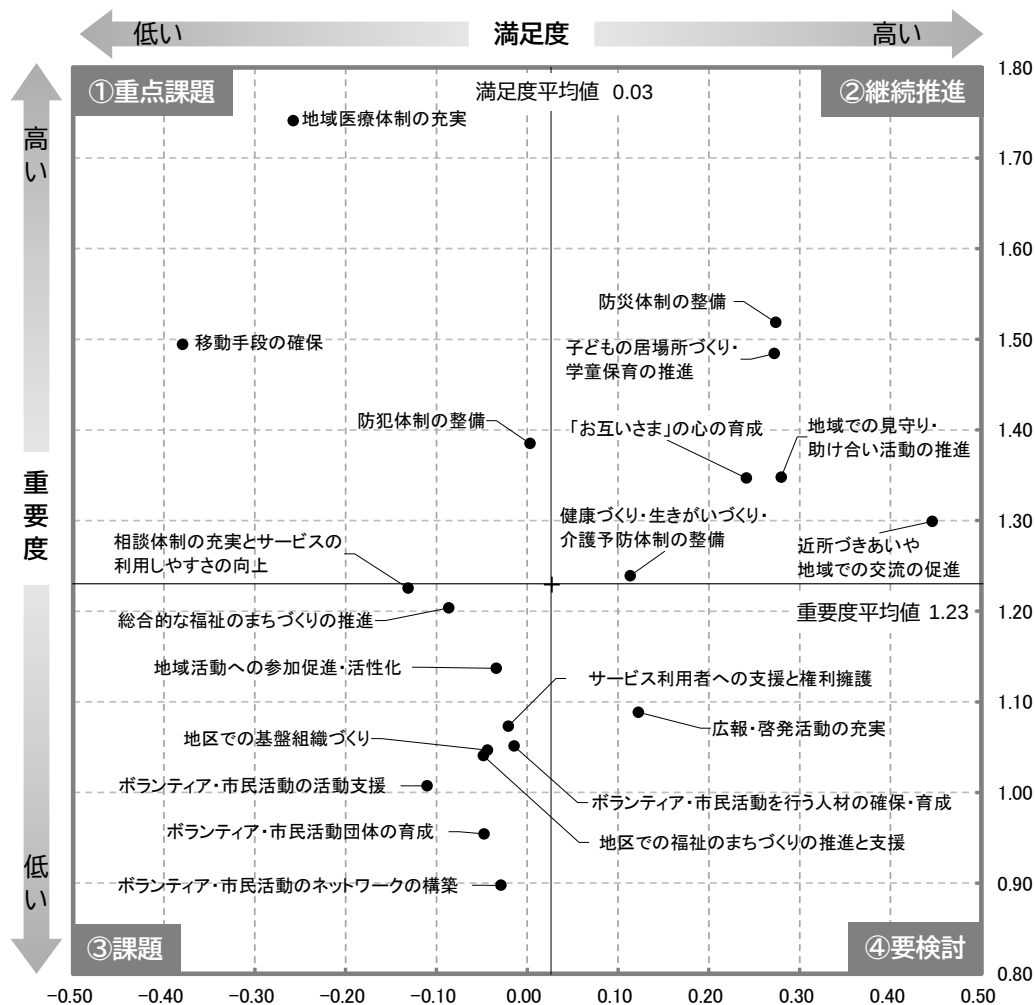


助けてくれる人が「いる」人のうち、助けてくれる人は、家族が最も多く、次いで「夫」「子ども」の家族となっています。

■災害に備えての普段からの対応(上位5位)



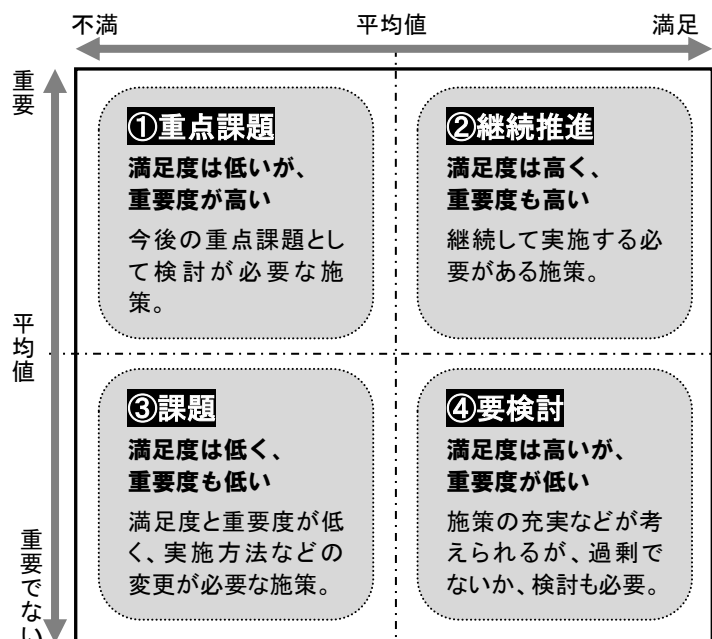
⑨ 恵那市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ



○重要度が高く満足度が低い取り組み(①重点課題)としては、「地域医療体制の充実」「防犯体制の整備」「移動手手段の確保」の3項目となっています。

○重要度が高く満足度が高い取り組みとしては、「子どもの居場所づくり・学童保育の推進」「防災体制の整備」など6項目となっています。

*ポートフォリオとは、各属性についての満足度と総合満足度への影響度を二次元にプロットした図です。それぞれの選択肢を4段階評価で聞き、X軸に各属性の満足度、Y軸に重要度(期待値)として総合満足度と各満足度の偏相関係数を表しています。なお、図は4象限に分けられ、象限を分ける境界線は、満足度、重要度の各平均値を使用しています。



3 前回計画の評価

前回計画の各施策や取り組みについて、関係各課に進捗状況等を確認し、評価を行いました。概要は以下の通りとなっています。

■評価の仕方

A	順調に進んでいる	C	事業の大幅な改善が必要
B	概ね順調だが、改善の余地あり	D	実施していない

基本目標1 見守り助け合う しくみづくり

基本方針1 地域の関係づくり

基本方針1の評価は、全体でAが36.6%、Bが53.7%、Cが0.0%、Dが2.4%とBの評価が多くなっています。

「取り組み1 「お互いさま」の心の育成」では、Bの評価が最も多く、SNSを活用した啓発や情報発信や、福祉教育を継続的に実施しました。住民のニーズに合った講座の開催や自治会の加入促進が課題となっています。

「取り組み2 近所づきあいや地域での交流の促進」では、Bの評価が最も多く、コロナ禍においても、対策をしながら地域づくり事業や住民同士の交流の場の提供を進めました。高齢者や障がいのある人が集う機会の提供については地域によって実施状況に差があり、市全体への展開が課題となっています。

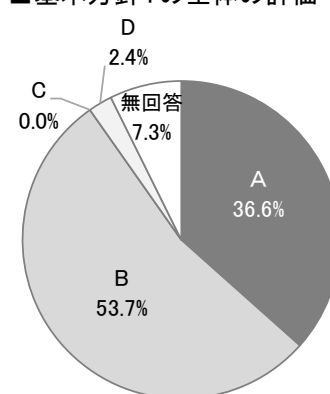
「取り組み3 地域活動への参加促進・活性化」では、AとBの評価が最も多く、地域自治区や振興事務所、支部社協等を通じた地域活動への参加の働きかけを進めています。住民のニーズに対応した支部社協活動の実施や、地域で活動する団体・活動者等への支援のしくみづくりが課題となっています。

■基本方針1の各取り組みの評価

取り組み	A	B	C	D	無回答
1「お互いさま」の心の育成(19事業)	42.1	47.4	0.0	0.0	10.5
2 近所づきあいや地域での交流の促進(13事業)	23.1	69.2	0.0	0.0	7.7
3 地域活動への参加促進・活性化(9事業)	44.4	44.4	0.0	11.1	0.0
合計(41事業)	36.6	53.7	0.0	2.4	7.3

(%)

■基本方針1の全体の評価



基本方針2 地域での見守り・助け合いのしくみづくり

基本方針2の評価は、全体でAが63.6%、Bが27.3%、Cが3.0%、Dが0.0%とAの評価が多くなっています。

「取り組み1 地域での見守り・助け合い活動の推進」では、Aの評価が最も多く、関係機関で連携した見守りや、行政と社協が連携したボランティアや地域活動の支援を進めています。福祉委員との連携体制やボランティアのしくみの整備が課題となっています。

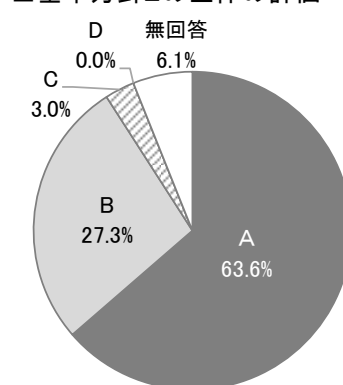
「取り組み2 子どもの居場所づくり・学童保育の推進」では、Aの評価が最も多く、こどもの居場所づくりや子育て支援団体の育成等、概ねすべての取り組みが順調に進行しています。

■基本方針2の各取り組みの評価

取り組み	A	B	C	D	無回答
1 地域での見守り・助け合い活動の推進(19事業)	52.6	42.1	5.3	0.0	10.0
2 子どもの居場所づくり・学童保育の推進(14事業)	78.6	7.1	0.0	0.0	14.3
合計(33事業)	63.6	27.3	3.0	0.0	6.1

(%)

■基本方針2の全体の評価



基本方針3 利用しやすい福祉サービスの環境づくり

基本方針3の評価は、全体でAが75.9%、Bが17.2%、Cが0.0%、Dが6.9%とAの評価が多くなっています。

「取り組み1 広報・啓発活動の充実」では、Aの評価が最も多く、各種SNSやPR動画を活用した情報発信や、地域の会議等での情報共有を図っています。ケーブルTVを活用した福祉情報の発信が課題となっています。

「取り組み2 相談体制の充実とサービスの利用しやすいの向上」では、Aの評価が最も多く、総合相談窓口や身近な相談窓口の設置により相談体制の充実を進めています。複合的課題への対応や早期解決に向けたさらなるしくみづくりや、専門的な相談に対応できる相談員の確保等が課題となっています。

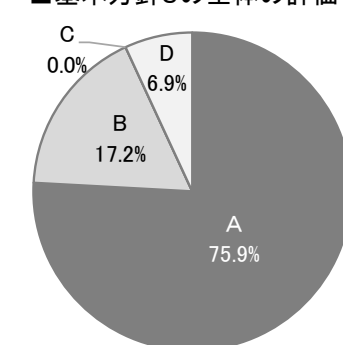
「取り組み3 サービス利用者への支援と権利擁護」では、Aの評価が最も多く、継続的な福祉サービスの評価や、質の高いサービス提供のための会議や研修、さまざまな権利擁護の取り組みを進めています。支援員や介護相談員等担い手不足が課題となっています。

■基本方針3の各取り組みの評価

取り組み	A	B	C	D	無回答
1 広報・啓発活動の充実(21事業)	76.2	19.0	0.0	4.8	0.0
2 相談体制の充実とサービスの利用しやすいの向上(19事業)	73.7	15.8	0.0	10.5	0.0
3 サービス利用者への支援と権利擁護(18事業)	77.8	16.7	0.0	5.6	0.0
合計(58事業)	75.9	17.2	0.0	6.9	0.0

(%)

■基本方針3の全体の評価



基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

基本方針1 ボランティア・市民活動の充実

基本方針1の評価は、全体でAが53.5%、Bが30.2%、Cが9.3%、Dが7.0%とAの評価が多くなっています。

「取り組み1 ボランティア・市民活動を行う人材の確保・育成」では、Bの評価が最も多く、ボランティアへの参加・活躍の場の提供を進めています。講師となる人材や分野を問わない担い手の確保が課題となっています。

「取り組み2 ボランティア・市民活動団体の育成」では、Aの評価が最も多く、情報提供や相談体制の充実により団体の立ち上げや活動の支援を進めています。団体の担い手不足が課題となっています。

「取り組み3 ボランティア・市民活動の活動支援」では、Aの評価が最も多く、ボランティア活動への経済的な支援やPRなどを行いました。

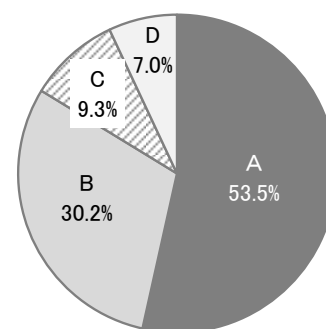
「取り組み4 ボランティア・市民活動のネットワークの構築」では、Aの評価が最も多く、「ボランティア連絡協議会」での情報交換や、まちづくり組織と連携し、高齢者を支える事業等を進めています。開催されていないボランティア活動推進会議に代わる推進体制の整備が課題となっています。

■基本方針1の各取り組みの評価

(%)

取り組み	A	B	C	D	無回答
1 ボランティア・市民活動を行う人材の確保・育成(15事業)	40.0	46.7	13.3	0.0	0.0
2 ボランティア・市民活動団体の育成(14事業)	71.4	21.4	7.1	0.0	0.0
3 ボランティア・市民活動の活動支援(3事業)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
4 ボランティア・市民活動のネットワークの構築(11事業)	45.5	18.2	9.1	27.3	0.0
合計(43事業)	53.5	30.2	9.3	7.0	0.0

■基本方針1の全体の評価



基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり

基本方針1 健康・生きがいづくり

基本方針1の評価は、全体でAが76.5%、Bが20.6%、Cが2.9%、Dが0.0%とAの評価が多くなっています。

「取り組み1 地域医療体制の充実」では、Aの評価が最も多くなっており、医師会と連携した診療体制や、中山間地の医療体制の充実、診療科目の充実、医療スタッフの確保等を図っています。

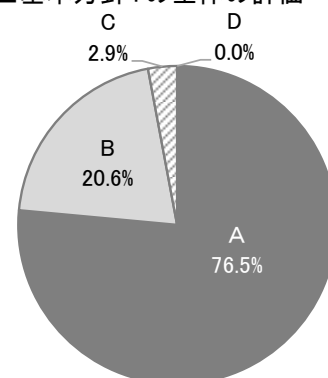
「取り組み2 健康づくり・生きがいづくり・介護予防体制の整備」では、Aの評価が最も多く、イベントや検診を通じた幅広い世代への健康の意識づくりや健康づくりへの参加機会の提供を進めています。生涯学習の推進のための事業内容の充実が課題となっています。

■基本方針1の各取り組みの評価

取り組み	A	B	C	D	無回答
1 地域医療体制の充実(8事業)	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0
2 健康づくり・生きがいづくり・介護予防体制の整備(26事業)	73.1	23.1	3.8	0.0	0.0
合計(34事業)	76.5	20.6	2.9	0.0	0.0

(%)

■基本方針1の全体の評価



基本方針2 安心して暮らしやすいまちづくり

基本方針2の評価は、全体でAが65.3%、Bが28.6%、Cが4.1%、Dが2.0%とAの評価が多くなっています。

「取り組み1 防災体制の整備」では、Aの評価が最も多くなっており、防災マップや防災マニュアルの改訂や備品の配備など防災体制の整備を進めています。避難行動要支援者の把握や地区ごとの防災訓練の実施に向けた支援等が課題となっています。

「取り組み2 防犯体制の整備」ではAの評価が最も多く、情報提供による高齢者の防犯意識の向上、地域ごとでの防犯活動を進めています。

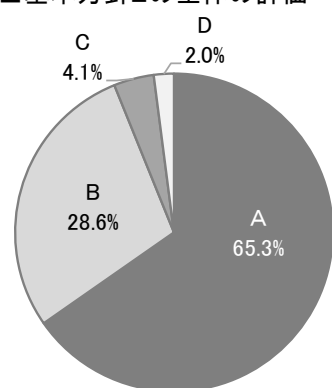
「取り組み3 移動手段の確保」では、Aの評価が最も多くなっており、公共交通の充実や高齢者や障がい者に対する移動支援の推進、公共施設等のバリアフリー化を進めています。

■基本方針2の各取り組みの評価

取り組み	A	B	C	D	無回答
1 防災体制の整備(26事業)	50.0	42.3	7.7	0.0	0.0
2 防犯体制の整備(8事業)	75.0	12.5	0.0	12.5	0.0
3 移動手段の確保(15事業)	86.7	13.3	0.0	0.0	0.0
合計(49事業)	65.3	28.6	4.1	2.0	0.0

(%)

■基本方針2の全体の評価



基本目標 4 生活と活動を支える 体制づくり

基本方針1 地域を支える基盤づくり

基本方針1の評価は、AとBの評価数が同じになっています。

「取り組み1 地区での基盤組織づくり」では、Bの評価となっています。重層的支援体制整備事業を進めていくための地域の拠点と関係機関の連携の強化が課題となっています。

「取り組み2 地区での福祉のまちづくりの推進と支援」では、Aの評価となっています。各地区で地域福祉懇談会を実施し、課題の把握や福祉のまちづくりについて協議を進めています。

前回計画全体の評価

計画全体の評価は、Aが62.3%、Bが29.2%、Cが3.1%、Dが3.5%とAの評価が多くなっています。

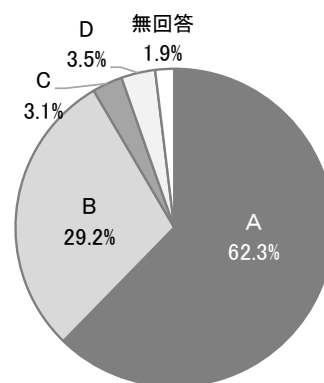
基本目標ごとにみると、どの基本目標においてもAが半数を超えています。一方で、基本目標2では評価がC、Dの評価がそれぞれ約1割となっています。

■ 前回計画全体の評価

(%)

取り組み	A	B	C	D
基本目標1 見守り助け合う しきみづくり	60.6	31.1	0.8	3.8
基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり	53.5	30.2	9.3	7.0
基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり	69.9	25.3	3.6	1.2
基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり	50.0	50.0	0.0	0.0
合計(260 事業)	62.3	29.2	3.1	3.5

■ 前回計画全体の評価



第 3 章 基本構想

1 計画の基本理念と愛称

(1) 基本理念

計画の基本理念は、本市の地域福祉施策を進めるうえで根本の考え方となるものです。

前回計画では、「お互いさま」の心をはぐくみ 生かすまち えな — 「お互いさま」の心はえ～なも —」を基本理念とし、本市に住むすべての人が地域に愛着や誇りを持ち、互いに支えあって暮らしていけるよう、各施策を進めてきました。

今後、少子高齢化や核家族化が進行し、地域の支えあい機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化が予想される中で、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めて行く必要があります。

本計画においては、前回計画の基本理念を継承し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、「お互いさま」の心をはぐくみ 生かすまち えな — 「お互いさま」の心はえ～なも —」を掲げて、地域福祉の推進を図っていきます。

基本理念

「お互いさま」の心をはぐくみ 生かすまち えな
— 「お互いさま」の心はえ～なも —

(2) 計画の愛称

第3次計画において、計画が市民の誰にとっても身近で親しみやすい計画となるよう、「やろまいか！ 支えあうまち えな」という愛称をつけました。「やろまいか！」は恵那市の方言で「～しよう」という意味で、市民にとってなじみ深い言葉です。本計画でもこの愛称を継承し、住民や地域活動団体、事業所、行政、社協等が共に計画を推進し、支えあって生活できるまちをめざします。

計画の愛称

やろまいか！ 支えあうまち えな

(3) 基本目標

基本理念の考えに基づき、以下の4つを基本目標として本計画を推進します。

基本目標1 見守り助け合う しきみづくり

誰もが身近な地域において居場所が確保され、地域とのつながりが得られるよう、利用しやすい居場所や拠点の整備、交流の機会づくりに取り組みます。また、地域における見守りや助け合い活動を継続的に支援し、住民同士が助け合えるしきみづくりを進めます。

基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

福祉教育・啓発など「お互いさま」の心を育む機会を充実し、地域への関心を高めるとともに、市民一人ひとりの活動への参画を促進します。また、地域福祉の担い手であるボランティアや市民活動が活発に活動できるよう、環境の整備や活動者同士の連携を支援します。

基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり

誰もがいきいきと安心して地域で住み続けられるよう、包括的な相談支援体制の充実や、福祉サービスの充実、適切な利用促進を図るとともに、関係機関と連携し、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。また、移動支援、災害や犯罪、事故等に備えたまちづくりを進めます。

基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり

本計画を確実に推進するため、地域で住民や地域活動団体などが協働できる体制を強化するとともに、行政の関係課や社協、各地域の振興事務所や支部社協など連携して活動を支えます。

（４）指標の設定

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、基本目標ごとに以下のような指標を掲げ、地域福祉を推進していきます。

基本目標１ 見守り助け合う しきみづくり

指標項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
市民意識調査で地域の福祉への関心について『関心がある』（「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計）と回答した割合	76.4%	85%
市民意識調査で地域の助け合いについて「している」と回答した割合	36.2%	50%

基本目標２ 思いやりの心を育てる ひとづくり

指標項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
市民意識調査でボランティア活動について「したことがある」と回答した割合	32.6%	50%
市民意識調査でボランティア活動について「続けたい」と回答した割合	33.6%	50%

基本目標３ 安心して住み続けられる まちづくり

指標項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
市民意識調査で身体の状態について「健康な状態」と回答した割合	74.6%	85%
市民意識調査で「非常時の手助け」ができると回答した割合	48.7%	70%

基本目標４ 生活と活動を支える 体制づくり

指標項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
地域福祉懇談会の実施回数	全 13 地区 で実施	毎年全 13 地区 で 1 回以上実施

(5) 計画の体系図

基本目標	基本方針	取り組み
1 見守り 助け合う しくみづくり	(1) 住民同士の 交流機会の確保	① 近所づきあいや地域での交流の促進
	(2) 地域での見守り・ 助け合いのしくみづくり	② 地域活動への参加促進・活性化
2 思いやりの 心を育てる ひとづくり	(1) 「お互いさま」の 心の育成	① 福祉に関する啓発や教育の推進
	(2) ボランティア・ 市民活動の充実	① ボランティア・市民活動を行う 人材の確保・育成
3 安心して住み 続けられる まちづくり	(1) 社会的な孤立を防ぎ 必要な支援へつなぐ しくみづくり	② ボランティア団体への活動支援
	(2) 福祉サービスを利用しやすい しくみづくり	① 相談支援体制の充実
		② 多様な生活課題への対応
	(3) 安心して暮らしやすい まちづくり	① 情報提供の充実
		② 質の高いサービスの提供
		③ 権利擁護の推進
4 生活と活動を 支える 体制づくり	(1) 地域を支える 基盤づくり	① 防災体制の整備
		② 防犯体制の整備
		③ 移動手段の確保とバリアフリー化の推進
		① 地区での基盤組織づくり
		② 地区での福祉のまちづくりの推進と支援
		③ 総合的な福祉のまちづくり

2 重点施策の推進

(1) 本計画における重点施策

本計画においては、以下の4つを重点施策とし、住民や地域活動三体、事業所、行政、社協が連携して取り組みを進めます。

重点施策1 複合的な課題を持つ市民への支援

本市では、令和2年4月に「恵那市福祉総合相談窓口」を設置し、複合化・多様化する課題に対応するための体制整備を進めていますが、市民意識調査では総合相談窓口の充実が求められており、市民にとって相談しやすく、支援を受けやすい体制づくりに一層取り組む必要があります。庁内関係各課、関係機関、団体、地域の活動者等との連携を強化し、誰一人取り残さない仕組みづくりを進めます。

重点施策2 地域の助け合いによる福祉活動の充実

今後、さらに人口減少や高齢化が進む中、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくためには公的なサービスだけでなく、地域の助け合いにより課題に対応できる体制づくりが求められます。住民が主体となって行う生活支援の活動を支援するとともに、それぞれの地域にあった活動に取り組めるよう、課題や取り組みについて意見交換できる場を設け、さまざまな地域の活動者の連携を促進します。

重点施策3 地域活動を牽引する人材の育成

自治会等の加入の伸び悩みや地域の活動者の高齢化など、地域活動を牽引する人材の確保・育成は大きな課題となっています。気軽に参加できるイベントや行事への参加を促すとともに、地域活動を先導するリーダーを育成するためのしくみづくりを行うことで、地域活動の担い手となる人材の裾野を広げます。また、活動者の負担軽減や活動の活性化に向けた仕組みづくりを進めます。

重点施策4 わかりやすい情報提供の充実

本市では、これまで福祉情報や地域の活動について、広報紙やホームページ、パンフレットなどさまざまな方法での周知を図ってきましたが、市民意識調査や地域福祉懇談会の意見では、福祉に関する情報が市民に行き届いていないことがうかがえます。誰もが必要な時に必要な情報に繋がることができるよう、身近な地域での情報発信や、目的やターゲットに応じたさまざまな情報発信ツールの活用など情報提供の充実を図ります。

（２）地域福祉活動計画の推進における重点項目

本計画は、社協の活動計画である「地域福祉活動計画」も一体となった計画となっています。そのため、地域福祉活動計画に関わる施策や事業については、以下の３点を重点項目とし、推進にあたります。

重点項目１ 共に生き 共に活動する

支部社協が主体となって、地域の人材育成や、課題の把握、見守りや支えあい活動、生きがいづくりの取り組みを進め、13の地域自治区を中心とした地域活動の活性化を図ります。

重点項目２ 共に学び 共に活動する

ボランティアセンターが中心となって、ボランティアや市民活動への参加や交流の促進、情報提供等により活動を支援し、誰もが支えあい、助け合える地域づくりを進めます。

重点項目３ 共に知り 共に活動する

地域で課題を抱えている人を適切な支援やサービスにつなげられるよう、相談支援体制を強化し、あらゆる相談への対応を図ります。また、わかりやすく福祉や地域の情報を発信することで、地域や福祉への理解や関心を促します。

第 4 章 基本計画・実施計画

基本目標 1 見守り助け合う しゅくみづくり

基本方針 1 住民同士の交流機会の確保

【現状・課題】

- 隣近所や地域の日常的な交流は、地域福祉を進めていくうえでの基盤となります。
- 市民意識調査によると、近所とのつきあいについて、「外で会うと立ち話をする程度」が最も高くなっていますが、若者や働き盛り世代ではつきあいが希薄化しています。また、地域活動の課題としては「役職がわずらわしい」や「なかなか人が集まらない」の割合が高くなっています。また、参加していない人の理由としては「きっかけがないから」が最も高くなっています。
- 地域福祉懇談会では、サロンのマンネリ化や後継者問題、自治会活動が困難な地域があることなどが課題として挙げられました。

【方向性】

住民同士が交流することができる場や機会の充実を図り、住民同士の関係づくりや互いに支え合う地域づくりを推進します。また、若い世代から高齢者まで、幅広い住民や、さまざまな主体が地域活動を通して地域に参画できるような環境づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

① 近所づきあいや地域での交流の促進

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	サロン等の充実	ふれあい食事サービス事業やサロン事業を行い、高齢者や障がいのある人などが集う機会を提供します。	高齢福祉課	○	○	—
2	多世代交流機会の確保	高齢者や子ども、障がいのある人等誰でも利用できる居場所を設置し、多世代交流を促進します。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	○	○	—
3	子どもの居場所づくり	「放課後子ども教室推進事業」をはじめ、放課後の小学校や休日のコミュニティセンターなどを活用し、子どもたちにさまざまな体験や地域住民との交流の機会を提供します。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課	○	○	—
4	拠点の整備・活用 重2	コミュニティセンター等をまちづくりの拠点とするなど、住民同士が集まれる場や機会を設けて、交流を図ります。	社会福祉課 地域振興課	○	○	—

② 地域活動への参加促進・活性化

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	自治会への加入促進	転入などの手続き時に、パンフレットを配付し、自治会への加入を促進します。	地域振興課	—	○	○
2	支部社協活動の周知	支部社協活動について住民に説明を行い、参加しやすい体制づくりを行います。また、支部だよりやホームページを通じて活動をPRします。	—	○	—	—
3	地域活動への参加促進に向けた情報提供	地域自治区会長会議及び振興事務所長連絡会議において、地域活動に関する情報提供や共有、参加の呼びかけに取り組みます。	地域振興課	—	○	—
4	市内地域間交流会の実施	市内地域間交流会を実施し、市全体の共通課題等を討議する機会を設けます。	地域振興課	—	○	—
5	福祉活動専門員の配置	各地区に福祉活動専門員を配置し、地域福祉活動への支援を行います。	—	○	○	—
6	地域福祉懇談会の実施 重2	地域づくり事業への積極的な参加を呼びかけます。	社会福祉課	○	○	—
7	恵那市社会福祉法人等連絡会による「地域における公益的な取り組み」の推進	恵那市社会福祉協議会と市内に事業所を有する社会福祉法人等が互いに連携して公益的な取り組みを行うことで、地域活動の活性化を図ります。	—	○	—	—

基本方針 2 地域での見守り・助け合いのしくみづくり

【現状・課題】

- 高齢化の進行により、今後も見守りや支援が必要な高齢者世帯や、認知症高齢者等の増加が見込まれます。
- 市民意識調査によると、住んでいる地域での助け合いを「していない」割合が6割となっており、30歳代以下で特に「していない」割合が高くなっています。また、地域の福祉に関する課題として「ひとり暮らしの高齢者の安否が確認しづらいこと」との回答が最も高くなっています。一方で、地域に困っている家庭があった時に手助けできることとして「安否の声かけ」との回答が最も高くなっています。
- 地域福祉懇談会では、高齢者の見守り活動の充実や担い手の育成などが課題として挙げられました。

【方向性】

地域の人材や資源を活用し、向こう三軒両隣によるさりげない見守りや生活支援をはじめとした地域での福祉活動や、福祉サービスを担う人材を継続的に確保・育成する仕組みづくりを推進します。

【具体的な取り組み】

① 地域での見守り・助け合い活動の推進

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	「安心カード」の作成	「安心カード」などの作成を推進し、地域における見守り活動の推進に取り組みます。	社会福祉課	—	○	—
2	関係機関が連携した見守りの推進	民生委員や福祉（協力）委員のほか、協定事業所や関係機関と連携して地域見守りネットワークを形成し、見守り活動を推進します。	社会福祉課 高齢福祉課	○	○	○
3	支部長研修の実施	支部ごとの住民主体活動の中心となり、各種団体との連携を行う地域のリーダーを育成します。	—	○	○	—
4	支えあい活動の充実 重2	地域の活動団体の立ち上げを支援し、支えあい等の地域生活支援を行うボランティアの拠点づくりを推進します。	社会福祉課 地域振興課	○	○	○
5	ご近所によるさりげない見守りの促進	日頃の行き交いのなかで、家の状況に異変がないか等さりげなく見守ることで、地域における見守り活動を促進します。	社会福祉課	○	○	○

基本目標 2 思いやりの心を育てる ひとづくり

基本方針 1 「お互いさま」の心の育成

【現状・課題】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを実現するためには、お互いに思いやる意識が重要となります。
- 市民意識調査によると、住んでいる地域に『関心がある』割合が8割弱となっていますが、経年で比較すると、『関心がある』割合は減少傾向にあります。
- 地域福祉懇談会では、若い世代の福祉や地域への関心の薄さが課題として挙げられました。

【方向性】

学校や地域での福祉教育や、福祉に関する講座やイベントの実施などを通じて、地域福祉に対する意識の醸成を図り、学んだことを活かしながら住民が地域と関わる基盤をつくります。

【具体的な取り組み】

① 福祉に関する啓発や教育の推進

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	福祉に関する啓発のための情報の発信 重4	広報紙のほか、市や社協のホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して、福祉に関する啓発のための情報や、地域活動・ボランティア活動の情報を発信します。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	○	—	—
2	福祉講座の充実	市民を対象に、手話講座などの体験型講座や福祉活動に関する座学、福祉出前講座等を開催し、福祉についての理解を深めます。	社会福祉課	○	○	—
3	福祉に関するイベントの開催	社会福祉大会や福祉フェスティバルなど福祉に関するイベントを通じて、市民の地域福祉についての意識醸成を図ります。	—	○	○	—
4	学校教育における福祉教育の実施	子ども向けの福祉研修として高齢者疑似体験、車いす体験など小さな頃からの福祉教育を、関係機関と連携し推進します。	—	○	○	○
5	市内小中学校への福祉教育の啓発	市内の小中学校を指定して、高齢、障がい、貧困など福祉全般の理解推進教育の充実を図るための取り組みを行います。	学校教育課	○	—	—

基本方針２ ボランティア・市民活動の充実

【現状・課題】

- 地域の抱える課題が多様化する中で、住民同士の助けあい、支え合いの活動は重要になっていきますが、人口減少や高齢化の進行などにより、担い手は今後も減少していくことが見込まれます。
- 市民意識調査によると、この１年でボランティア活動の経験が「ない」市民の割合は６割以上となっています。ボランティア活動に参加しない理由としては、「時間がない」「活動のきっかけがない」との回答の割合が高くなっています。

【方向性】

啓発や講座などにより、新たな人材確保のためのきっかけづくりや、人材の育成に取り組み、その人材が各分野で活動を牽引できるようフォローアップを行います。また、活動団体への情報提供や相談支援、団体間の交流機会の設定などにより、活動のさらなる活性化を図ります。

【具体的な取り組み】

① ボランティア・市民活動を行う人材の確保・育成

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	ボランティア講座の充実	ボランティアに関わる講座等の内容を充実するとともに、情報提供に努めます。	社会福祉課 地域振興課	○	○	○
2	福祉体験講座の充実	福祉体験講座を開催するとともに、過去の受講者向けのレベルアップ講座を実施します。	社会福祉課	○	○	—
3	ボランティア研修会の実施 重3	ボランティア養成講座を実施し、次世代の担い手を養成します。また、現在活動しているボランティアへ研修会を実施し活動をサポートします。	社会福祉課	○	○	—
4	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い世代に対して認知症の人を支える気運づくりを図ります。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの養成に向けて、県主催の研修の受講を促進します。	高齢福祉課	—	○	—
5	若者のボランティア活動の促進 重3	イベントや各種事業を通じて、中高生を中心とした若者のボランティア参加や活動の機会を提供します。	子育て支援課 生涯学習課	○	○	○

② ボランティア団体への活動支援

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	ボランティアに関する情報発信	各地区の特色のあるボランティア団体やボランティア活動の様子、ボランティア連絡協議会のイベントなどについて、広報紙やSNSを通じて発信し、他の地区でも取り組めるよう情報提供を図ります。	—	○	—	—
2	まちづくり市民活動推進助成事業の実施	まちづくり市民活動推進助成事業を継続し、市民活動団体への資金確保に向けた支援を行います。また、その他の助成情報なども提供し、活動の活性化につながるよう支援します。	地域振興課	—	○	○
3	ボランティア連絡協議会やボランティア交流の実施 重3	社協のボランティア連絡会やボランティア交流会により、地域のボランティア団体の交流や意見交換ができる機会を設けます。	—	○	○	—
4	ボランティア相談窓口の充実	恵那市社協ボランティアセンターや各支所での窓口機能の充実を図り、ボランティア団体の活動を支援します。	—	○	○	—

基本目標 3 安心して住み続けられる まちづくり

基本方針 1 社会的な孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

【現状・課題】

- 8050問題やダブルケアなどの複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、セルフネグレクトなど既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。
- 市民意識調査によると、地域の福祉に関する課題として「困ったことについて相談できる相手がないこと」「身近なところに手助け・手伝いをしてくれる人がいない」との回答の割合が高くなっており、また、経年で比較して割合が増加しています。また、「恵那市福祉総合相談窓口」について、「設置されたことを知らない」割合が6割弱となっています。一方で、7割以上が「必要だと思う」と回答しています。
- 地域福祉懇談会では、何かあったときに頼る人や組織がないことが課題として挙げられました。

【方向性】

多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能の強化を図るとともに、関係機関や団体と連携し、困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援や身近な相談支援の充実を図ります。また、生活困窮者の経済的自立や日常生活、社会生活における自立支援に取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 相談支援体制の充実

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	総合相談体制の整備 重1	福祉総合相談窓口を設置し、属性を問わずさまざまな困りごとを受け、内容に応じて関係機関と連携して複雑・複合的な課題に対して重層的に取り組みます。	社会福祉課	○	—	—
2	対象者ごとの相談窓口の充実	地域包括支援センターや基幹相談支援センター、子育て支援センターなど対象に応じた相談窓口の充実と相談員の資質向上を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	—	—	—
3	身近な地域における相談体制の充実	認知症地域支援推進員の配置や、民生委員との連携の強化など身近な地域の相談体制を強化します。	社会福祉課 高齢福祉課	○	○	—
4	教育相談員による訪問相談の実施	ひきこもりや不登校の児童生徒の家庭に、教育相談員が訪問し、本人や保護者の相談・助言・指導を行います。	学校教育課	—	—	—

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
5	虐待・DV の早期発見・早期対応	高齢者や子ども、障がいのある人等への虐待及び DV への対応窓口の充実や、支援体制の強化を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	—	—	—
6	ひきこもり等社会参加困難者の支援	誰でも参加できる居場所や活動の場を提供することで、自立した日常生活と社会生活を営むきっかけづくりを支援します。	社会福祉課	○	—	—
7	アウトリーチ支援の実施	さまざまな課題を抱える困窮者に対して、戸別訪問（アウトリーチ）をして、必要な社会資源につなげる支援を行います。	社会福祉課	○	—	—

② 多様な生活課題への対応

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	生活困窮者自立支援事業の実施	地域のさまざまな機関と連携し、生活困窮者を早期に発見するとともに、相談支援や就労等への支援を行います。	社会福祉課 高齢福祉課	○	—	○
2	住宅確保要配慮者への支援	居住の確保に課題を抱える人や世帯が安定した居住を確保できるよう、行政内や社協、事業所等と連携して横断的な支援を行います。	社会福祉課	—	—	○
3	さまざまな形態による食の支援	生活困窮者等にフードバンクや子ども食堂（さとやま食堂）などさまざまな形態による食の支援を行います。	社会福祉課	○	—	○

基本方針 2 福祉サービスを利用しやすいしくみづくり

【現状・課題】

- 高齢者、認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、なんらかの支援が必要な人は増加傾向にあります。
- 市民意識調査によると、約6割が福祉の情報について『入ってこない』と回答しています。また、主な福祉情報の入手先は「市の広報紙・ホームページ」「回覧版」の割合が高くなっています。

【方向性】

情報提供や人材の確保、関係機関との連携、さまざまなデジタル技術の活用により、効率的かつ効果的に福祉サービスの質の向上と適切に提供するための体制整備に取り組みます。また、判断能力に不安を抱える方の意思決定を支えるため、成年後見制度の周知と利用促進に取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 情報提供の充実

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	情報バリアフリーの推進 重4	誰もが情報を入手できるよう、広報紙やホームページなどにおける音訳や手話動画の配信、多言語対応など、情報発信におけるバリアフリー化を推進します。	社会福祉課	○	○	—
2	多様な媒体による情報提供 重4	広報紙のほか、市や社協のホームページやSNS、障害者手帳アプリ等の多様な媒体を活用した情報提供を行います。また、福祉ポータルサイトを構築して、福祉に関する情報を細やかに発信します。	社会福祉課	○	—	—
3	見守り広報誌「まめなかな」の配布	民生委員による定期的な見守り訪問時に、福祉サービスをはじめ、幅広い関連情報の提供に取り組みます。	—	○	○	—

② 質の高いサービスの提供

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	福祉サービス第三者評価事業の実施	福祉サービス第三者評価事業を活用し、良質な保育事業の提供に努めます。	幼児教育課	—	—	○
2	福祉連携会議の実施 重1	定期的に専門職による事例検討を行うなど、多機関が協働し、円滑な支援が行えるよう努めます。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	○	—	—
3	介護サービス事業所への実地指導の実施	介護サービス事業所への実地指導時に、利用申込者への外部評価、自己評価について説明するよう徹底します。	高齢福祉課	—	—	○
4	自立支援協議会の開催	自立支援協議会を通じて、障がい福祉の関係機関・団体などと連携し、より質の高い障がい福祉サービスが提供できるよう努めます。	社会福祉課	○	—	○
5	恵那市ケアマネ連絡会の開催	恵那市ケアマネ連絡会を継続的に開催し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。	高齢福祉課	○	—	○
6	サービスに関する研修の実施	福祉サービス利用者へ適切な支援やサービス提供が行えるよう、支援専門員及びサービス事業所の業務の見直しと、研修事業を実施します。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	○	—	○
7	福祉勉強会の実施 重1	定期的に支援機関職員による勉強会を開催し、職員間のつながり強化及びスキルアップを図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課	○	—	—

③ 権利擁護の推進

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	成年後見制度利用促進計画に基づく取り組み	東濃権利擁護センターとの連携を強化し、相談体制の強化を図るとともに、成年後見制度の利用促進に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課	—	—	—
2	日常生活自立支援事業の実施	判断能力が不十分な人等への権利擁護の取り組みとして、「日常生活自立支援事業」の一層の普及、周知を行います。	社会福祉課 高齢福祉課	○	—	—
3	介護相談員の派遣	福祉サービスの利用にあたって、苦情の受け付けや問題の解消を目的に、介護相談員を福祉施設などに派遣します。	高齢福祉課	—	—	○

基本方針３ 安心して暮らしやすいまちづくり

【現状・課題】

- 近年、大きな自然災害や悪質な犯罪の発生により、防災・防犯への関心が高まっています。
- 地域では、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人が住んでおり、抱える課題も多様化しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを実現するためには、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた身近な生活環境の整備や、誰もが気軽に外出するための基盤整備が必要です。
- 市民意識調査によると、災害時に自力で避難ができない、できるかわからない人のうち、支援者が「いない」人が約１割、「わからない」人が６割弱となっています。また、暮らしやすいまちづくりのために必要なサービスについて、「通院などの移送手段の確保」の割合が最も高くなっています。
- 地域福祉懇談会では、買い物、通院等の移動手段の確保や災害時の安否確認、安全マップの見直しが課題として挙げられました。

【方向性】

防災・防犯意識の啓発に取り組みます。自力での避難が困難な人を把握し、災害時に地域や行政、社協等が連携して支援できる体制を構築するとともに、災害時の情報伝達や設備面等の充実を図ります。また、市内における移動環境の整備や外出支援サービスの充実、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

【具体的な取り組み】

① 防災体制の整備

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	避難行動要支援者名簿及び防災マップの活用	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の定期的な情報更新と活用を図ります。	危機管理課	—	○	—
2	避難行動要支援者の把握 重2	各地区の民生委員、福祉（協力）委員と自治会などが連携し、災害時に支援が必要な人の把握を行います。	社会福祉課	○	○	—
3	避難行動要支援者の避難訓練	災害図上訓練（DIG）を通して、避難行動要支援者の避難支援方法を地域の問題として検討します。	危機管理課 社会福祉課	○	○	○
4	避難所における配慮	避難所において障がいのある人や高齢者の属性に配慮した支援体制の充実を図ります。	危機管理課 社会福祉課 高齢福祉課	○	—	○

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
5	災害ボランティアセンター設置運営	災害ボランティアセンターの設置運営や、各関係機関との情報共有のネットワークを構築する等、地域の連携を強化し災害に備えます。また、有事に備えて、東濃5市社協など各種団体と連携し、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行います。	危機管理課 社会福祉課	○	○	○
6	民間事業所との連携	民間の施設などとの協定による福祉避難所の増設や、災害時の福祉支援のため、民間事業所との連携を強化します。	危機管理課 社会福祉課 高齢福祉課	○	—	○

② 防犯体制の整備

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	消費者被害や振り込め詐欺などの情報提供	介護予防教室や民生委員児童委員協議会などで、消費者被害や振り込め詐欺などの情報を提供し、犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図ります。	高齢福祉課	○	○	—
2	防犯パトロールの促進	地区ごとでの防犯パトロールの強化と継続実施に取り組みます。	危機管理課	—	○	—

③ 移動手段の確保とバリアフリー化の推進

No.	事業	内容	活動主体			
			行政(関連課)	社協	市民	事業者
1	移動販売等の買い物支援の充実	移動販売や買い物送迎、社会資源マップの作成など、買い物弱者に向けた取り組みを進めます。	地域振興課 高齢福祉課	○	—	○
2	地域における移動支援の検討 重2	地域のまちづくり実行組織などを中心に、地域の実情に応じた移動手段を検討し、NPO法人やボランティア組織、地域支援団体による活動の支援を行います。	高齢福祉課	○	○	○
3	福祉有償運送への支援	福祉有償運送の運営団体への活動支援と事業の適正な実施の指導を行います。また、人材確保に向けた支援を行います。	高齢福祉課	○	—	—
4	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	公共施設などの改修・新設時には、順次バリアフリー基準に適合するよう努めます。また、関係者への説明会を開催し、バリアフリーへの理解を深め、利用しやすい環境づくりに取り組みます。	施設所管関係課 都市住宅課	—	—	—
5	移動支援事業の実施	移動支援事業（リフト付き自動車の貸出）を実施します。	—	○	—	—

基本目標 4 生活と活動を支える 体制づくり

基本方針 1 地域を支える基盤づくり

【現状・課題】

- 13 の地域自治区では、まちづくり実行組織が主体となり、自治会や民生委員、福祉（協力）委員、NPO 法人、ボランティア等のさまざまな地域活動団体とともにまちづくり活動を進めています。今後もそれぞれの役割の明確化と連携体制の強化が求められます。一方で、自治会加入率の低下や地域活動の担い手不足が課題となっています。住民の地域活動への参加を促進するとともに、地域団体への支援と負担軽減を図り、持続可能な地域づくりを進めることが求められます。
- 市内 13 地区では令和 4 年度に地域福祉懇談会を実施し、さまざまな地域活動団体が一堂に会して地域の魅力や課題、今後の取り組みについて話し合いが行われました。今後も第 7 章の地区計画の方向性にそって取り組みを推進するため、多様な地域の活動者や、振興事務所、社協、事業所等が交流・連携できる場を設けることが求められます。
- 社会情勢等の変化により、地域福祉に関する課題は多様化・複雑化しています。誰一人取り残さない地域の実現に向けて、本計画に関わる行政や社協の担当課はそれぞれの役割を認識し、互いに連携して施策に取り組むとともに、地域の住民や地域活動団体、NPO 法人、ボランティア、民間企業等との協働の視点を持ち、課題に対応することが求められます。

【具体的な取り組み】

① 地区での基盤組織づくり

自治会加入率の低下などの課題解決に向けた取り組みの検討を行い、より強固な基盤組織づくりに努めます。また、地域活動団体に対して、情報提供や活動の支援を行います。

さらに、本計画を推進していくため、地域自治区全体のしくみの中で、地域の運営組織や自治連合会・各種地域活動団体などの役割を明確にしつつ、互いが連携・協働し、取り組みの効果的な推進体制の強化を図ります。

② 地区での福祉のまちづくりの推進と支援

地区計画の推進を図るため、市内 13 地区で「地域福祉懇談会」を継続実施し、取り組み状況や課題の把握などの協議を行い、各地区で福祉のまちづくりを推進していきます。

また、計画の推進にあたり、まちづくり実行組織や自治連合会・各種地域活動団体が、振興事務所や社協と連携・協働して、各地区の福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

③ 総合的な福祉のまちづくり

本計画では、SDGs の「誰一人取り残さない」目標達成も視野に入れ、地域医療や防災、防犯、移動などの幅広い分野の取り組みを定めています。社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課などの医療福祉部だけでなく、総務部、まちづくり企画部、市民サービス部、商工観光部、建設部、教育委員会、消防本部などの関係部署による役割分担と連携により、全庁的な推進を図っていきます。

第 5 章 恵那市自殺対策計画 (自殺予防に関する取り組み)

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの多様な社会的要因があることが知られていますが、さまざまな悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺に至ると考えられています。

わが国の年間自殺者数は、平成 10（1998）年以降 3 万人を超え、その後も高い水準で推移していました。平成 18（2006）年 10 月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」と認識されがちだった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。平成 28（2016）年 4 月には「自殺対策基本法」が改正され、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を行うという理念が新たに打ち出され、地域レベルの実践的な取り組みを推進するため、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となるさまざまな問題が悪化したことなどにより、令和 2（2020）年には自殺者数が増加に転じました。特に女性や若者の自殺者数が増加している状況となっています。

令和 4（2022）年 10 月には「自殺総合対策大綱」が見直され、基本認識として「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」が加えられ、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

本市では、平成 31（2019）年に「恵那市自殺対策計画」を策定し、すべての市民がかけがえない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現できるよう、「生きる支援」となる自殺対策に取り組んできました。社会情勢の変化や新たな課題に対応し、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を目指すことを趣旨として、「恵那市自殺対策計画」を地域福祉計画と一体的に策定します。

2 「自殺総合対策大綱」のポイント

令和4（2022）年に閣議決定された「自殺対策大綱」では、今後5年間で取り組むべき施策として新たな4つのポイントが示されました。

■新たな「自殺総合対策大綱」のポイント

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめる、自殺を防止する方策を検討。
- ▶子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化

3 目指す姿

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などのさまざまな社会的要因があります。これらの要因は複雑に絡みあうことで、当事者には自殺しか選択肢が見えない状態となります。

また、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという危機は特定の人だけに起こるものではなく、すべての人に起こり得るものです。

そのため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と捉え、庁内横断的に、また庁内外が連携して推進することが大切です。

以上を踏まえて、本市では、目指す姿を「誰も自殺に追い込まれることのないまち 恵那」とし、あらゆる施策を推進します。

目指す姿

誰も自殺に追い込まれることのないまち 恵那

4 数値目標

国では、「自殺総合対策大綱」において、令和8（2026）年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を、平成27（2015）年18.5から、先進諸国の水準である13.0以下まで、30%以上減少することを当面の目標としています。本市も同様に、令和8（2026）年までに自殺死亡率13.0以下を目標とします。

自殺死亡率

令和3(2021)年
20.4



令和8(2026)年までに
13.0 以下

5 基本的な取り組み

(1) 地域におけるネットワークの強化

行政や専門機関、地域住民等、恵那市全体で包括的な自殺対策の支援体制を構築することで、状態が深刻化する前に悩みを抱えている人の発見や、複合的な課題への対応を図ります。

No.	事業	内容	活動主体
1	地域の関係機関との連携	民生委員児童委員協議会定例会や地域福祉懇談会、地域ケア会議等において、地域で福祉やまちづくりに関わる各専門職との連携を図り、身近な地域における自殺対策を推進します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
2	各分野の会議における自殺対策の推進	虐待やDV、障がい福祉、医療、子育て支援等、自殺の原因との関連性が強い分野における各種会議において、自殺対策の視点を盛り込むとともに、情報共有や連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 健幸推進課
3	各種相談からの情報把握と共有体制の整備	健康・福祉・法律等の各課への多様な相談や、地域や関係機関からあげられる住民からの相談、困りごとを通じて、自殺リスクの高い人等を把握し、個人情報に留意しながら関係機関間で共有し、アウトリーチを活用して適切な支援へとつなげます。	関係各課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策に専門的に関わる人材はもちろん、さまざまな分野の専門家や支援者、また一般住民に対して自殺対策についての意識づけを行い、「ゲートキーパー」の役割を担える人材の確保・育成を図ります。

No.	事業	内容	活動主体
1	職員の研修事業	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパー研修や、ストレスの対処法や相談しやすい職場環境をつくるためのメンタルヘルス研修、メンタルタフネス研修を行います。	総務課
2	民生委員児童委員・障がい者相談員研修の実施	民生委員児童委員及び障がい者相談員への研修において、専門性を高め、相談員の育成や周知を図るとともに、自殺対策への意識づけを行います。	社会福祉課
3	各種養成講座における自殺対策の推進	食生活改善推進員等の各種養成講座において、自殺対策の一翼を担う人材であるという意識づけを図ります。	健幸推進課

(3) 住民への啓発と周知

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くは「追い込まれた末の死」であり、誰にでも起こりうるものです。多様な媒体や機会を通じて、自殺に対する認識を広く周知します。

No.	事業	内容	活動主体
1	自殺予防パンフレットの配布	救命講習、庁舎見学等で自殺予防のパンフレットを配布し、地域支援機関や市民への周知を行います。また、自殺者や自殺未遂者への救急出動があった際、相談窓口の情報が掲載されたリーフレットを本人や家族に渡し、支援を行います。	消防本部
2	自殺予防週間・自殺対策月間を通じた啓発の実施	自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）において、ホームページ等を活用し、自殺対策について周知します。	社会福祉課 健幸推進課
3	自殺対策講演会	自殺対策に関する講演会等の開催について、市民や関係団体に参加を呼びかけ、自殺予防につなげます。	社会福祉課

(4) 生きることへの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることができます。年齢や性別、健康状態や経済的な背景等、当事者の状況それぞれにあった「生きることの促進要因」となる施策を推進します。

No.	事業	内容	活動主体
1	こころの相談事業	悩みや困難を抱える人が身近な場所で相談・支援が受けられるよう、専門カウンセラーを設置します。また、状況に応じ恵那保健所や恵那警察署等に情報提供し、関係機関と連携した自殺対策に取り組みます。	社会福祉課
2	健康相談	精神的に不安定な人、アルコール依存の人を含め、健康に対する相談を行います。専門的な支援が必要な場合は、関係する機関（東濃東部断酒会等）につなげ、専門的な支援が受けられるように対応します。	健幸推進課
3	福祉なんでも相談	福祉に関する不安や悩みに社会福祉士等の専門職が対応します。	社会福祉協議会
4	人権相談事業	人権擁護委員による人権相談を実施し、差別や虐待、パワー・ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談に応じます。	社会福祉課
5	市民無料法律相談事業	法律に関するトラブルや悩みごとなどに、弁護士が無料で相談対応します。	総務課
6	弁護士による福祉法律相談	高齢者、障がいのある人、生活困窮者、その家族、福祉関係者等を対象に、相続、遺言、消費者被害、成年後見、借金、生活保護等についての相談を、法テラス中津川（岐阜県弁護士会所属弁護士）が無料で行います。（ただし、一定の基準を超える資産のある人は有料）	高齢福祉課 社会福祉課

No.	事業	内容	活動主体
7	ひきこもり等社会参加困難者の支援	自立した日常生活と社会生活を営むきっかけづくりとなるよう、誰でも参加できる居場所の提供や、ひきこもり相談会を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会
8	産前・産後の相談・指導の実施	妊産婦等が抱える妊娠出産や子育てに関する不安、悩みについて、妊娠期から子育てまで一貫した相談支援を行い、孤立感の解消を図ります。併せて経済的支援も行います。	子育て支援課
9	ひとり親相談事業	ひとり親に対して、離死別後の精神安定を図るため、自立に必要な情報提供、相談支援等を実施します。	子育て支援課
10	発達に不安がある子どもに関する相談の実施	精神面や運動面で発達に遅れがみられる子どもの成長について、保護者等の相談に応じ、支援等を行います。	学校教育課 子育て支援課 健幸推進課 社会福祉協議会
11	子育てに関する相談・指導の実施	子育てに関するさまざまな不安や悩みに対して、子育て世代包括支援センター「えなっ宝（こ）ほっとステーション」や各種健診、訪問等を通じて相談やアドバイスを行います。	子育て支援課 健幸推進課
12	性的少数者（性的マイノリティ）についての理解促進	学校教育において「性の多様性の尊重」について学習し、個人の尊重や配慮の必要性（暮らしやすさ）について学ぶ機会を提供します。また、広報誌等を活用して啓発活動を行います。	企画課 学校教育課
13	若年性認知症の人と家族の支援	65歳未満で発症する認知症（若年性認知症）の人と家族への相談や支援（受診・就労・行政手続き・施設入所等）を実施します。	高齢福祉課
14	障がい者の生活や自立に関する相談の実施	障がいのある人が、能力や適性に応じて、自立した生活や就労・学校生活等の社会生活を営めるよう、本人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整を行います。	社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
15	障がい者虐待防止事業	障がい者虐待防止センターを中核として、障がいのある人への虐待を未然に防止する啓発を行うとともに、虐待発生時に関係機関と連携し迅速に対応します。	社会福祉課
16	犯罪被害者等相談事業	犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、恵那警察署等の関係機関と連携した連絡調整を行います。また、経済的負担の軽減を図るために必要な施策、助成制度等の情報提供を行います。	危機管理課 社会福祉課
17	遺族への支援	岐阜県や関係団体と連携し、遺族に対する相談窓口の周知や、家族会等に関する情報提供を行うことで、こころのケアや、適切な支援へとつなげます。	社会福祉課 健幸推進課

6 重点的な取り組み

(1) 子ども・若者

SOS の出し方に関する教育や啓発、相談支援や居場所づくりなど、包括的な支援体制を整備します。また、ICT を活用した相談や SOS を早期に把握するしくみづくりを推進します。

①SOSの出し方に関する教育の推進

No.	事業	内容	活動主体
1	P T A の活動の支援・育成に関する事務事業	児童生徒の保護者に対し、子どもの出したSOSのサインを早期に把握する方法や、適切な受け止め方や対処方法について、セミナーや研修会を行います。	学校教育課
2	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置し、支援を行います。また、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導、保護者に対する相談活動等を行います。	学校教育課
3	不登校児童生徒支援事業	児童生徒の不登校対策として、適応指導教室の充実や、小中学校と教育相談支援機関との連携強化を図ります。また、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導、保護者に対する相談活動等を行うとともに、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー活用事業について各小中学校に周知し、必要に応じて活用を図ります。	学校教育課
4	教育・発達相談事業（あおば）	18歳以下の子どもの発達に係る保護者、園・学校、教職員等からの相談を受け、必要に応じて発達に係る検査を行うことで、適切な指導を行います。	学校教育課
5	教育相談（はなのき他）	教育相談員を配置し、児童生徒の保護者から子どもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談や支援を行います。	学校教育課
6	スクールカウンセラーの配置	小中学校に岐阜県のスクールカウンセラーの派遣を要請し、学校における教育相談の充実を図ります。	学校教育課

②子どものいじめ対策

No.	事業	内容	活動主体
1	いじめ防止対策事業	各校で作成している「いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	学校教育課
2	いじめ防止に向けた教職員への研修の実施	いじめ防止を目的として、生徒指導主事、教育相談担当教職員等を対象とした外部講師による専門的な研修や、全学校全教職員を対象とした「～ほほえみと感動のある学校をめざして～」等の教職員向け資料を活用した研修等を実施します。	教育委員会

③子ども・若者への支援の充実

No.	事業	内容	活動主体
1	子どもへの虐待・DV相談対応	子どもへの虐待やDVを未然に防止する啓発を行うとともに、虐待発生時には関係機関と連携し、迅速に対応します。	子育て支援課
2	就学支援と特別支援学級就学奨励費補助	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の支援を行います。また、所得の低い特別支援学級在籍者の保護者に対し、就学奨励費の支援を行います。	学校教育課
3	子ども・若者育成支援事業及び少年センター事業	子ども・若者の支援につなげるため、恵那市青少年育成市民会議や少年センターが、家庭・学校・警察・地域等と連携して、街頭啓発活動やパトロール活動、市内店舗へ青少年の利用状況を聞き取るアンケート調査などを実施します。	生涯学習課
4	子どもの居場所づくりの推進	子どもが成長に応じて、地域で安心して過ごしたり、スポーツ等を通じた交流ができるよう、小学校や児童センター、スポーツ少年団等を活用した居場所づくりを推進します。	スポーツ課 子育て支援課
5	恵那市まちづくり市民活動事業	不登校、ひきこもりの子どもや若者、その保護者や家族が安心して過ごすことができる居場所づくり等に取り組む団体に対して、補助金を交付し支援します。	地域振興課
6	求職中の若者の就労支援の充実	若者サポートステーションや恵那ビジネスサポートセンターにおいて、求職者の相談に応じ就労支援を行います。	商工課 社会福祉協議会

(2) 高齢者

関係機関・団体と連携し、包括的な支援を実施するとともに、相談支援や健康づくり・介護予防に関する事業を推進します。また、社会参加や地域住民との交流の機会を提供し、生きがいを推進します。

①包括的な支援のための連携の推進

No.	事業	内容	活動主体
1	地域ケア会議の実施	専門職及び地域関係者等により、個別ケースの課題解決や、地域課題に対する取り組み、政策形成に関する検討を実施します。	高齢福祉課
2	高齢者を取り巻く多職種との連携	多職種が連携して認知症の人や家族へ支援できるよう、関係機関のつながりや支援を強化する必要性について、介護・医療関係者等の理解促進を図るよう努めます。	高齢福祉課
3	認知症初期集中支援チーム	認知症の人や認知症の疑いがある人及びその家族を、適切な医療や介護サービスなどにつなげるため、チーム員が訪問し、一定期間集中支援を実施します。	高齢福祉課

②高齢者の健康不安に対する支援

No.	事業	内容	活動主体
1	介護予防に関する事業の推進	介護や支援が必要な状態にならないよう、頭や身体を使う機会の提供や、介護予防を指導する人材等の育成・派遣を行います。	高齢福祉課
2	健幸ポイント事業	高齢者の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を促すため、健やかで幸せな生活を目指す「エーナ健幸ポイント」事業への参加を勧めます。	高齢福祉課 健幸推進課

③社会参加の強化と孤独・孤立の予防

No.	事業	内容	活動主体
1	高齢者や介護者への相談の実施	高齢者や介護者の日常生活の困りごとの相談に対応し、必要に応じて各種制度やサービスにつなげます。	高齢福祉課 社会福祉協議会
2	介護者の孤立防止事業の推進	高齢者等の介護者の介護負担の軽減やリフレッシュのため、介護者交流会を実施します。	社会福祉協議会
3	高齢者の就労や生きがいの促進	シルバー人材センターによる仕事や壮健クラブでの活動、ふれあい食事サービス事業やサロン事業を行い、高齢者の生きがいの場や機会を提供します。	高齢福祉課
4	高齢者に対する見守りの推進	民生委員児童委員や地域住民等により、高齢者の世帯への訪問や、地域での声かけを進めます。また、緊急通報システム整備事業や「お元気コール」を活用した安否確認と状況の聞き取り等を実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
5	高齢者や認知症の人、その家族への支援	認知症の人やその介護者が地域で安心して暮らせるよう、認知症カフェや家族の集いなどの居場所づくりや、認知症を正しく理解するサポーターの養成、一人歩きをする高齢者の不安を軽減する事業等を進めます。	高齢福祉課
6	高齢者権利擁護業務	高齢者虐待または消費者被害等の相談に対応し、適切な支援につなげます。また、関係機関との連携を重視し、高齢者を権利侵害から守ります。	高齢福祉課

(3) 生活困窮者

早期の相談につながる窓口を周知するとともに、生活困窮者の自立に向けた就労、経済面の支援など包括的な支援を行います。

①相談・自立支援の推進

No.	事業	内容	活動主体
1	生活困窮者自立相談支援事業	地域のさまざまな機関と連携し、生活困窮者を早期に発見するとともに、相談支援や就労等への支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	生活困窮者家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
3	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労が困難な人に、一般就労に向けた基礎能力を養うプログラムを実施し、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
4	住宅確保支援	住宅に困窮する低額所得者に対して公営住宅の入居募集を行い、低額な家賃で賃貸を行います。また、家賃等の納付が困難な入居者の相談に応じ、必要に応じて他の相談機関や支援関係機関につなげます。	都市住宅課
5	緊急食料支援事業	緊急一時的に日常の食糧が確保できない食糧困難者に緊急食糧を提供するとともに、安定した生活に向けての助言や支援を行います。	社会福祉協議会

②経済的な支援の実施

No.	事業	内容	活動主体
1	生活困窮者住居確保給付金事業	離職等により住居を失った人や失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	社会福祉課
2	生活保護業務	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。また受給世帯の問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	社会福祉課
3	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がいのある人または高齢者が、経済的に自立し、日常生活や社会生活を安定して送ることができるよう、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。	社会福祉協議会

(4) 勤務・経営

職場でのさまざまなトラブルや困りごとに対応できる相談窓口の周知や、企業に対してメンタルヘルス対策などに関する啓発を行います。

①健全に働ける職場環境づくり

No.	事業	内容	活動主体
1	企業での自殺対策の促進	企業における自殺対策として、商工会議所、商工会、ハローワークと連携し、経営者・自営業者、従業員を対象に、メンタルヘルスや就労環境の改善に対する働きかけを行います。	商工課
2	企業に対する広報・啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業に向けた、総労働時間短縮の取り組みについての啓発や、事例などの情報提供を行います。	企画課 商工課
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	市のホームページや広報紙及び各種メディアを活用して、ワーク・ライフ・バランスに対する重要性について啓発を行います。	企画課 商工課
4	恵那市役所における両立支援制度の利用促進	恵那市役所が率先して子育てや介護をしながら活躍できる職場を実現するため、意識啓発等により、産前産後休暇、育児休業、介護休暇、育児短時間勤務等の利用がしやすい環境を整え、利用促進を図ります。	総務課
5	あらゆるハラスメントの防止に向けた取り組み	研修を通してハラスメントに対する共通の認識を持ち、理解を深め、職員のリテラシーを強化して、ハラスメントを起こさない職場風土づくりを進め、働きやすい環境を構築します。	総務課

第 6 章 恵那市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

刑法犯の検挙者数は、全国的に近年減少傾向にある一方で検挙者数に占める再犯者率は上昇傾向で、令和元年時点では約 48.8%となっており、検挙者の約 2 人に 1 人が再犯者であるという高い水準にあります。犯罪や非行をした人々の中には、高齢、障がい、生活困窮といったさまざまな問題により、立ち直りに多くの困難を抱えることがあり、刑事手続終了後における再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。

誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図るには、犯罪を未然に防止するのみではなく、こうした人々が地域で生活を送るに当たって孤立を防ぎ、地域の一員として社会復帰するために必要な支援を適切に提供する再犯防止の施策が不可欠です。

このような中、平成 28 年に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことに伴い、同法を受けて国が平成 29 年に「再犯防止推進計画」を策定し、岐阜県においても平成 30 年 3 月に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定しました。

これを受けて本市においては、住民の安全と安心のため、刑事手続終了後の息の長い支援により、犯罪等をした人々が社会復帰できる「誰一人取り残さない」やさしいまちづくりの実現を目指すことを趣旨とし、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項に規定された地域再犯防止推進計画として、「恵那市再犯防止推進計画」を地域福祉計画と一体的に策定します。

2 基本方針

基本方針 1 社会復帰に必要なサービスの提供

犯罪等をした人々の立ち直りを支援し、円滑に社会の一員として復帰できるよう再犯防止の推進に向けて取り組むことで、多岐にわたる再犯防止施策として、住居、就労、福祉等の社会復帰に必要なサービスを適切かつ迅速に提供します。

基本方針 2 関係機関との連携強化

官公庁をはじめ、保護司会などの関係機関や民間団体とも一層の連携強化に取り組むことで、地域が一緒になって誰もが安心して暮らせる犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。

基本方針 3 啓発活動の推進

住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充を目指します。

3 具体的な取り組み

①住居・就労の確保など

適切な住居と就労の確保は、地域社会で生活する上で前提となるものであり、再犯防止の観点からも重要です。犯罪等をした人々の住居・就労の確保のための取り組みを実施します。

No.	事業	内容	活動主体
1	協力雇用主の支援・拡大及び求人情報の提供	協力雇用主制度をリーフレット等によって情報提供します。保護司は、無職の保護対象者に就労支援を行います。また、保護司会は生活環境調整（注）の段階から保護観察所と協力し、矯正施設収容中の者の家族等へ協力雇用主や就労に関する情報を提供します。 （注）矯正施設収容中の者の釈放後の住居や就業先などを事前に調査し、改善更生に適した生活環境をあらかじめ整えること。	庁内
			商工課
			庁外
			岐阜保護観察所 恵那保護区保護司会 ハローワーク恵那
2	生活困窮者自立支援事業の活用	生活困窮者自立支援事業（就労支援、生活全般の困りごと相談）を活用し、出所者の就労を支援します。	庁内
			社会福祉課
			庁外
			恵那市生活・就労サポートセンター（社会福祉協議会）
3	市営住宅の受け入れ	保護司会と連携し、市営住宅の入居条件の説明や募集情報の提供を行います。また、必要に応じて、市営住宅において一時入居を行います。 （注）市営住宅の一時入居の条件として、申込みには身元の保証などが必要になります。	庁内
			都市住宅課
			庁外
			恵那保護区保護司会
4	生活保護	資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	庁内
			社会福祉課
			庁外
			—

②高齢者または障がい者への支援

犯罪等をした人々のうち、高齢者や障がいのある人など複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人に対する支援を行います。

No.	事業	内容	活動主体
1	高齢者支援の実施	出所した高齢者が、日常生活において支援が必要な場合、相談窓口、各種制度、サービスを紹介します。	庁内
			高齢福祉課 （地域包括支援センター）
			庁外
			—
2	障がい者支援の実施	障がいがあることで就労や自立した生活が困難な場合、各種サービスによって支援します。また、出所者の家族へも相談窓口や各種制度を紹介し、支援できる体制を築きます。	庁内
			社会福祉課
			庁外
			—

③更生保護に携わる団体などの支援と関係機関の連携強化

保護司会をはじめとする各更生保護団体や更生保護施設、関係機関の活動を支援するとともに一層の連携強化を図ります。

No.	事業	内容	活動主体
1	更生保護活動に取り組みやすい環境づくり	更生保護活動の拠点となる「サポートセンター恵那」の運営やさまざまな更生保護活動への継続的な補助・支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。	庁内
			総務課 社会福祉課
			庁外
			恵那保護区保護司会
2	関係機関などとの福祉に関する情報の共有	保護観察所などと福祉サービスに係る情報の提供・共有に努めます。	庁内
			総務課 社会福祉課
			庁外
			恵那保護区保護司会
3	情報交換会の実施	関係機関が一堂に会する機会を設け、情報交換等を実施します。	庁内
			社会福祉課 総務課
			庁外
			—

④再犯防止の広報・啓発活動の推進

再犯防止施策を推進するためには、市民の理解を深めることが必要不可欠です。再犯防止や更生保護に関する取り組みの周知を行うとともに、取り組みへの市民の理解促進を図ります。

No.	事業	内容	活動主体
1	「社会を明るくする運動」の広報・周知	7月の再犯防止啓発月間及び犯罪のない地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」の更なる広報・周知を行います。	庁内
			総務課
			庁外
			恵那保護区保護司会 恵那地区更生保護女性会
2	薬物乱用防止啓発活動の推進	薬物乱用問題に関する啓発活動の支援を継続的に行います。また、主に若年層に対して実施されている薬物乱用防止教室を市内の小・中学校において重点的に実施します。	庁内
			—
			庁外
			恵那保護区保護司会
3	更生保護活動に関する情報の周知	更生保護活動に関する情報を広報紙や市ホームページなどで広く周知し、市民の理解促進に努めます。	庁内
			総務課
			庁外
			恵那保護区保護司会

第 7 章 地区計画



▶ 地区の概況



大井地区は、市内で人口が最も多く市の中核となる地域です。JR 恵那駅があり、中央高速道路恵那 IC にも隣接するとともに、2027 年開業予定のリニア中央新幹線岐阜県駅（中津川市）とも近くなるため人の移動がより活発になることが見込まれます。中山道をはじめとする歴史的なまちなみや、恵那峡や田園風景等の自然豊かな景観がみられ、観光名所ともなっています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 12,792 人
・世帯	⇒ 5,545 世帯
・年少人口比率	⇒ 12.4%
・高齢化率	⇒ 30.1%
・民生委員児童委員	⇒ 21 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- JR 恵那駅の周辺には、市の公共施設や医療機関、商業施設、飲食店があり、名古屋市などの都市への交通アクセスもよいため、利便性に優れています。
- 中山道の古いまちなみや、大井城、大井宿等からは歴史を感じられ、観光資源にもなっています。
- 恵那峡や傘岩、阿木川、大井ダム等を有する山紫水明な自然に恵まれています。
- 他の地区と比較して子どもが多く、小学校、中学校、高校等の教育機関が充実しています。
- 人柄の良い人が多く、地域の行事や活動にも協力的で、住民同士のつながりが深いです。
- 水害などの災害が少ないため、安心して暮らせる環境となっています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」「総合的な福祉のまちづくりの推進」となっています。また、福祉に関する情報の入手や、災害時対策が課題となっています。
- 区長、民生委員等の負担が大きく、新たに取り組むを行うのは難しい状況となっています。若者の地域活動の参加促進や、事業内容、組織体制についての検討が求められます。
- 高齢者を対象として多くの事業を実施していますが、子育て支援、ひとり親家庭支援などの充実も求められています。
- 個人情報等の関係で、自治会に加入していない高齢者（外国人等）等の安否確認ができず、支援を必要とする人の情報共有ができない状況となっています。
- デジタル化等、多様な手段での情報発信が求められています。

▶ めざす姿

歴史・文化・自然をおおいに活かした 大井町

▶ 今後の取り組み

① 若者の地域参加の促進・歴史、自然を活かしたまちづくり

地区の若者が集える場所や、若者が参加しやすいイベントなど、地域で若者が活躍できる環境をつくり、地域活動の活性化や若返りを図ります。また、学生など若者に福祉学習を積極的に取り入れることで若者の地域参加を促します。

歴史的まちなみである「東山道」「中山道」「行在所」や自然環境を保護する地域活動を通じて、住民同士のつながりの強化や、地域活動に参加しやすい地域づくりに取り組みます。

② 高齢者・子育て支援の充実

高齢者が集まる場所となるサロンやカフェなどの活動に取り組むほか、多世代交流によるボッチャ等の行事を通じて交流の機会や地域の子育て家庭が集まれる子育てカフェやサロン、さまざまな行事を通じて高齢者と交流ができる機会などを設置し、安心して子育てができ、子どもがのびのびと成長できるまちづくりに取り組みます。また、経済状況が厳しい子育て世帯や生活困窮家庭に対しての支援に取り組みます。

③ 地域のつながりの活性化・防犯、防災体制の強化

地域活動の活性化のため、自治会加入への働きかけや、区長、民生委員、自治会長等の若返り、各行事のボランティア確保、福祉委員の設置等の検討を図ります。また、地域の人にみんなで少し気にかける関係性を維持していきます。

地域内に空家が増えるなど、防犯に対する危機意識が高まっています。地域の見守りやパトロール、地域と福祉が協力して防災講演会を一緒に行うことで防災力の強化を図ります。また、災害時の避難に支援が必要な人を把握し、地域で支援できる体制づくりを進めます。

④ 情報発信の充実

福祉などに関する情報を身近で入手できるよう、行政や支部社協、地域の団体と協力し、SNS等を活用した情報発信体制の充実を図ります。



▶ 地区の概況



長島地区は、市内で人口が2番目に多く、中央自動車道恵那IC、多様な商業施設、飲食店を有し生活環境が整っているため大井地区とともに市の中核的な地域となっています。一方で農村地区や、中山道、西行遺跡、正家廃寺跡、多くの古墳等の歴史的資源も残り、都市機能と文化、自然が共存する地域です。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 9,337 人
・世帯	⇒ 3,959 世帯
・年少人口比率	⇒ 12.4%
・高齢化率	⇒ 30.0%
・民生委員児童委員	⇒ 21 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 市街地や住宅地等の都市的な面と、田園地帯や山地、河川などの自然を感じられる面、どちらの良さも感じられる居住環境となっています。
- 交通アクセスや買い物などの生活の利便性に優れています。また学校、病院、図書館、市役所、警察等の公共施設が多く、市の中核的な機能が集積しています。
- 親しみやすくあたたかな人柄の住民が多く、移住者にもなじみやすい土地柄です。また、高齢者をはじめとして活動的な住民が多くなっています。
- 子どもや若い住民が多く、認定こども園や学校、図書館、こども元気プラザ、学習塾等の子育てを支援する施設が整っています。また、見守り活動やいきいきサロン等の取り組みにより、高齢者になっても安心して暮らせる環境となっています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」等となっています。また、福祉に関する情報の入手や、災害時対策が課題となっています。
- 長島地区内でも、市街地と農村地では抱えている課題が異なります。農村地では移動手段や買い物への支援が求められています。
- 市内の他の地域と比べると子どもが多い一方、近年は少子化の傾向もみられ、居場所や交流の場づくりなど、子どもを育てやすい環境づくりがより一層求められています。
- 高齢化の進行により、自治会役員や民生委員、福祉委員等の地域の活動者の担い手不足が課題となっています。
- 世帯やライフスタイルなどの多様化が顕在化しており、自治会に加入しやすいしくみづくりや地域の交流機会の確保、住民の実態やニーズの把握が必要となっています。

▶ めざす姿

こころやすらぐ 心がつながる 人が集うまち おさしま

▶ 今後の取り組み

① 子育て家庭への支援

Ciao カフェ等の子育て世代が交流できる場や若者が参加しやすい行事の実施、遊び場の確保等により子どもが地域で健やかに育つことができる環境づくりを継続します。また、ひとり親家庭への支援、預かりサービスの充実、子ども食堂の設置など行政や社協と連携して子育て支援を行うとともに、既存のサービスについての情報を発信します。実際にどれくらいの人が必要としているか、長島での必要な行事などニーズ調査を行います。

② 見守り活動の促進

高齢者等への見守りが充実できるよう、各自治会内で要支援者等の把握や、福祉委員・自治会員・民生委員間での情報共有を進めます。また、DIG 訓練を継続することで地域での見守り活動の活性化を図ります。

③ 自治会活動の活性化

自治会未加入世帯が増加し、サービスや支援が受けられない、情報が入手できないことが課題となっているため、行政や社協と連携し移住者を中心に加入を働きかけます。地域ごとの話し合いや地域内の情報共有により、自治会の役員だけでなく一人ひとりの住民が地域に関われるしくみづくりを進めます。また自治会に入りやすい体制をつくっていくために自治会のスリム化を目指します。

④ 買い物・移動支援の充実

農村部に住むひとり暮らし高齢者等、買い物や移動、通院に支援を必要とする人たちへの移動販売や移動支援を提案します。また、企業、事業所の車輛を社会貢献として活用させていただき取り組みを拡充します。

⑤ 防災体制の強化

住民みんなで参加できる防災訓練や、DIG 訓練を通じた災害図上訓練、災害時の要支援者の安否確認の強化により防災意識を高めます。

⑥ 地域の交流活動の促進

子どもから高齢者まで世代や性別、国籍等を超えて交流できるような機会を設置し、地域のつながりの強化のため、学校との連携による交流活動、ポッチャを利用した世代間交流を図ります。



▶ 地区の概況



東野地区は、阿木川・飯沼川・定蓮寺川が流れ、田園が広がる豊かな自然に囲まれた地域です。おいしいお米や地域の7割を占める山林から生産される木材ブランド「東濃桧」が有名となっています。また、史跡が点在し、歴史を感じられる地域ともなっています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 1,643 人
・世帯	⇒ 637 世帯
・年少人口比率	⇒ 12.6%
・高齢化率	⇒ 36.0%
・民生委員児童委員	⇒ 6人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 山林や田園などの自然に恵まれた環境で、静かにのんびりと暮らせる環境となっています。一方で、市街地に近く買い物等にも便利です。
- 地区内に3つの河川が流れているため、水がきれいで豊富です。
- 昔からのご近所のむすびつきが強く、集まる機会も多くあります。地域の範囲もコンパクトであるため、誰とでも顔見知りになります。アンケートによると、他の地域と比較して自治会への参加割合も高く、困りごとの相談も「近所の人・友人」にする人が多くなっています。
- 犯罪が少ないことや子どもへの見守り活動が行われていることから、安心して暮らせる地域となっています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「防犯体制の整備」「移動手段の確保」等となっています。また、暮らしやすいまちづくりのためには「総合相談窓口の充実」が求められています。
- 高齢者への生活支援や見守りの充実に向けては、集まれる場づくりやボランティアの育成が求められています。また、必要な支援の把握や検討が必要です。
- 高齢者等の交通弱者に対する移動手段の確保が課題としてあげられています。
- 少子高齢化が進み、耕作放棄地や空き地の増加がみられます。防災・防犯面や景観の保全の点からも解消が求められます。
- ふれあいサロン・ふれあい喫茶を実施してきましたが、担い手や参加者の高齢化、コロナの影響等により継続が困難となっています。サロン等の実施方法の検討や、移動手段の確保、若い世代の交流場への参加促進が求められています。

▶ めざす姿

みんなで考え みんなでやろまいか 東野

▶ 今後の取り組み

① 高齢者への生活支援や見守り

ひとり暮らし高齢者や介護者も含めた認知症の人への見守り活動、認知症への理解を深めるため認知症サポーター養成講座推進の継続、「ふれあい食事サービス」等の配食やごみ出し、草刈り等の簡単な生活支援等、高齢者に対する支援ができるきっかけづくりに努め、高齢者の生活を盛り上げていけるような支援の検討を進めていきます。また、求められる支援について隣近所と情報共有を図ります。さらに、いつまでも元気で暮らせるよう、さまざまな形態のサロンができる仕組みづくりや介護予防教室等の実施を進めます。

② 移動手段の確保

高齢者の移動や買い物を支援するため、目的地別の巡回バスや、移動販売等の活用を検討します。既存の公共交通機関のバリアフリー化や、高齢者の移動支援の利用に対する助成等を行政に働きかけます。また、移動支援ができる担い手のきっかけづくりを進めていきます。

③ 若者や子育て家庭の定住促進

人口減少や少子高齢化への対策として、若者や子育て家庭が住み続けたいと思える地域づくりを進めます。子育てのサロンや、若者への結婚・出産支援、安全な通学路や子どもの遊び場の確保等に努めます。東野に住むことのメリットを発信するきっかけづくりを進めます。また、空家対策など住みやすい環境を整備していきます。

④ 地域の防災力の強化

増加する空家への対策も視野に入れ、地域の防災体制を強化するため、振興事務所や自治連等と福祉協力員の連携等による災害時の見守り体制の整備や、災害マップの更新に努めます。また、自治会内等のご近所同士で災害時にできることの共有に努めます。

⑤ 多様な交流機会の設置

地域でさまざまな人が交流できるよう、高齢者・障がいのある人のふれあいサロン・ふれあい喫茶を継続して実施するとともに、誰もが集まれる居場所や、地域にある活動を通じて多世代が交流できる場所の設置を検討します。多世代と交流できる居場所を増やし気軽に相談できる体制を整えていきます。



▶ 地区の概況



三郷地区は、中央アルプスを望む美しい田園風景が広がる、緑豊かな地域です。JR 武並駅や中央自動車道恵那 IC へのアクセスも良く、市街地からも近いことから、比較的移動がしやすくなっています。道の駅「らっせいみさと」は多くの人々がさまざまな地域から来訪するため、交流の拠点ともなっています。文化財などの歴史的な資源も豊富に有しています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 2,249 人
・世帯	⇒ 852 世帯
・年少人口比率	⇒ 11.0%
・高齢化率	⇒ 39.9%
・民生委員児童委員	⇒ 9 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 棚田や溪谷に恵まれた景観や四季の変化や歴史を感じられる自然等の魅力があり、恵那市内で移住したいまちの上位となっています。
- 中央自動車道恵那 IC、スケート場、道の駅「らっせいみさと」等の施設が地域内外から人を集め、賑わいを生んでいます。市街地にも近く、自動車があると生活しやすい環境となっています。
- 「みさと愛の会」をはじめ地域でのつながりが強く、行事への参加や多世代での交流も盛んです。人情味あふれる人、あたたかな人が多くいます。元気な高齢者が、積極的な声かけや農作業等、さまざまな面で活躍しています。
- ししまいや歌舞伎等の伝統文化が受け継がれています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」等となっています。また、災害時に自力で避難できないと回答している割合が高くなっています。
- 「みさと愛の会」を中心として地域福祉活動を実施していますが、活動やサービスの周知が必要です。また、社協や福祉事業所、関連機関との連携強化が求められています。
- 地区の行事により交流を図っていますが、子どもの居場所や保護者がつながることのできる場や機会が求められています。
- 支援を必要な人の情報を民生委員が把握していますが、民生委員の負担が大きくなっていることや、個人情報情報の関係で地域住民の情報が共有できないことが課題となっています。
- 福祉委員がいないため、福祉について中心的になって企画し、実践していく人材が不足しています。

▶ めざす姿

豊かな自然と つよいつながりのまち 三郷

▶ 今後の取り組み

① 地域の助け合いの活性化

地域全体で支えあうまちづくりをめざし、みさと愛の会を中心とした地域福祉の体制強化、自治会と民生委員の連携や、福祉委員の設置検討、地域の福祉活動の周知・啓発など、地域の組織体制の強化と参加促進、担い手の確保を図ります。

② 子育て支援の推進

子どもが地域と関わりながら成長できるよう、地域で遊べる場や、保護者がつながる場の設置を進めます。また、子どもたちが地域の避難訓練や祭り等に参加しやすいよう働きかけます。

③ 若者や移住者が暮らしやすい地域づくり

地域の行事やイベント等に若者や移住者が参加しやすいしくみづくりや、移住者が地域になじめるような相談支援体制づくり、空家を活用した移住支援対策など、さまざまな人が地域で関わり合って暮らしていける環境整備を進めます。

④ 地域での見守り活動等の推進

外出時の隣近所の誘い合いや声かけ、支援を必要とする人の情報共有、趣味や仕事を通じた集まりの充実、若者の見守り活動への参加促進、住民カード・マップの充実等、地域が一体となって声をかけ、課題を把握することで、見守りや支援につなげられる体制を強化します。組寄合いのような交流事業を行っていくことで若者の地域参加が自然にできる仕組みづくりを目指します。

⑤ 移動手段の確保

自動車を運転できない人に対して、市街地に誘い合って出かける「買い物ツアー」の実施や、運転手ボランティア、担い手の確保等、移動や買い物の支援を検討します。



▶ 地区の概況



武並地区は、JR 武並駅を有し、主要幹線道路が走る交通の要所となる地域です。瑞浪市とも隣接していることから西の玄関口ともなっています。また、工業団地「恵那テクノパーク」「恵那西工業団地」は、地域の雇用の受け皿となっています。江戸末期から俳句が盛んで、多くの歌碑がみられる歴史・文化が香るまちでもあります。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 2,981 人
・世帯	⇒ 1,244 世帯
・年少人口比率	⇒ 11.5%
・高齢化率	⇒ 32.7%
・民生委員児童委員	⇒ 8 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- JR 武並駅や、主要幹線道路等により、通勤・通学や買い物の利便性が高くなっています。一方で、駅に出るまでの交通手段に課題がみられます。
- 里山やハス棚田、緑に囲まれた散歩道等、美しい自然景観に恵まれています。また、中山道の趣のあるまちなみ等、歴史ある風景もみられます。
- 岐阜県内でも有数の「岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場」があり、スケート場を活用した活動も行われています。
- 地域活動や行事が団結して行われ、住民同志のつながりが強くなっています。福祉協力員や民生委員が活躍しています。
- 認定こども園が充実しており、子どもの見守りが行われるなど安心して子どもを育てることができます。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」等となっています。
- 民生委員を中心に見守り活動を実施していますが、今後活動をさらに拡充するためには、福祉委員の協力や、関係者間での情報共有が必要です。
- 地域における多世代交流の機会や気軽に集える場の設置が求められています。
- サロン活動や地域生活支援活動団体「支え愛の会」の周知啓発を行っていますが、担い手不足が課題となっています。
- 子育てを地域で支え合える関係づくりが求められています。

▶ めざす姿

みんなでつくるたのしい 武並

▶ 今後の取り組み

① 地域での見守り活動等の拡充

ひとり暮らし高齢者、認知症の人やその家族等とのコミュニケーションを図り、民生委員、福祉協力員が協力して地域の見守り活動を充実します。介護予防活動やサロン活動等への参加を働きかけ、充実したサロン活動の啓発を行い、他の地域でのサロン活動の充実をめざします。また、普段から声かけをして、近所の安否確認を進めていきます。

② 買い物や通院など交通弱者への配慮

地域の福祉事業所とのマッチング等により、良い移動手段の確保について検討を図り、地域のお店にお願いする買い物支援や移動販売の充実を図ります。また、町内外の移動ボランティアの確保、配食サービスの充実等、地域内外で交通弱者が移動に困らないように検討します。

③ 地域の交流機会の充実と情報発信の促進

地域で支援を必要とする人等を把握し、サービスや支援にむすびつけるため、自治会での班長会などを通じて情報の共有を図ります。武並の良い活動や魅力を地域内外に周知する手段の検討を図ります。また、若者が参加しやすいイベントの実施や参加促進、多世代が定期的に集まるラジオ体操などにより地域の連携を強めるとともに、若者等の定住促進を図ります。また、クリスタルパークでのお祭り、多世代交流、マルシェ等を活用するなど武並にある資源を活用し、地域での交流の機会を検討します。

④ ボランティア活動の推進

「支え愛の会」の周知や、遠慮せずに利用できる生活支援団体であることのPR、一人暮らし高齢者の方に出向いてニーズの掘り起こしのための検討を図ります。また、ボランティア活動者を地域で支えられる意識を醸成します。

⑤ 子どもや子育て世代への支援（乳幼児学級、行事への住民参加、学童保育など）

見守りのある環境でコミュニティセンターが活用できるようボランティアのマッチングを進めた居場所づくりや、子育て世代の地域との関わりの促進により、子育て支援の充実を図ります。



▶ 地区の概況



笠置地区は、笠置山、木曾川、大井ダム、笠置ダムに囲まれ自然環境に恵まれた地域です。国指定の文化財「ひとつばたご」等の豊かな自然を活用した観光地を有しており、地域外からの来訪も多くなっています。近年は地形を活かしたボルダリング※の普及や、ゆずの特産品開発等の住民活動が行われています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 1,146 人
・世帯	⇒ 437 世帯
・年少人口比率	⇒ 8.2%
・高齢化率	⇒ 44.6%
・民生委員児童委員	⇒ 6人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 笠置山、笠置峡、木曾川等の風光明媚な自然環境に囲まれ、心穏やかに暮らせる環境となっています。
- 各地区の神社での行事では、中学生が参加するなど活発に行われています。伝統を大切にする風習が息づいています。
- 「笠置山クライミング」には県外、国外からも若者が訪れています。今後ボルダリングにより地域の活性化が期待されます。また、ゆずを使った特産品開発も進んでいます。
- 人情味があるあたたかな人が多く、地域で協力する土地柄となっています。
- 自然に囲まれています。市街地とも適度に近い距離感となっています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「防犯体制の整備」「移動手段の確保」となっています。また、ボランティア活動等へのきっかけづくり、災害時の避難支援が課題としてあげられます。
- 若者の地域参加の促進が求められていますが、地域に対する意識も低い傾向があるため、積極的に働きかけていく必要があります。
- 福祉協力員の役割が定着し、重要な位置づけとなっているため他の活動者との連携が求められます。
- 高齢者だけでなく、障がいのある人等への見守りも充実していく必要があります。
- 令和2年度から始まった移動支援「みかさぎ」について、周知や運用に向けた検討を進めていく必要があります。

▶ めざす姿

自然の中で人がつながる 心豊かなまち 笠置

▶ 今後の取り組み

① 若い世代の地域活動への参加

若者が地域活動に参加しやすいよう、活動が負担になり過ぎないための工夫や、多世代がつながるクライミング体験によるボルダリングの活性化、カヌーの親子体験などのイベントの実施、子育て世帯の支援等を検討します。また、地域文化を次世代に伝承するための活動を進めます。

② 見守り活動の拡充

福祉協力員の見守り活動や青色パトロール等を継続して実施し、高齢者や子ども、障がいのある人が安心できる地域づくりを進めるとともに、名簿等で把握している世帯以外（別荘地区等）の見守りや災害時対策、防犯の取り組みを進めます。

③ 地域での支えあい活動の推進

地域活動やボランティア活動の活性化を図るため、壮健クラブの人材活用や、役員の見直し、ボランティア活性化のための活動や生活支援の検証を進めます。また、地域でボランティアをコーディネートできる仕組みづくりを検討します。さらに、地域のむすびつきがより強くなるよう、住民みんなが参加できる活動等を進めます。

④ 移動手段の確保

通院や買い物等での高齢者等の移動を支援するため、移動販売を活用し、見守りも一緒にできる仕組みづくりを検討します。また、高齢者移動支援事業「みかさぎ」の周知と活用を進めます。

⑤ 文化活動や産業・観光振興等の取り組みを通じた地域活動の活性化

伝統芸能・史跡の保存や継承、ゆず製品の開発等、地域との関わりがうれしい人でも関心を持てる活動を通じて、地域のつながりの構築・強化を図ります。



▶ 地区の概況



中野方地区は、東濃の秀丽「笠置山」と「日本の棚田百選」のひとつである坂折棚田がある美しい農村景観が広がる地域です。住民の自発的な活動が盛んに行われており、市内外からの視察も多くなっています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 1,448 人
・世帯	⇒ 551 世帯
・年少人口比率	⇒ 10.6%
・高齢化率	⇒ 43.4%
・民生委員児童委員	⇒ 6人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 全国に誇れる坂折棚田を中心として地区内で生産されるおいしいお米、日本一をめざす広大な栗園等、自然が豊かで暮らしやすい環境となっています。
- 思いやりのあるあたたかな人が多い地域で、一体感があります。
- 地域の福祉拠点、交流の場である「ふれあいセンターまめの木」を中心に、地域生活支援活動団体「まめに暮らそまい会」のボランティア活動、地域移送サービス「おきもり」等、自立したまちづくり活動が盛んで、農業、福祉、観光等、さまざまな面で支えあいの体制が構築できています。
- 学童保育が、小学校に隣接する「ふれあいセンターまめの木」に開設されており、支援員も充実しています。
- 診療所が2カ所、歯科医院が1カ所と、医療施設が充実しています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域の救急医療体制の充実」「移動手段の確保」となっています。
- 地域活動への参加者に偏りがあるため、積極的に広く声をかけ、まずは地域への関心を持ってもらうことが求められます。特に、教室は男性参加者が少ないことが課題となっています。
- さまざまなかたちで見守り活動を実施していますが、さらなる充実に向けて、方法の検討やしくみづくりを進めて行く必要があります。
- 学童保育の支援員、おきもりの運転手、「まめに暮らそまい会」のスタッフ等、後継者の育成が必要です。
- これ以上の人口減少、高齢化を食い止めるためにも、子育て世代が住みやすい環境づくりが求められます。

▶ めざす姿

いつまでもまめにくらそう 中野方

▶ 今後の取り組み

① 住民の地域参加への促進

高齢者等が気軽に参加しやすい活動として、「マレットゴルフ」や「ペタンク」、「コミュニケーション麻雀」への参加を促進します。また、住民がご近所や地域とのつながりを持つきっかけとして「見守りマグネットシート」の活用や、SNSによる地域の情報発信、日常的な声かけ等、地域への関心を高める取り組みを進めます。移住者の方の知恵や経験を活かしつつ他の地区の良いところを学びます。

② 高齢者の生きがいづくり、見守り支援の充実

高齢者を対象とした行事等の拡充、高齢者の食事会、「ふれあいセンターまめの木」の気軽な活用等、外出できる多様な機会づくりを進めます。

SOSを出さない人や、見守りを遠慮する人への対応として、「まめに暮らそまい会」と福祉委員、民生委員が連携した見守り活動を実施するとともに、引き続き定期的に事例検討会を実施し、情報共有や先進事例の学習を進めます。また、県のアドバイザーによる「見守り支援の勉強会」の実施、日中独居になる方のように今まで把握できなかった見守りが必要な方の掘り出しを進めます。

③ 地域の交流機会の充実

地域の交流の場「ふれあいセンターまめの木」等を活用し、知識や経験豊富な高齢者が先生になり、わら細工や昔のおもちゃづくり等を若者や子どもたちに教える機会を設けます。老若男女が集まる機会を通して、地域のさまざまな世代のつながりづくりを進めます。また、既存の組織の中で活動を結び付けていきます。第3木曜会では男性が楽しめる取り組みを工夫していきます。

④ 高齢者の移動手段の充実

自ら運転することが困難な高齢者が円滑に移動できるよう「おきもり」の利用を一層促進します。また、「おきもり」のボランティア運転手の充実を図ります。

*おきもり…ボランティア運転手による中野方町内ならどこでも無料で送迎する地域移送サービス。

⑤ 地域の情報共有・情報発信の強化

日常的な隣近所同士のコミュニケーションにより地域の情報共有を促すとともに、中野方の魅力や活動を地区内外へ発信することで地域としての誇りの醸成を図ります。

⑥ 地域福祉を担う後継者の育成

JA、喫茶店におきもり運転手募集のチラシ、医療機関にまめくら利用者募集のチラシを配置し、担い手や利用者を増やす工夫を行います。



▶ 地区の概況



飯地地区は、恵那市の北西部に位置し、平均的な標高が約 600 メートルとなる高原地です。古くから歌舞伎が盛んであり、文化財に指定された史跡が多く残るなど歴史文化を感じられる地域です。人口が 600 人をきり、恵那市内でも人口が最も少ない地区となっています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 572 人
・世帯	⇒ 255 世帯
・年少人口比率	⇒ 7.5%
・高齢化率	⇒ 45.5%
・民生委員児童委員	⇒ 6 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 山地や河川に囲まれた高原であるため夏でも涼しく、空気や水がきれいです。また、白とうもろこし、いもこねもち、するめのこうじづけ、こんにゃく、いのしし等、地域の自然を活かした食べ物がおしくいただけます。
- 見守り活動が行われている等、安心して子育てできる環境となっています。
- 歌舞伎や太鼓などの伝統芸能を大切に継承しています。
- 人口は少ないですが、人情にあつくおもてなしの心がある人が多く、人と人の距離が近いため地域が一つの家族のような雰囲気です。
- 地域の発展について考えている人が多くおり、まちづくりの活動に活気が出てきています。近年では移住者への支援も積極的に行われています。
- 地域の行事やイベントが多く行われています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「健康づくり・生きがいづくり・介護予防体制の整備」等となっています。また、地域活動への人材の確保、若者の地域参加の促進が課題としてあげられています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、住民同士による見守りや支え合いが困難となっています。生活支援や移動支援の充実に向けたしくみづくりが必要です。
- 民生委員の負担が大きくなっており、地域や社協との協力が求められています。
- 地域の文化を担う人材の確保や、魅力や情報の効果的な発信が必要となっています。

。

▶ めざす姿

いい笑顔 いい自然 じょうぶで みんなが支え合い
思いやりのあるまち いいじ

▶ 今後の取り組み

① 子育て世帯や、若者、移住者への支援

「寺子屋」の継続的な実施や、子育てサロン、通学支援、学童保育、一時預かりなど、子どもや子育て世代が住みやすいまちづくりを進めます。また、移住者への支援を行政とも連携して行い、若い移住者が暮らしやすい環境をつくります。

② 見守り活動などの高齢者等の生活支援

民生委員の見守り活動の強化、ご近所同士の見守り活動を進めていきます。民生委員以外も見守り活動に関われるよう、住民・遠方に住んでいる家族の見守りに対する意識の醸成を図ります。高齢者だけでなく子どもや障がいのある人等も見守りも進めます。

また、ひとり暮らし高齢者や、認知症の人、高齢者のみの世帯が求める支援を把握し、関係者間で情報共有するとともに、配食サービスや家事援助、高齢者サロン等の実施、生活支援のためのボランティア育成により安心して生活できるよう支援します。

③ 地域での支えあい・地域活動の拡充

子どもや高齢者、障がいのある人、移住者等、あらゆる住民が地域で支えあい、安心して暮らせるよう、地域の交流機会や支えあいの意識づくりを進めます。そのため、各年代の結束を高める機会や伝統文化の保存活動を通じた交流等の多様な機会をつくり、新しい拠点を活用して交流や気軽に相談できる場をめざします。また、社会資源が少ない地域なため、地域の社会資源を地域の人に知ってもらう活動を行います。

④ 移動・交通対策の充実

地域の移動手段である「いいじ里山バス」を活用した買い物支援サービスや、みんなで市街地に買い物に行く「買い物ツアー」の実施を検討し、高齢者をはじめとする交通弱者の移動や買い物を支援します。

⑤ 地域の魅力を伝える活動の推進

人口減少への対策や、地域への愛着の醸成として、SNS を活用した地域の魅力についての情報発信や、特産品の開発、山林や里山の保全活動、地歌舞伎、飯地音頭などの伝統文化の保存、するめこうじ、ほうば寿司、おかずみそなどの食文化の継承等の活動に地域が一体となって取り組みます。



▶ 地区の概況



岩村地区は、日本三大山城のひとつである岩村城跡と重要伝統的建造物群保存地区を有する歴史あるまちなみが残る地域です。また、「農村景観日本一」と称される田園風景が広がっています。近年では商業施設が進出し生活環境が向上するとともに、住宅地の開発が進んでいるため人口減少はゆるやかになっています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 4,673 人
・世帯	⇒ 1,879 世帯
・年少人口比率	⇒ 10.9%
・高齢化率	⇒ 34.8%
・民生委員児童委員	⇒ 12 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 岩村城跡や重要伝統的建造物群保存地区の歴史ある古いまちなみにより、趣のある風情となっています。偉人も多く輩出しており、多くの観光客が訪れています。
- 「農村景観日本一」である美しい田園風景がある一方、買い物や飲食ができる店舗もそろい、生活しやすい環境となっています。
- 近所づきあいが深く、顔の見える関係性が築けているため、支えあい・助け合いの風習があります。移住者も受け入れやすい環境となっています。
- 地域ぐるみの行事が活発に行われています。
- 教育環境が整っており、子どもを育てやすい環境です。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」等となっています。また、高齢者が集まる居場所が少ないことや、災害時対策が課題となっています。
- コロナの影響等により、交流や行事が減少し、地域の人とのつながりの希薄化が課題となっています。
- 新たな商業施設が立地する一方、昔からの商店が閉店するなどにより、高齢者等の交通弱者の買い物が不便となっています。
- 移住者の増加や自治会加入率の低下により、地域との関わりがうすい住民も増加しているため、地域参加の促進や福祉に関する情報提供が必要です。
- 自然の中で子どもが遊ぶことができる機会、子どもや親同士の交流機会の減少が課題となっています。
- ボランティア活動者の高齢化により、担い手の確保が必要となっています。また、やりがいをもって取り組むことができるようしくみづくりが求められています。

▶ めざす姿

つながるまち いわむら (人が 歴史が 地域が すべてにつながる)

▶ 今後の取り組み

① 高齢者等の生きがいきづくりや生活支援の充実

「ふれあいいいきサロン交流会」の充実や、壮健クラブの活用促進、ひとり暮らし高齢者に向けた食事会や健康づくりの機会の提供等により、高齢者の生きがいきづくりや閉じこもりの防止に取り組めます。サロンでの取り組みを生きがいきづくりにしていきます。

また福祉委員や民生委員等が連携した見守り活動や、地域住民が主体となった移動や通院、移動販売の活用、ごみ出しや電球交換等のちょっとした困りごとの手伝い等、高齢者が安心して生活できる支援に取り組めます。

② 移住者を含めた交流づくり

子どもから高齢者まで、移住者を含めて地域のつながりが深くなるような交流事業を実施します。サロン活動交流事業や多世代交流事業、町内会等への参加促進を進めるとともに、空家等を活用し気軽に集まって会話ができる場の設置を検討します。イベントを行うことで移住者が自然に地域とのつながりを持つことができています。移住者を地域で歓迎し、向かい入れていることがわかる取り組みを進めます。

③ 地域ぐるみの子どもや子育て世代への支援

地域で子どもがのびのびと遊ぶことができるよう、ホットいわむらや岩村地域自治区運営協議会等と合同で、子どもを見守り育てる意識を醸成します。学童保育等の充実や、子どもが自然の中であそぶことができるよう、子育てしやすい環境づくりを進めます。

④ ボランティア活動の活性化

地域のボランティア活動がより活発に行えるよう、担い手の育成や利用する人が使いやすいシステムづくりに努めます。行政や社協等と協力して、新たにボランティア活動ができる場を確保します。また、小中学校の頃から福祉教育を実施していきます。



▶ 地区の概況



山岡地区は、農林業、陶土、寒天の産業が古くから盛んで、豊かな自然環境に恵まれた地域です。厳しい冬の寒さの中で生産される細寒天は、日本一のシェアを誇ります。飯高観音や花白温泉、道の駅「おばあちゃん市」、山岡陶業文化センターなど、地域の自然や歴史、産業、住民活動が活かされた施設には地域外からも人々が訪れます。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 3,873 人
・世帯	⇒ 1,523 世帯
・年少人口比率	⇒ 8.3%
・高齢化率	⇒ 42.1%
・民生委員児童委員	⇒ 16 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 特産品である細寒天や、土地の特性を活かした陶業などの産業が地域に根づいています。また、道の駅「おばあちゃん市」やサロン活動でもそれらが活用されています。
- 緑が深い山里で、四季折々の変化を暮らしの中で楽しむことができます。
- 人柄が「まるい」（やさしい）人が多く、近隣との交流が盛んで親せきのようなつきあいがみられます。
- 地域の伝統行事が継承され、伝統文化を大切にする心が育まれています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」等となっています。また、地域活動を広げるためには若い世代への参加の呼びかけが求められ、生活で不安なこととしては老後の生活があげられています。
- 地域のサロン・日赤奉仕団・ボランティア等の後継者の育成等、人材の確保や、男性参加者が少ないことが課題となっています。
- 高齢者等の交通弱者に対する移動手段の確保や、配食サービスの拡充が求められています。
- 毎月行われる区会では、福祉課題について話し合う機会が少ないため、情報を共有できる体制が求められています。
- 令和4年度に実施した「さとやま食堂」のような多世代交流の活性化が求められていますが、福祉人材の確保が課題となっています。
- 人口減少や少子化が進行し、子どもや若者が減少しています。町を活気づけていく取り組みが求められます。

▶ めざす姿

いっしょに 元気にしよう さとやま やまおか

▶ 今後の取り組み

① あらゆる人に対する見守りや生きがい活動等の拡充

ひきこもりがちになっている人や、マレットゴルフやさとやま食堂での手伝い、壮健クラブによる活動のような地域性のある取り組みを男性の地域活動参加のきっかけづくりにします。また、生きがいづくりや見守り活動として、地域で集まりやすい場づくりや、積極的な声かけ等を行います。

② 買い物や通院など交通弱者への配慮

運転が困難な人の日常生活を支援するため、地域にとって本当に必要なバスの停留所を検証するためサロンでのニーズ調査の実施、デマンドバスの活用促進を検討します。また、移動販売や配食サービスの継続に力を入れ、支部活動やサロン活動への移動手段の検討に努めます。

③ 住民自治の意識の醸成

住民の「行政に頼るだけでなく自分たちでもやる」という意識を育て、地域活動への参加を促進します。また、地域の課題を話し合い、解決するしくみづくりや地域の活動を牽引する人材を育成し、地域の組織体制を強化します。民生委員と福祉委員の連携を図り、民生委員や福祉委員、消防団との交流会により DIG 訓練を通して防災力を強化していきます。

④ 地域のつながりや連携の強化

まずは向こう三軒両隣とのつきあいを深め、家族のように助け合える地域づくりを進めます。「さとやま食堂」を軸とした多世代交流の実施、地場産業等を活かしたイベントの実施や、サロン活動と壮健クラブ活動の連携等、既存の組織や活動についても連携・協力を図ります。

⑤ 若者や子育て世代への支援

若者や子育て世代が地域に関わるきっかけとして、「田んぼアート」や「さとやま食堂」などの多世代交流イベント、子育て世代同志や多世代で交流できる機会づくりに努めます。また、自治会への参加を促進するため、意義ややりがい等を伝えていきます。

「山岡みまもり隊」「地域安全パトロール」「子ども安全みまもり隊」の「みまもる目」活動により、子どもが地域で安心して、遊べる、学べる環境をつくれます。



▶ 地区の概況



明智地区は、恵那市の南部に位置し、豊田市と隣接する地域です。古くは窯業により栄えていました。市街地には明智川が流れ、周囲を山林に囲まれています。昭和 59 年に住民自らボランティア活動により立ちあがった「日本大正村」は人情味あふれる大正ロマンのまちとして観光客が訪れています。その他にも歴史や文化を感じる資源が多く残っています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 4,835 人
・世帯	⇒ 2,001 世帯
・年少人口比率	⇒ 8.2%
・高齢化率	⇒ 43.8%
・民生委員児童委員	⇒ 16 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 明智の森・下ヶ渚・千畳敷公園などの豊かな山林と里山に囲まれ、水や空気がきれいで自然が美しい地域です。
- 日本大正村の古いまちなみや、明知城跡等の史跡、山本芳翠や明智町で産まれたと言い伝えのある明智光秀といった偉人の存在により、歴史的な趣を感じることができます。また、明知鉄道の始発・終着駅である明知駅は日本大正村の玄関口となっています。明知鉄道存続に向けたさまざまな取り組みが行われています。
- 住民の郷土愛が強く、若者から高齢者まで地域で元気に明るく活動しています。同級生同士のつながりも強く、自治会活動や近所づきあいも盛んです。
- 教育機関や医療機関、福祉施設が多く、商業施設もあるため安心して暮らせる環境となっています。
- ちょっとおんさい祭り、光秀まつり、ぎおん祭り等の行事が継承されています。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「地域医療体制の充実」「防犯体制の整備」「移動手段の確保」となっています。また、生活で不安なこととしては老後の生活があげられています。
- 見守りが必要な人の情報共有や、さまざまな媒体を活用した地域とつながるしくみづくりが求められています。
- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中、サロンや多世代交流の充実を求められています。
- 自治会ごとの福祉委員の活動など、地域のさまざまな組織の体系化が求められています。
- デマンドバスの周知や運用に向けた検討を進めて行く必要があります。
- 恵那市における SDGs の取り組みを明智でも推進していきます。

▶ めざす姿

あかるく けんこうな ちいき作りをすすめるまち 明智

▶ 今後の取り組み

① 地域での見守り活動などの充実

子どもへの見守り活動「明智っ子笑顔見守り隊」を継続して行うとともに、見守り活動に努めます。

高齢者の見守りについては、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に見守り体制の強化を図ります。カフェなどのサロン活動の充実や、福祉委員と民生委員の連携、日頃からの住民同士のあいさつ、郵便局や新聞配達との協力により、誰もが安心できる地域をつくります。また、見守り活動を災害時にも活用できるよう、避難支援が必要な人の把握やマニュアルの作成、SNSを活用した高齢者の見守り支援の充実等に努めます。

② 若者の地域参加の拡充

若者が住みつづけたいまちとなるよう、地域への関心を高め、参加を促す取り組みを進めます。日本大正村を活用した若者主体のイベントの実施や、若者同士がさまざまな人と出会える場の提供、小中高生の地域活動への巻き込み、地域の行事等への参加の働きかけ等の取り組みを進めます。

③ 地域活動の組織整備

地域福祉懇談会の継続的な実施や、活動を継続していくことで全体のレベルアップや福祉委員の資質の向上や活動支援、地区役員への女性の登用等、地域活動がより盤石となるような組織づくりを進めます。

④ 地域の情報発信・情報共有

地域の情報を住民が把握することができるよう、福祉サービス等の情報提供や、情報共有方法の検討を進めます。また地域の魅力をSNSの活用や明智だよりの充実により地域内外に発信し、住民の愛着を育むとともに移住・定住促進へもつなげます。

⑤ 高齢者の生活支援

デマンドバスを活用した高齢者の移動の確保等支えあいのシステムづくりを進めます。

⑥ 多様な住民交流の推進

年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが集い、ふれあえるようなサロン活動やイベント等、交流の場や機会の充実をめざします。



▶ 地区の概況



串原地区は、恵那市の南端に位置し、愛知県と隣接する地域です。緑豊かな景観となっていますが、山々により形成される急峻な地形により、道幅は狭く急勾配で、カーブが多くなっています。くしはら温泉「ささゆりの湯」や、奥矢作レクリエーションセンターなどでの都市交流、中山太鼓、歌舞伎などの伝統文化の保存・継承が進められています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 693 人
・世帯	⇒ 300 世帯
・年少人口比率	⇒ 8.5%
・高齢化率	⇒ 50.4%
・民生委員児童委員	⇒ 5 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 串原七つの滝、奥矢作湖、湖畔の桜並木など緑豊かな美しい景観に囲まれています。
- 地歌舞伎、中山太鼓などの誇れる伝統文化が営まれ、子どもたちへも受け継がれています。
- くしはら温泉「ささゆりの湯」や奥矢作レクリエーションセンター、キャンプ場等の施設が、住民の余暇活動の場や、地域外から人々が訪れる観光地となっています。
- ハムやこんにゃく、トウモロコシ、トマト等の特産品があり、「へぼ」という独自の食文化も残っています。
- やさしい人柄の人が多く、ほとんどの人が顔見知りとなっているため地域のまとまりがあります。子どもの預かり等もご近所間で行われています。
- ボランティアや奉仕作業などに積極的に参加する住民が多く、行事にも協力的です。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は、「ボランティア・市民活動の活動支援」「地域医療体制の充実」「移動手段の確保」となっています。また、福祉についての情報発信が弱いことが課題としてあげられています。
- サロンへの男性参加者が少ないことが課題となっています。
- 自主運行バス「くしばす」の利用促進や運用に向けた検討を進めて行く必要があります。
- コロナの影響により実施ができなくなっていた行事の再開や、伝統文化の後継者不足が課題となっています。
- 地域活動やボランティアの担い手の固定化しており、担い手の確保や育成が必要です。また、支援が必要な人の情報の共有や、ニーズに合わせた支援を提供できるしくみづくりが求められています。

▶ めざす姿

自然と伝統文化が輝く 元気な郷 串原

▶ 今後の取り組み

① 高齢者の生きがいきづくり・生活支援

高齢者がいつまでも元気で暮らせるよう、近い場所でのサロンの実施や、災害時を視野に入れた見守り活動、地域で連携しながら庭の草刈りや電球の交換など簡単な生活支援等に取り組みます。

また、男性も参加しやすいよう得意としている分野を取り入れ、壮健クラブとの連携や目的をもって活動できるような生きがいきづくりとなるサロン活動の内容を検討し、男性の地域参加の充実を図ります。

② 移動・買い物支援の拡充

高齢者や障がいのある人等、交通弱者を支援するため、くしばす、自主運行バスの利用促進を図り、買い物や通院等への移動支援、移動販売の運行範囲の拡充への働きかけ等を行います。

③ 伝統文化の保存活動を通じた地域活動への参加促進

地歌舞伎や中山太鼓、学校で取り組んでいる「ふるさと学習」等、歴史ある伝統文化の保存活動を子どもや若者等と一緒に取り組むことで、後継者を育成するとともに地域への愛着の醸成や地域のさまざまな活動に参加することを継続していきます。

④ 地域のつながり・助け合いの強化

地域活動やボランティア活動がより活発となるよう地域独自のサービス、社会資源を活用することで助け合いを促し、活動を牽引する人づくりに取り組みます。

⑤ 移住・定住促進施策と連携した地域づくり

人口減少や少子高齢化を食い止め、元気ある地域とするため、若者等への移住・定住促進を図ります。空家の活用や、地域の情報発信、移住体験施設の設置、農業体験などの取り組みを行政等と連携して行うとともに、活動を通じて地域のつながりの深化や移住者の地域参加を継続していきます。



▶ 地区の概況



上矢作地区は、恵那市の南部に位置し、深い緑の山々と上村川に周囲を囲まれた地域です。かつては地形を活かした林業が盛んに営まれていました。愛知県豊田市、長野県平谷村、根羽村と隣接しています。医療・福祉施設が充実しており、いくつになっても健康で安心して生活できる支えとなっています。

○統計データ○(R4.8.31)

・人口	⇒ 1,602 人
・世帯	⇒ 718 世帯
・年少人口比率	⇒ 6.9%
・高齢化率	⇒ 52.7%
・民生委員児童委員	⇒ 11 人

▶ 地区の魅力と課題

【地域の魅力】

- 濃い緑の山々と上村川の清流に囲まれ、自然の中でいきいきと生活することができます。
- 国民健康保険上矢作病院、かみやはぎ総合保健福祉センター、歯科診療所、特別養護老人ホーム福寿苑、障害者福祉サービス事業所セルフかみやはぎなどが整備されており、住民の医療と福祉に対する満足度が高くなっています。
- 優しい人柄の人が多く、玄関の鍵をかける必要がないほどのご近所のつながりもみられます。自治会活動やボランティア活動が活発に行われています。
- 子育てや教育に協力的な人が多く、子どもを育てやすい環境です。

【地域の課題】

- アンケートによると、重点課題は「移動手段の確保」「総合的な福祉のまちづくりの推進」等となっています。また、地域活動の人材を確保することが求められています。
- サロンへの男性参加者が少ないことが課題となっています。
- 交通弱者に対する移動手段の確保が求められています。定期バスの利便性の向上や、自主運行バスの運用に向けた検討を進めて行く必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯だけではなく、高齢者全体に対しての支援が求められています。一方で、サロンや配食サービス等の担い手の確保が課題となっています。
- 近年空家が増加しており、防災・防犯の面からも対策を図ることが求められています。

▶ めざす姿

ほかほか いきいき 誰もが安心 かみやはぎ

▶ 今後の取り組み

① 地域交流の促進によるつながりの強化

ふれあいサロンの継続や、道の駅や喫茶店、コミュニティーセンター等を活用した交流機会の設置、移住者等の交流会の確保等住民が地域で集う機会の拡充を図ります。またウォーキング等の多様な形式での実施や、男女問わず地域住民が行っているボランティア活動を推進、サロンへの行き来がしやすいようデマンドバスの活用により、さまざまな人の参加を促します。地域住民が地域や自分たちのために自発的な活動を支援していきます。

② 買い物や通院など交通の充実

交通弱者等の移動することが困難な人に対して、上矢作町で使える高齢者・障がい者の日常生活支援サービスという社会資源マップを活用して商店や移動販売を利用し、買い物の充実を目指します。コミュニティバス、病院の患者送迎バス利用の充実に取り組みます。

③ 多様な高齢者支援の実施

配食サービスの継続など、在宅高齢者の早期から認知症予防、総合保健福祉センターを活用した病状への対策の推進、これらを実施するための担い手の確保等に取り組みます。

④ 地域住民みんなで子どもを見守ることができる地域づくり

子育て世代の転出が課題となっているため、のびのびと育てるよう学童の充実や未満児保育の強化、既存のサービスを周知し活用を促進するとともに、独自の子育て支援について地域で検討します。

⑤ 防災・防犯対策の推進

防災訓練の充実や救命講習会の実施など、自主防災活動により住民の防災意識の向上を図るとともに、あんしんカード、あんしんマップの認知度向上を図り、活用を促進します。

倒壊が危ぶまれる家屋の適正管理、空き家を移住定住に活用できるような取り組みの推進を図ります。また、避難場所を見直して自治区事に防災活動に取り組みます。

第 8 章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

（１）進行管理体制

本計画は、行政や庁内の関係課が、地域の住民や地域活動団体、NPO 法人、民間企業、ボランティア等と連携して推進します。また、各地区においては、まちづくり実行組織などのさまざまな地域活動団体が振興事務所や社協と連携して、取り組みを推進します。

本計画の進行管理体制について、基本計画・実施計画や本計画の総合的な確認・評価は、「恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」で行います。地区計画については、毎年各地区で「恵那市地域福祉懇談会」を開催し、取り組みの現状や課題等の把握を行います。

（２）進行管理の方法

基本計画・実施計画や本計画の総合的な確認・評価については、成果目標の達成状況の確認を、進行管理シートに基づいて行います。行政や社協の担当課に施策ごとの進行管理シートを毎年配布し、現状や今後の方向性等について確認します。この結果について、毎年開催する「恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」で報告し、構成委員は計画の進捗状況の把握や、提言及び助言を行います。

地区計画については、各地区の自治会や民生委員、福祉（協力）員、NPO 法人、ボランティア等が参加する「恵那市地域福祉懇談会」を毎年実施し、取り組みの状況や今後の方向性等を確認します。

本計画の３年目の終了時にあたる令和７年度末には、計画の中間評価を行います。中間評価は、成果目標の達成状況や進行管理シート、「恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」での議論をもとに総合的に評価を行い、必要に応じて計画の一部修正、重点事業の再設定などを行います。

最終年度にあたる令和９年度には、最終評価を行います。最終評価は、５年間の成果目標の達成状況や進行管理シート、「恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」での議論のほかに、アンケート調査や地域福祉懇談会など、市民の意見を広くうかがう機会も改めて設定し、次期計画の策定につなげます。

資料編

- (1) 用語集
- (2) 恵那市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- (3) 第 4 次恵那市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- (4) 恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画策定委員名簿
- (5) 恵那市地域福祉計画・恵那市地域福祉活動計画事務局名簿
- (6) 策定スケジュール

第4次 恵那市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

発行年月：令和5年 月

発 行：恵那市・社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
【恵那市 医療福祉部 社会福祉課】

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL:0573-26-2111(代表) FAX:0573-25-7294

【恵那市社会福祉協議会 地域福祉課】

〒509-7201 恵那市大井町 727 番地 11

TEL:0573-26-5221 FAX:0573-26-5701
